

當時内地の新聞紙を賑はした一篇を抜萃して、當局者が島民兒童教育の上に拂はれた苦心を知る資料とする。

南洋から來た少年の教育に就て當局者の苦心（讀賣新聞より抜萃）

南洋サイパン島から遙々志を立て、來朝した少年ペードロ・アダ（一六）は、一先づ四谷内藤町、笠原南洋群島防備隊民政部事務官宅に落着いて、帝都の秋色に親んで居るが、同人の希望は師範教育を修めて將來教育家たらんとするにあり。兄も獨逸領時代の青島中學校を卒へて、現に土人教育に従事して居る。

海軍當局は此の少年教育に就て頗る惱んで居るのは、サイパン島には内地高等小學校程度の學校があつて、青少年は其の卒業生であるから、假名交り本位の文は讀み得るし、日本語も普通の會話位は案外堪能であるが、一歩進んだ修學には先づ漢字の稽古をさせねばならず、又此の少年を託する適當な人と、家とが無いことである。夫かと謂つて土人留學の皮切りであるから其の學績の擧ると、擧がらないとは、今後に於ける土人教化上至大の影響ありと觀ねばならぬから、海軍當局はホト／＼當惑して居る。

幸ひ此の指導者には、最近迄彼地に在職して居た大田周作氏が神田區西小川町に居るから同氏に委囑する筈である。入京後の青少年は頗る健在で、二、三日前には防備司令官永田少將に伴はれて、枋内海軍次官に面會したが、笠原事務官は、冬を知らない南洋少年の保健上に就て、甚しく心配して居る。（帝通小澤）

ペードロ・アダは、其の後同校を卒業して、東京市麹町區紀尾井町上智大學豫科（選科）第一學年に入學したが、翌年九月家事の都合で退學して歸島した、現在は米領グアム島で商業を營んで居るといふ。

其の後も内地小學校、中等學校及び宗敎學校に留學し、又外國の學校へ留學する者もあり其の數は漸次増加するに至つた。そこで南洋廳時代となつても、大正十一年六月二日附で内務部長より各支廳長宛次の通牒を發して、内地及外國留學生の取扱方に就て指示した。

公學校卒業生又ハ在學中内地ニ留學スル者ノ取扱ニ關スル件

大正十一年六月二日  
内地 第六十七號

内地留學者の取扱

公學校卒業生又ハ在學中ノ者ニシテ内地又ハ外國ニ留學セムトスル者アルトキハ家庭ノ事情其ノ他ヲ調査シ相當ノ保護ヲ加ヘ在留地ニ於ケル通學ノ便宜等ニ關シテモ豫メ考究シ宿所及保護人等可成彼等ヲシテ安ンシテ研學シ得ル様援助相成度尙留學者ニ對シテハ左記事項ヲ具シ其ノ都度報告相成度右依命申進ス

追テ學校卒業生ニ對シテハ其ノ後ノ狀況又途中退學者ハ其ノ理由ヲ其ノ都度報告相成様被致度申添候

左記

- 一、學校卒業生又ハ在學者ナルトキハ學籍簿寫壹通
- 二、家庭ノ狀況
- 三、資力其ノ他留學ニ際シ支障ノ有無即チ知己、友人、親戚又後援者等各種ノ事情
- 三、目的、學校名、期間（専門ノ學科ナルトキハ其ノ種類）
- 四、保證人ノ氏名 職業、住所
- 五、本人ノ宿所
- 六、第一號ノ學籍簿ヲ有セサルトキハ之ニ準シ作成ノコト
- 七、其ノ他必要ト認ムル事項
- 八、此ノ際ニ限リ現在留學者ヲ取纏メ前各號ニ準シ報告ノコト

内地留學者を年度別に表示すれば次の通りである。







鑛採掘に従事してゐる者で、其の残りの百五十名中、十一家族を除いては悉く獨身生活を營んでゐる者であつた。翌五年三月末の調査に依れば男子二百十四名、女子十名、合計二百二十四名で、前年に比し約百六十名の減少を見た。それは一時燐鑛會社の閉鎖に因るものであつた。

爾來歴代の臨時南洋群島防備隊司令官は、群島流治上の諸般の施設に於ても萬全を期せられ、産業方面に於ては、各種の企業家に對し保護獎勵を與へて、銳意群島の産業開發に努力せられた。

特にサイパン島は、その氣候土壤等自然的要素が、甘蔗栽培に好適することを認め、又一面帝國に於ける砂糖の需要状態を顧み、糖業の發達に依り植民地産業の發展を期せんとして、官有地の無償貸下を爲し、斯業の獎勵に努める所があつた。

斯くてサイパン島を第一として、各軍政廳の所在地には、小規模ながらも商工業、水産業其の他の目的を以て移住するもの漸次其の數を増し、又軍政廳に民政部が設置されると共に、文官職員等の増員も續々來島し、家族を伴ふ邦人の來住者は年を逐ふて増加するに至つた。従つて之に伴ふ其の子弟の教育機關の必要を生じて來る事は當然の成行である。

## 邦人教育の概況

南洋群島に於ける島民教育の小學校設立當時は、「島民と、邦人子弟と同じ學校に入學させて、同様の教育を施すは効果的であり、斯くして島民を日本人化すべきである」と、當局者の中には主張する者があつたが、それは邦人子弟の就學兒童の無い時代の空論で、いざ邦人子弟の就學兒童があるとなれば、島民子弟は島民としての教育方法があり、邦人子弟は日本人としての教育を施すべきことは當然の事である。

邦人子弟も最初は就學兒童數の關係上止むを得ず、公學校に於て特別に教育することゝして居たが、大正八年七月一日、南洋群島小學校規則が發布され、大正八年九月一日初めて南洋群島第一尋常小學校をトラック諸島夏島に、第二尋常小學校をサイパン島ガラハンに設立されることゝなつた。

大正十年三月には文部省令第十三號を以て、南洋群島尋常小學校兒童並卒業生は、内地の市町村立小學校兒童及卒業生と同一の取扱を受くる事となつた。

産業の發展と共に年々邦人の數を増加し、それと共に就學兒童の激増を來し、小學校も其の數を増し、昭和十年四月三十日現在で、高等小學校一、尋常高等小學校五、尋常小學校九、分教場一、公學校特別學級二、學級總數尋常科七二、高等科一二、計八三の多きに達し、兒童數も尋常科男二、一九三、同女二、二一六、高等科男三〇三、同女一九三、總計四千九百五名に達して居る。

邦人の増加と共に中等學校の設立も自然必要となり、昭和八年四月一日にサイパン實業學校が設立され、農業及商業に關する知識技能を授くることゝなり、更に昭和十一年五月よりサイパン島に私立の南洋家政女學校が設立されて、女子に對する中等教育機關も設備されることゝなつた。

更に幼稚園事業が起り、公立の青年教育機關として、拓殖練習生養成所、青年學校等が設置され、私立の教育塾も出現するに至つた。邦人青年團の設立も益々増加し、其の實績も舉り、見るべきものがあるに至り、婦人團體、教育諸團體も、漸次鞏固なる基礎を築きつゝある。



## 一、學校教育

南洋群島の初等教育は、内地と同様の方針により、内地の小學校令及施行細則に準據して、南洋羣島小學校規則を制定し、之に基き教育を行つて居るもので、内地の小學校と何等變る所がない。

中等教育は、南洋の發展上特別に必要な實業學校を設置し、創立當初は乙種實業學校であつたが、昭和十二年度には組織を改正して、甲種實業學校に昇格され、女學校は乙種程度の私立家政女學校で昭和十一年五月に創設されたもので、最初の出發としては此の程度のものであることは止む得ない事である。

幼稚園事業は、町立又は特志家に依つて經營され、各地の幼稚園はそれ／＼相當の成績を揚げてゐる。教育方法等は内地の幼稚園と同様の方法で、實施されて居る。

### (イ) 初等教育

南洋群島に於ける小學校教育は、勅令百十三號を以て「國語ヲ常用スル兒童ニ普通教育ヲ授クル所」として、公學校の「國語ヲ常用セザル兒童ニ普通教育ヲ授クル所」と判然と區別されて居る。其の教育の變遷を、初等教育の創始、内地小學校との連絡、初等教育の擴張の三項目に分ちて考察することとする。

#### (一) 初等教育の創始

初等教育の創始

南洋群島尋常小學校創立以前の群島内に於ける邦人兒童教育に關して、大正七年前期の臨時南洋群島防備隊の記録に、

「内地人兒童の教育に關しては、全然之が施設を缺けるも、トラツク及サイパンに於ては、學齡兒童の就學希望者各一名ありたるを以て、便宜島民學校に收容し、訓育上多少の手加減を施し教授しつゝあり、將來家族同伴の邦人の増加と共に、内地人兒童の教育に關しては、相當考慮を要すべきものとす」といふ眞に、寂寥たる狀況であつた。

勿論他諸島内にも學齡兒童はあつたであろうが、廣漠たる海洋に散在して居る無数の小島内に移住して居る小數の邦人兒童に對して、直に完全なる教育施設を行ふことは至難の事業である。

併し乍ら前述の如く、群島内の諸種の施設が、其の緒に就くや、内地人の渡來して在住する者は、各便船毎に増加するに至り。それ等の子弟教育機關の必要缺くべからざることとなり、大正八年七月一日民政令を以て南洋群島尋常小學校規則が公布され、差し當り邦人の比較的多いトラツク島に南洋群島第一尋常小學校を、サイパン島に南洋群島第二尋常小學校を設置し、大正八年九月一日から何れも授業を開始することとなつた。

#### 南洋群島尋常小學校規則

大正八年七月一日  
南洋群島民政令第五號

第一條 尋常小學校ハ内地人ノ兒童ヲ教育スル所トス

尋常小學校ハ兒童身體ノ發育ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ルルヲ以テ本

第三章 日本統治以後の教育

南洋群島尋常小學校規則



第二節 邦人に對する教育

旨トス

三六四

第二條 尋常小學校ハ司令官ニ於テ必要ト認メタル地ニ之ヲ設置ス特別ノ事情アルトキハ尋常小學校分教場ヲ設クルコトアルヘシ

第三條 尋常小學校ノ修業年限、教科目、教則、教科用圖書及編制、學年、休業日及式日ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外小學校令及文部省令ノ定ムル所ニ依ル但シ同令中市町村及管理ノ職權ハ民政署長之ヲ行ヒ府縣知事及文部大臣ノ職權ハ司令官之ヲ行フ

第四條 學校長ハ民政署長ノ認可ヲ經テ酷暑ノ休業前後各三十日以内ニ於テ每週ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

前項ニ依リ教授時數ヲ減シタルトキハ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第五條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日迄

第六條 酷暑及年末年始、學年末休業日左ノ如シ

一、酷暑休業 八月一日ヨリ同月三十一日迄

二、年末年始休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

三、學年末休業 三月二十六日ヨリ三月三十一日迄

第七條 特別ノ事情ニ依リ前條ノ期日ヲ變更セントスルトキ又ハ臨時ニ休業セムトスルトキハ學校長ハ事由及之カ爲ニ生スル各學科目、教授ノ補充方法ヲ具シ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 天災地變其ノ他ノ場合ニ際シ前條ノ認可ヲ受クル暇ナキトキハ學校長ニ於テ臨時休業ヲ行ヒ直ニ之ヲ民政署長ニ報告スヘシ

第九條 前二條ノ場合ニ於テハ民政署長ハ直チニ之ヲ司令官ニ報告スヘシ

第十條 尋常小學校ニ學齡兒童ヲ入學セシメムトスルトキハ其ノ兒童ヲ保護スル者ニ於テ左ノ各號ニ揚クル事項ヲ具シ民政署長ニ願出ツヘシ

一、兒童及保護者ノ氏名、出生年月日、本籍地、現住所

二、兒童入學前ノ經歷

三、保護者ノ職業及兒童トノ關係

第十一條 學校長ハ別表第三號書式ニ依リ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編制スヘシ學籍簿記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遅滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第十二條 學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席ヲ明ニスヘシ

第十三條 在學ノ兒童ヲ退學セシメムトスルトキハ保護スル者ニ於テ其ノ事由ヲ具シ學校長ニ願出ツヘシ

第十四條 學校長ハ傳染病ニ罹リ又ハ其ノ虞アル兒童ノ出席ヲ停止スルコトヲ得

第十五條 學校長ハ在學兒童ニシテ性行不良ノタメ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル者又ハ正當ノ事由ナク引續キ一ヶ月以上缺席シタル者ニ退學ヲ命スルコトヲ得

第十六條 尋常小學校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、學校長

一、海軍教員

一、海軍准教員

第十七條 學校長ハ海軍教員ヲ以テ之ニ充ツ

第十八條 學校長ハ校務ヲ處理シ所屬職員ヲ統督ス

第十九條 海軍教員、海軍准教員ハ學校長ノ指揮ヲ承ケ兒童ノ教育ヲ擔任シ庶務ニ従事ス

第三章 日本統治以後の教育

三六五



第二節 邦人に対する教育

第二十條 尋常小學校児童ノ授業料ハ當分ノ間之ヲ徵收セス  
第二十一條 卒業證書、修業證書ハ別記ノ書式ニ依ル

附 則

本令ハ大正八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(書式省略)

訓令  
南洋群島尋常小學校規則の公布と同時に、永田防備隊司令官は各關係職員に對し左の訓令を發して、其の教育趣旨の徹底を期する所があつた。

訓 令

大正八年七月一日  
臨南防民政部訓令第四號

南洋群島各般ノ施設其ノ緒ニ就クニ伴ヒ在留内地人ノ數歲ヲ趁テ激増シ學齡児童ノ數モ亦從テ漸ク多キヲ見ルニ至レリ然ルニ現下群島ニ於テ小學校教育ノ施設ヲ缺ケルヲ以テ是等兒童ハ貴重ナル學齡期ヲ空過シ心情爲ニ荒廢セムトスルノ狀況ニ在リ之ヲ以テ學齡期ニ達セル兒童ヲ有スル者ハ止ムナク其ノ家族ヲ内地ニ殘留セシメサルヲ得ス之レ唯ニ官民ノ共ニ不便ヲ感スル所ナルノミナラス群島開發上遺憾少シトセス内地人兒童教育機關ノ設置ハ洵ニ刻下ノ急務トスル所ナリ  
今回此ニ鑑ミ民政令ヲ以テ南洋群島尋常小學校規則ヲ發布シ如上ノ缺陷ヲ補ハムト欲シ先ツ其ノ第一着手トシテ在留邦人ノ多キ地ニ之ヲ開設シ次ヲ逐テ他ニ及ホサントス然モ諸般ノ設備遠ニ完備スル能ハサルモノアリ當分ノ間在來ノ島民學校々々含テ流用シ以テ一時ノ急ニ應セムトス仍テ此力使用ニ際シテハ教室ヲ明確ニ分割シ彼此混用セサル様般ニ留意スルヲ要ス  
抑モ南洋群島尋常小學校ハ專ラ内地人兒童ヲ教育スル所ナルヲ以テ之カ教育ノ方法ニ關シテハ特ニ定ムルモノノ外小學校令文

創設當時  
の児童數

部省令ノ定ムル所ニ依ラシムト雖モ熱帶地方ニ於ケル特殊ノ情勢ハ自ラ内地ト其ノ趣ヲ異ニスルモノアルヲ以テ其ノ教授訓練及養護ニ關シテハ格段ノ意ヲ用フヘク特ニ日常ノ訓育ニ於テハ内地人タル品格ノ維持ト向上トニ力ヲ盡シ以テ島民ノ模範タラシムルノ實ヲ擧ケサルヘカラス、之カ監督ノ任ニ當ル民政署長ハ能ク本趣旨ヲ體シテ其ノ徹底ヲ圖ルヘク直接之カ教育ノ任ニ當ル學校職員ハ教育勅語ノ旨趣ヲ體スルト共ニ又能ク其ノ本島ニ於ケル特殊ノ地理ヲ理解シ夙夜精勵其ノ職務ニ服シ本群島小學校教育ノ目的ヲ貫徹スルニ於テ聊モ遺漏ナカラムコトヲ期スヘシ  
斯くして邦人兒童を教育する尋常小學校は創設された。開校當時の児童數は次の通りであつた。

南洋群島尋常小學校表

(大正八年九月末日現在)

校 名	教 員		學 級 數	兒 童						合 計
	配 置 數	配置數		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年	
南洋群島	一	一	一	二	一					四
第一尋常小學校	一	一	一	一						四
同										
第二尋常小學校	二	二	二	三	一	一	一	一	一	六
計	四	四	二	九	四	二	三	二	一	二〇
				女	男	女	男	女	男	
				一	三	二	一	一	一	一〇
				二	二	一	一	一	一	一〇

教員は差當り、何れも島民學校教員をして兼務せしめた。児童數こそ僅少であつたが、南洋群島に於ける最初の



邦人教育機關として當局が如何に注意を拂つたかは、前掲の訓令に依つても明にする事が出来る。其の後邦人の人口は全群島に亘つて益々増加し、學校増設の止むなき趨勢となり大正十年六月に、サイパン島タナバコに、南洋群島第二尋常小學校タナバコ分教場を設置し、同年八月にはバラオ諸島コロル島に、南洋群島第三尋常小學校が新設された。

學事報告

南洋群島尋常小學校學事に關しては、大正八年八月一日臨南防民政部訓令第五號を以て、學校長は左記の事項に依り四月末日迄に民政署長に、民政署長は五月末日迄に、司令官に報告するやうに通牒があつた。

記

- 一、在學兒童數
- 二、學級編制並學級擔任者ノ氏名
- 三、職員ノ出缺勤數
- 四、男女別入學及卒業兒童數
- 五、男女及學年別半途入退學死亡ノ兒童數
- 六、出席ヲ停止シ又ハ退學ヲ命シタル兒童數
- 七、各學年男女別毎月出缺席兒童ノ百分比
- 八、兒童ノ健康狀態其ノ他學校衛生ニ關スル狀況
- 九、校地、校舍其ノ他設備ニ關スル狀況
- 一〇、兒童學習狀況

小學校規

曩に發布された南洋群島尋常小學校規則は其の運用上支障があり、大正十年八月二十七日、臨南防民政令第三號

則の改正

を以て次の通り改正された。

第十六條 尋常小學校ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一、小學校長
- 二、訓導
- 三、准訓導

第十七條 小學校長及訓導ハ海軍教員ヲ以テ准訓導ハ海軍准教員ヲ以テ之ニ充ツ

第十九條ノ二 前條ノ外特別ノ事情アルトキハ代用教員ヲ置キ准訓導ノ職務ヲ補助セシムルコトアルヘシ

第十九條ノ三 代用教員ハ小學校教員免許狀ヲ有セサル者ニシテ教員タルニ適當ト認ムル者ニ付民政部長之ヲ命ス

附則

本令ハ大正十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來ノ職員ハ本令ニ依リ辭令ヲ用ヒスシテ各相當ノ職ヲ命セラレタルモノトス

(二) 内地小學校との連絡

民政時代

サイパン、及トラツク島に尋常小學校が開設された大正八年には、歐州大戰も終熄を告げ、次で國際聯盟規約に據つて、確實に帝國の統治區域として本群島を統治することになった。そこで總ての事業は一段の活氣を呈し、邦人の渡航者は益々増加して來た。従つて學齡兒童も亦漸次其の數を増加し、小學校増設の必要を生ずる趨勢となつた。然るに本群島の小學校は、其の内容に於ては、内地の小學校と同一であるが、小學校令の所謂小學校でないから、兒童の内地歸還後義務教育の關係、其の他内地各學校に入學轉學等の際に於ける連絡を缺き、兒童教育上洵に遺憾の



點が尠くなかつた、斯様な状態では、本群島に於ける邦人の發展上にも至大の關係を有するので文部省令を以て内地の尋常小學校と同様の認定を得られる様に、海軍省を通じて文部省に申請することゝなつた。

上申の結果、大正十年三月五日の官報を以て、左の通り公布され、即日施行せらるゝことゝなつた。

文部省令第十三號

臨時南洋群島防備隊司令官ノ設置セル南洋群島尋常小學校兒童並卒業者ハ他ノ學校ニ入學轉學ノ關係ニ付明治三十三年勅令第三四四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ノ兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

南洋廳時

現在の南洋廳小學校兒童及卒業者の取扱に對しては大正十二年八月三日に文部省令を以て従來通りの取扱を受くるべく次の如き公布があつた。

文部省令第三十三號

南洋廳小學校兒童及卒業者ハ、他ノ學校へ入學ノ關係ニ就キ明治三十三年勅令第三十三號勅令第三四四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ノ兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

由來南洋群島の小學校は、内地の小學校と同様小學校令、文部省令を採用して居るもので、内地の小學校と相異なる所はない。唯地理的事情と、兒童將來の要求とを斟酌して、多少の教材選擇や、教授訓練に必要な對策を講じて居る點がないではない。

併し乍ら群島に於ける小學校教育は自由教育で、内地の如く義務教育ではない。それで群島では就學の獎勵は行ふが、強制はしない。この點は内地の學制に比して大なる相異點であるが、在留邦人の子弟教育の實際は、強制を要する事なく、小學校教育は日本國民の義務であるといふ、國民的通念から、就學を避忌するものは殆んどなく、

學齡兒童の就學歩合(第一章第一節第八項參照)は極めて良好である。

(三) 小學校規則の改廢

大正十一年四月一日軍政を撤廢して、現南洋廳の設置と共に勅令を以て南洋廳小學校官制が發布された。

南洋廳小學校官制

大正十一年三月三十一日  
勅令 第百十三號

南洋廳小  
學校官制

第一條 南洋廳小學校ハ國語ヲ常用スル兒童ニ普通教育ヲ授クル所トス

第二條 小學校ニハ左ノ職員ヲ置ク

學校長

訓導 專任四人 判任

第三條 學校長ハ訓導ヲ以テ之ニ充ツ南洋廳支廳長ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ部下職員ヲ監督ス

第四條 訓導ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ及學校長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第五條 小學校ノ名稱及位置ハ南洋廳長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

南洋廳小學校官制と同時に、南洋廳小學校規則も制定發布され、從來の南洋群島尋常小學校規則を廢止し、茲に面目を一新した。新に發布された規則は次の通りである。

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

南洋廳小學校規則

大正十一年四月一日  
南洋廳令第三十一號

- 第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ要旨トス
- 第二條 小學校ハ之ヲ分チ尋常小學校及高等小學校トス、尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス
- 第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス
- 第四條 小學校ノ修業年限教科目、教則ニ關シテハ特ニ規定スルモノヲ除ク外小學校令及文部省令ノ定ムル所ニ依ル但シ同令中府縣知事ノ職權ハ南洋廳長官之ヲ行フ
- 第五條 小學校ノ教科用圖書ハ南洋廳長官之ヲ定ム
- 第六條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得
- 補習科ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ別表ニ依ル
- 第八條 高等小學校ノ修業年限ノ延長及小學校教科目ノ加除ハ南洋廳長官之ヲ定ム
- 第九條 各學年ノ課程ノ修了又ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用ウルコトナク兒童ノ平素ノ成績ヲ考慮シテ之ヲ定ム
- 第十條 小學校ノ學級數ハ南洋廳長官之ヲ定ム
- 第十一條 小學校ニ於テハ各學級ニ訓導一人ヲ置ク特別ノ事情アル場合ニ於テハ囑託教員ヲシテ教授ヲ補助セシムルコトアルヘシ

第十二條 校地、校舍、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ノ外小學校ノ教授ニ妨ケナキ限リ教育、産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲使用セシムルコトヲ得

第十三條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ別テ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日迄

第十四條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第十五條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ

- 一 祝日、大祭日
- 二 日曜日
- 三 始政記念日
- 四 第一學期末休業 八月二十二日ヨリ八月三十一日迄
- 五 五年末始休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄
- 六 學年末休業 三月二十五日ヨリ三月三十一日迄

第十六條 特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ要スル場合ニ於テハ學校長ハ其ノ事由及之カ爲ニ減スル各教科目教授ノ補充方法ヲ具シ支廳長ノ認可ヲ受クヘシ

天災地變其ノ他急迫ノ場合ニ際シ前項ノ認可ヲ受クル暇ナキトキハ學校長ニ於テ臨時休業ヲ行フコトヲ得其ノ場合ニ於テハ速ニ之ヲ支廳長ニ報告スヘシ

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

前二項ノ場合ニ於テハ支廳長ハ速ニ之ヲ南洋廳長官ニ報告スヘシ

第十七條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童ハ小學校ニ參集シ左ノ順序ニ從ヒ儀式ヲ行フヘシ

一 職員及兒童ハ「君ガ代」ヲ合唱ス

二 學校長ハ教育ニ關スル勸語ヲ奉讀ス

三 學校長ハ教育勸語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

四 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

第十八條 學年開始迄ニ年齡滿六年ニ達セサル兒童ハ其ノ學年中ハ尋常小學校ニ入學スルコトヲ得ス

第十九條 高等小學校ニ入學スルコトヲ得ル兒童ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ年齡滿十二年以上ニシテ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

第二十條 學校長ハ家庭又ハ其ノ他ニ於テ修學シタル者ニ對シ父兄又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求ニ依リ試験ノ上相當學年ニ入學セシムルコトヲ得

第二十一條 他ノ小學校ヨリ轉學セムトスル者アルトキハ試験ヲ用キシテ同一學年ニ入學セシムルコトヲ得

第二十二條 小學校ニ兒童ヲ入學セシムトスルトキハ其ノ保護者ハ左ノ事項ヲ具シ學校長ニ申出ツヘシ

一 兒童並保護者ノ氏名、出生年月日、本籍、現住所及族稱

二 兒童入學前ノ經歷

三 保護者ノ職業及兒童トノ關係

第二十三條 學校長ハ傳染病ニ罹リ又ハ其ノ虞アル兒童若ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨ケアリト認メタル兒童ノ出席ヲ停止スルコトヲ得

第二十四條 學校長ハ調育上必要ト認ムルトキ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第二十五條 兒童ヲ退學セシムトスルトキハ其ノ保護者ニ於テ事由ヲ具シ學校長ニ届出ツヘシ

第二十六條 學校長ハ在學兒童ニシテ左ノ各號ニ該當スル者アルトキハ支廳長ノ認可ヲ得テ之ニ退學スルコトヲ得

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタリ者

二 正當ノ事由ナク引續キ一月以上缺席シタル者

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

南洋群島小學校令ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ南洋群島尋常小學校ニ在學スル兒童ハ本令ニ依ル尋常小學校ノ相當學年ニ編入ス

別表

算術	國語	修身	學年	
			科目	時數
六	一三	二	第一學年	二
			第二學年	二
			第三學年	二
			第四學年	二
			第五學年	二
			第六學年	二

第三章 日本統治以後の教育







第二節 邦人に対する教育

三七八

第九條 學校長ハ第九號様式ニ依ル兒童出席調査月表ヲ調製シ翌月五日限り支廳長ヲ經テ内務部長ニ提出スヘシ  
 第十條 學校長ハ第十號様式ニ依ル兒童出席調査年表ヲ調製シ毎年四月十日限り支廳長ヲ經テ南洋廳長官ニ提出スヘシ  
 第十一條 前各條ニ依ル表簿ハ左ノ區分ニ依リ保存スヘシ

表簿名	保存期間	表簿名	保存期間
成績考査簿	六年	學籍簿	永年
出席簿	三年	兒童出席調査月表綴	永年
兒童出席調査年表綴	永年	兒童出席調査月表綴	永年
學級編制表綴	永年	入學、停學、退學卒業者報告表綴	永年

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(書式省略)

小學校規則の改正

小學校規則は種々の事情により改正された大正十三年四月に、初めてサイパン小學校に、高等科が併置されることとなり、規則も同年五月二十三日南洋廳令第四號を以て次の如く改正された。

第七條中 「各學年」ヲ「尋常小學校各學年」ニ「別表」ヲ「第一號表」ニ改ム

第七條ノ二 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第二號表ニ依ル

附則

本令ハ大正十三年四月二十四日ヨリ之ヲ施行ス

第二號表

計	第一學年		第二學年	
	男	女	男	女
授時數	二	二	二	二
修身	二	二	二	二
國語	八	八	八	八
算術	四	四	四	四
日本歴史	二	二	二	二
地理	二	二	二	二
理科	二	二	二	二
唱歌	一	一	一	一
體操	三	三	三	三
裁縫	四	四	四	四

備考

土地ノ情況ニ依リ支廳長ハ南洋廳長官ノ認可ヲ得テ每週二十九時(必要科目ヲ包含ス)ヲ超エザル範圍内ニ於テ隨意科目若ハ選擇科目トシテ手工、農業、商業、家事、圖畫、英語ノ一科目若ハ教科目ヲ加フルコトヲ得  
 學校長ハ支廳長ノ認可ヲ得テ酷暑ノ期間六十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教授科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ  
 實習ニ關シテハ規定ノ教授時間外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

第三章 日本統治以後の教育

三七九



第二節 邦人に對する教育

更に昭和三年三月二十日南洋廳令第二號を以て小學校規則の一部が改正された。

第七條 削 除

第七條ノ二 削 除

第十四條ノ二 學校長ハ兒童ノ保健上必要ト認メタルトキハ一年ノ中五十日ヲ限り支廳長ノ認可ヲ經テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

支廳長前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨直ニ南洋廳長官ニ報告スヘシ

第十七條中 「天長節祝日」ヲ「天長節、明治節」ニ改ム

第十八條中「學年開始迄」ヲ「學年開始前迄」ニ改ム

第一號表及第二號表ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

小學校規則施行細則の改正

小學校規則施行細則も、實施中種々の事故を來し、改正される所があつた。大正十三年六月二日には、南洋廳訓令第二十四號を以て、施行細則中兒童出席簿、同出缺席調査月表、同出缺席調査年表様式が左の通り改正された。

南洋廳小學校規則施行細則第八號様式及南洋廳公學校規則施行細則第三號様式「兒童出席簿」中合計欄「事故缺席」ノ次ニ「停止缺席」ヲ加ヘ、南洋廳小學校規則施行細則第九號様式及南洋廳公學校規則施行細則第六號様式「兒童出缺席調査月表」並南洋廳小學校規則施行細則第十號様式及南洋廳公學校規則施行細則第七號様式「兒童出缺席調査年表」中授業日數欄ノ下ニ「性」及「在籍兒童數」ノ欄ヲ加ヘ同欄以下男女ヲ區別シ出席延員數欄「事故」ノ下ニ「出席停止」ヲ加ヘ「出席停止延員數」ノ欄ヲ削ル

附 則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

更に大正十四年三月五日には、南洋廳訓令第四號で、

第九條中 「内務部長」ヲ「南洋廳長官」ニ改ム

第九號様式「注意」欄中「内務部長」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

と改正され、大正十四年六月十五日には、南洋廳訓令第三十三號を以て次の如く改正された。

第二條中「學習證書ハ第四號様式」ヲ削ル

第一號様式、第九號様式及第十號様式ヲ別式ノ如ク改メ第四號様式ヲ削除ス

第五號様式「學業成績」欄中「日本歴史」ヲ「國史」ニ改メ「操行」欄ノ次ニ左ノ一欄ヲ加フ

判 定

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年三月十一日には、南洋廳訓令第六號を以て、

第十一條ノ左記中「入學停學、退學、卒業者報告綴」ヲ「兒童異動報告綴」ニ改ム

第一號様式、第五號様式、第六號様式、第八號様式、第九號様式、第十號様式ヲ別表ノ如ク改ム

第七號様式ノ欄外末尾ニ左ノ如ク加フ

右報告候也

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

昭和 年 月 日

南洋廳長官

附 則

殿

南洋廳

小學校長

三八二

本令ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表省略)

と改正せられ、昭和六年七月二十日には、南洋廳訓令第二十三號を以て

第七條第一項中「毎學期」ヲ「每學年」ニ改ム

同條第二項中「學期ノ半途」ヲ「學年ノ半途」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

と改正された。

(四) 初等教育の擴張

邦人在住者の増加

南洋群島の邦人人口は、占領の翌年大正四年三月末調に依ると、既述の如く、男三百六十一名に對し女十一名で男百人に付女約三人の割で、其の多數が獨身生活者であつた。

大正九年十月一日内地の第一回國勢調査に際し、南洋群島に於ても第一回島勢調査を實施し、以後五年毎に其の調査が行はれたが其の結果による邦人數を示せば次の通りである。

邦人人口調査表

(各年十月一日現在)

島勢調査	年 度	總 數		計	支 廳 別					
		男	女		サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルート
第一回	大正 九年	三、〇九七	五七四	三、六七一	一、七五九	九七	五九二	六〇二	四三五	一、九
第二回	大正 十四年	五、〇七四	二、二五六	七、三四〇	五、二九九	一五六	一、〇五四	三四七	二二八	二一七
第三回	昭 和 五年	一三、二六三	七、五七三	一九、八三五	一五、六六六	三四一	二、〇七八	七四九	六八九	四三
第四回	昭 和 十年	三一、一五八	一〇、七〇五	五、八六六	三九、七七八	六三三	六、五五三	一、九八〇	二、四八六	四八

斯の如く邦人人口は年々増加し、第一回島勢調査の男女比率は男百人に付女一八、八六人で、第二回島勢調査では男百人に付、女四六、四三人、第三回島勢調査では男百人に付、女六一、七七人で、第四回島勢調査では男百人に付、女六六、四五人の割で、依然として男子超過であるが、其の不均衡が漸次平等に近きつゝある傾向は、邦人の家族的移住者が増加した事實を證明するものである。

家族移住者の増加するに隨ひ就學兒童の増加することは當然のことで、大正八年九月調に依る開設當初の兒童數はサイパン、トラツク尋常小學校各十名に過ぎなかつた。

南洋廳設置當時は、三尋常小學校、一分教場で、兒童數百二十六名に増加し、大正十三年四月には、サイパン尋常小學校に高等科を併置し、同時にラウラウに同校の分教場を、翌十四年九月には、ヤップ島ヤップ公學校、バラオ諸島アングウル島アングウル公學校、ボナベ島コロニー公學校、及ヤルート島ジャポール公學校に各特別學級を

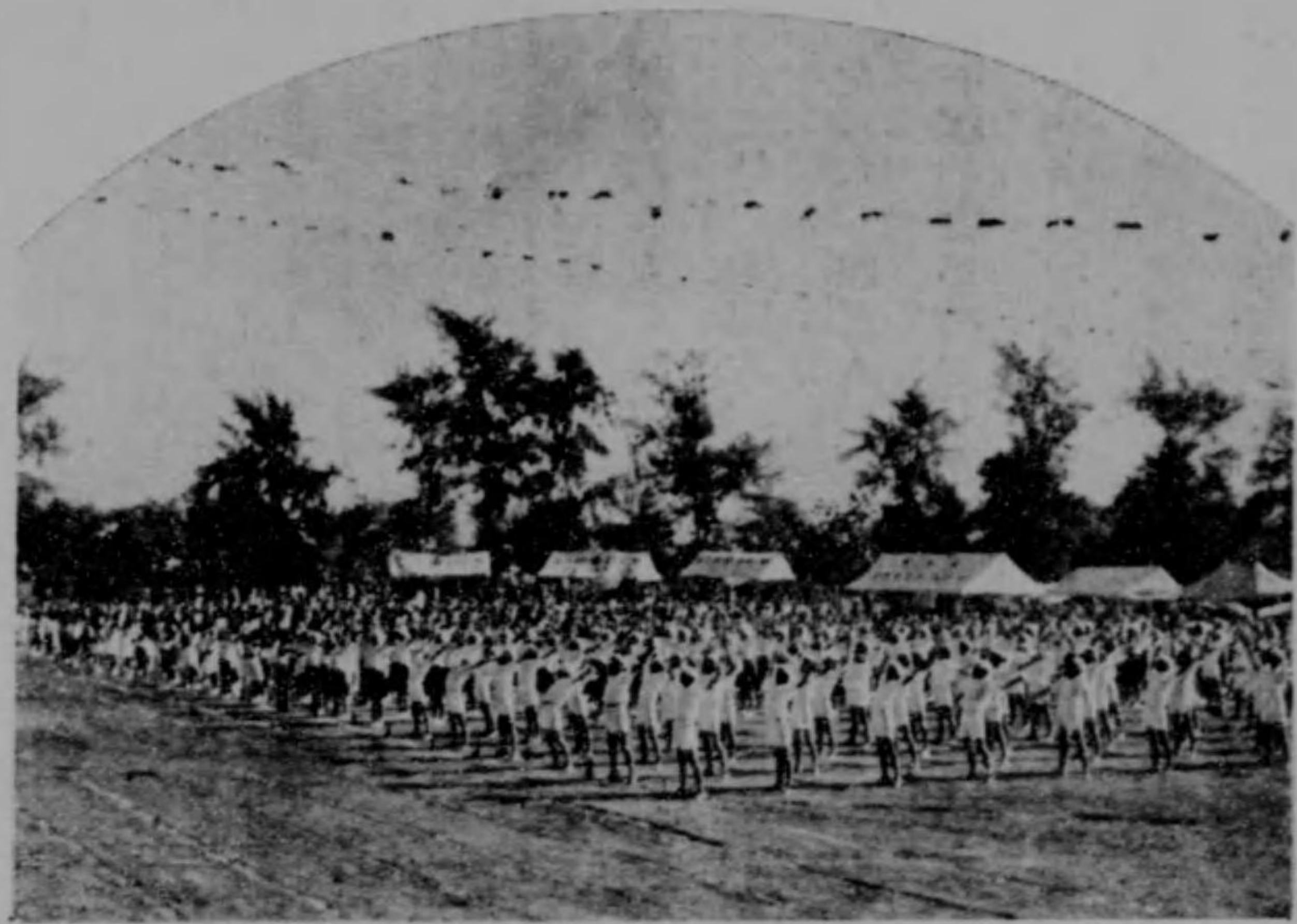
小學校の増設  
大正十三年



設けて邦人兒童を收容し、次で大正十五年四月にはヤツブ島及ボナベ島に尋常小學校の新設を見ることとなり、昭和三年四月にはバラオ尋常小學校に高等科を併置し、同年九月にはラウラウ分教場をアスリートに移轉して之を獨立せしめアスリート尋常小學校と爲し、同時にタナバコ分教場も獨立の尋常小學校とした。

斯の如く南洋廳開設以來拓殖事業の進展に伴ひ在留邦人の數が漸次増加し、特にサイパン支廳管内のサイパン島、及テニアン島、稍々後れてロタ島の製糖事業は非常な發展を遂げ、益々邦人が渡來するに至つた。昭和四年四月にはサイパン島にチャツチャ尋常小學校を設置し、テニアン島にテニアン尋常小學校を新設された、翌五年四月にはテニアン尋常小學校に高等科が併置され、同年十二月にはテニアン小學校にマルボ、カヒーの二分教場を附設した。

昭和七年四月にはサイパン支廳管内に、チャランカノア尋常小學校が新設され、翌八年四月には同管内のサイパン小學校の尋常科と高等科が分離せられ、テニアン島のマルボ、カヒーの二分教場がそれ々々尋常小學校に獨立し、ロタ島にロタ尋常小學校が新設され、更にホナベ小學校にバルキール分教場が附設された。



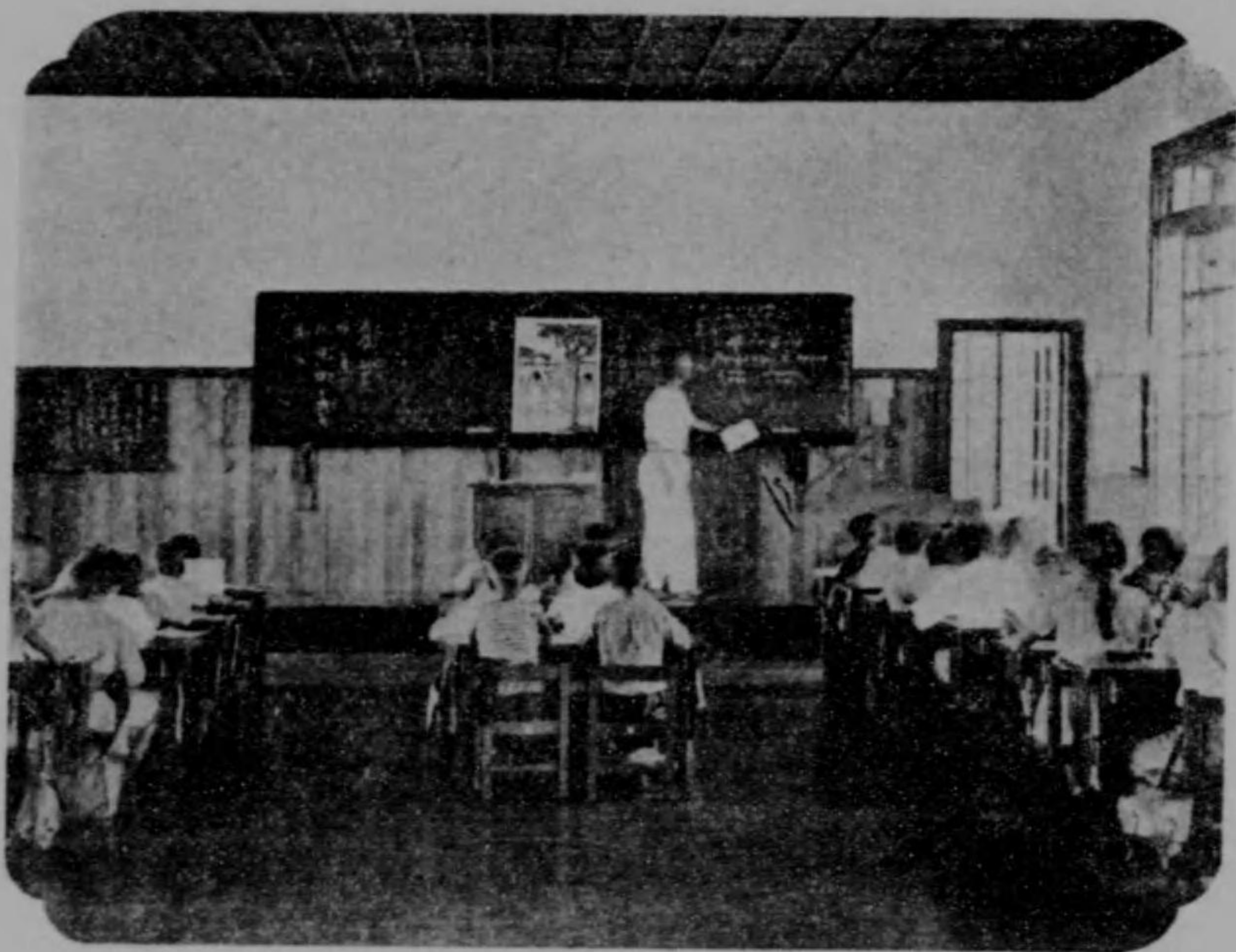
圖九十五第 全ガバラ學聯校聯合運動會チラ體操 (昭和九年)

昭和四年

昭和八年

昭和十一年

昭和九年四月にはサイパン支廳管内のチャツチャ尋常小學校に高等科が併置され、テニアン島に、チュロー尋常小學校の新設があり、翌十年五月にはチャランカノア尋常小學校に高等科が併置され、昭和十一年四月には、ロ



圖十六第 ボナベ小學校キール分級場授業の實況 (昭和十年)

タ島にタルガ尋常小學校が新設され、バラオ支廳管内のアンガウル公學校特別教室が、尋常小學校に獨立し、ガルドツク尋常小學校が新設された。ボナベ支廳管内でもボナベ尋常小學校に高等科が併置され、マタラニーム尋常小學校が新設され、ヤルト支廳管内のジャホール公學校特別教室も獨立してヤルト尋常小學校と改稱され、同年十二月にはボナベ小學校、バルキール分教場も獨立するに至り、更に昭和十二年四月には、バラオ支廳管内のアイライ、ガルミスカンにそれ々々尋常小學校が新設された。

昭和十三年四月一日にはサイパン支廳管内ロタ島にシナバル尋常小學校、バラオ支廳管内ベリリユウ島にベリリユウ尋常小學校が新設され、同年六月十二日にサイパン支廳管内サイパン尋常小學校にサイパン高等小學校が合併され、サイパン尋常高等小學校となり、タナバコ尋

昭和十三年





テニアン小學校兒童の甘蔗の入手 圖一十六第 (昭和二十年)

常高等小學校はマタンシヤ尋常高等小學校と改稱された。斯の如く初等教育は逐次擴張せられ昭和十二年六月現在の小學校數は、尋常高等小學校十二校、尋常小學校十二校合計二十四校を見るに至り、南洋廳設置當時の三小學校一分教場と比較して、僅か十五、六年で隔世の感がある。

(ロ) 中等教育

在留邦人の激増に伴ひ、初等教育は漸次擴張せられ、次第に充實されつゝあるが、初等教育のみでは其の輿望を充たすことの出来ないのは當然の事で、現在南洋群島の邦人間には其の子弟教育に爲に、二重、三重の生活をして居る者のある事は、人のよく知る所である。

南洋群島では夙に中等教育機關の必要を叫ばれて、其の聲は次第に高まり、漸くにして昭和八年四月に、サイパン島に實業學校が設立された。女子教育機關は未だ官設の機運に至らないが、サイパン島に愛國婦人會を主體として、之を助勢する團體及び地元有志の協力によつて、昭和十一年五月、私立の南洋家政女學校の創立を見るに至つた。

(一) 實業教育

中等教育機關を設置するに當り、南洋廳當局に於ては、群島の實狀として如何なる種類の學校を設置すべきか、慎重調査の結果、在留邦人の大部分が農業及び商業に従事する居る者なることに鑑み、更に邦人の最も多いサイパソ島に、農業、商業に従事せんとする者に必要な知識技能を授け併せて國民道德の涵養と、拓殖に適應する人材の養成を目的とする、修業年限二ケ年(修業年限二ケ年の高小卒及び之と同等以上の學力者を入學せしむ)の乙種程度の實業學校を設置することゝなつた。

即昭和八年三月二十七日勅令第四十號を以て南洋廳實業學校官制が公布され、同月三十日を以て南洋廳實業學校規則、同年六月二十二日には同施行細則が公布された。

南洋廳實業學校官制

昭和八年三月二十七日 勅令第四十號

南洋廳實業學校官制

- 第一條 南洋廳實業學校ニ左ノ職員ヲ置ク學校長
- 第二條 學校長ハ專任ニ任ズ
- 第三條 學校長ハ教諭ヲ以テ之ニ充ツ南洋長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス
- 第四條 實業學校ノ名稱及位置ハ南洋廳長官之ヲ定ム

附則

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

本令ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

南洋廳實業學校規則は昭和八年三月三十日に、南洋廳令第三號で公布されたもので、その全文を掲げて學校の本質を知る資料とする。

南洋廳實業學校規則

昭和八年三月三十日  
南洋廳令第三號

南洋廳實業學校規則

- 第一條 南洋廳實業學校ハ實業ニ從事セントスル者ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ併セテ國民道徳ノ涵養ヲ爲シ兼テテ殖産ニ適應スル人材ノ育成ニ力ムヘキモノトス
- 第二條 修業年限ハ二年トス
- 第三條 各學年ノ學科課程及每週教授時數ハ別表ニ依ル
- 第四條 學校長ハ各學科ニ就キ教授細目ヲ定ムヘシ
- 第五條 學校長ニ於テ教授用圖書ノ採定ヲ爲サントスルトキハ南洋廳長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第六條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分テ左ノ三學期トス
  - 第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄
  - 第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄
  - 第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日迄
- 第七條 教授ノ終始時刻ハ學校長之ヲ定ム
- 第八條 休業日ハ左ノ如シ

一 祝日、大祭日

二 始政記念日

三 日曜日

四 第一學期末休業

五 年末年始休業

六 學年末休業

學校長ハ必要アリト認ムルトキハ前項第三號乃至第六號ノ休業日中適宜教授ヲ爲スコトヲ得

第九條 各學年ノ課程ノ修了又ハ卒業ハ學科成績及操行ヲ考查シテ之ヲ定ム

第十條 卒業者ニハ別記第一號様式ノ卒業證書ヲ授與ス

第十一條 生徒ノ入學ハ學年ノ始ニ於テ考查ノ上學校長之ヲ許可ス但シ特別ノ事情アルトキハ長官ノ認可ヲ受ケ臨時入學ヲ許可スルコトヲ得

第十二條 第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス

第十三條 入學志願者ハ別記第二號様式ノ入學願及履歷書ニ第三號様式ノ出身學校長ノ成績證明書ヲ添ヘ願出ツヘシ

第十四條 生徒退學又ハ轉學セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ學校長ニ願出ツヘシ

第十五條 學校長ハ生徒疾病又ハ特別ノ事由ニ依リ三月以上學習スルコト能ハサルトキハ一年以内休學ヲ命スルコトヲ得

第十六條 學校長ハ教育上必要アリト認ムルトキハ左ノ懲戒ヲ加フルコトヲ得

- 一 戒 飭
- 二 謹 愼
- 三 停 學

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に対する教育  
四退學 附則

本令ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表

實業學校學科課程及每週教授時數

學科目	學年	
	第一學年	第二學年
修身	一 道德ノ要旨、公民ノ心得	一 道德ノ要旨、公民ノ心得
國語	四 講讀、作文、習字	四 講讀、作文、習字
算術	一 算術	一 算術
珠算	一 珠算	一 珠算
幾何	一 幾何ノ初步	一 幾何ノ初步
代數	一 代數ノ初步	一 代數ノ初步
博物	三 植物、動物、生理、礦物	三 物理、化學、有機化學、無機化學、農藝化學
物理化學		二 讀解、作文、會話
英語	二 讀解、作文	二 讀解、作文、會話
農業汎論	二 農業汎論	二 汎論
作物	二 各論	二 汎論

計	學年	
	第一學年	第二學年
園藝	一 蔬菜	一 果樹、花辨
農作物病理		一 作物病理
土壤及肥料	三 土壤ノ分類及性質、肥料料ノ配合、施用、評價	
畜産		二 汎論、獸醫、各論
農業製造		一 農業製造
林業		二 林樹、造林、保護、利用
農業工學	一 農具、手工、農業、土木	
法制	二 法制、農業法規、商業法規	
經濟		二 農業經濟、商業經濟
商業要項	三 商業通論、金融、爲替、銀行	二 保險、關稅、海運、商店經營、貿易
簿記	二 商業簿記	三 商業簿記
體操	一 體操、教練、遊戲及競技	一 體操、教練、遊戲及競技
實習	八 實習	八 實習
計	三九	三九

(書式省略)

新設されたサイパン實業學校は、四月二日に生徒募集を開始し、六月一日に開校され、同月十二日に開校式を舉行された。開校に當り長官の實業學校教職員に對する訓示は次の通りである。

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

實業學校教職員ニ對スル長官訓示

長官訓令

今回實業學校ヲ新設スルニ當リ教職員各位ノ會同ヲ求メ親シク所見ヲ述ブルノ機會ヲ得マシタコトハ洵ニ欣幸トスル所デアリマス

方今我國ニ於テハ思想的ニモ經濟的ニモ甚ダ多難ナル時機ニ際會セルノミナラズ國際的ニモ各種ノ問題ニ直面シテ居ルノデアリマス特ニ我が南洋群島ニ於テハ過般我帝國ガ國際聯盟ト東洋平和確立ノ根本方針ニ相容レザルモノアルノ故ヲ持チマシテ遂ニ國際聯盟ヲ脱退スルノ通告ヲナスノ已ムナキニ至リマシタガ爲ニ群島統治ノ將來ニ關シ危惧ノ念ヲ抱キ事ニ當リテ遲疑遠慮スル者ナキヲ保シ難キ狀勢ニアリマシタノデ私ハ我群島ニ於ケル帝國ノ位置ハ脱退ニ依リ何等ノ影響ナク我國法ノ下ニ統治スル旨ヲ告諭シ即チ人心ノ安定ヲ得マシタ故ニ諸君ニ於テモ道聽途説ニ耳ヲ藉スコトナク意ヲ安ンジテ生徒ノ教養ニ盡瘁セラレムコトヲ望ムノデアリマス

我南洋群島ニ於ケル施政ノ根本方針ハ島民ノ知能ヲ啓發シ文化ノ向上ヲ計リ以テ彼等ノ物質的並精神的福祉ヲ増進スルト共ニ群島ノ資源ヲ開發シ國運ノ進展ニ資スルニアルコトハ今更贅言ヲ要シナイデアリマスガ島民ハ未ダ知識的ニモ技術的ニモ將又經濟的ニモ自力ヲ以テ群島ノ産業ヲ開發スルコトハ殆ンド不可能ノ狀態ニアリマスガ故ニ勢ヒ在留邦人ノ不撓ノ努力ニ俟タナケレバナラナイノデアリマス從ツテ群島産業ノ急速ナル進展ハ邦人ノ移住者ヲ激増スルコトナリ邦人移住者ノ激増ハ小學校教育ノ普及トナリ小學校ノ普及ハ漸次向學心ヲ誘發スルモノデアリマス

サイパンノ現狀ヲ見マスト小學校以上ノ機關ヲ必要トスル機運ニ向ヒマシタノデ本廳ニ於テハ設立スベキ學校ノ種類ニ關シ慎重調査ヲ遂ゲタル結果在住者ノ大部分ガ農商ノ業ニ從フモノナルニ鑑ミ且將來本群島産業ノ改良ヲ促ス上ニ於テモ實業教育ノ機關ヲ設置スルコトガ最モ時宜ニ適シタルモノナリト信ジ茲ニ實業學校ヲ設置スルコトニ致シタ次第デアリマス從來動モスレバ實業教育ノ形式的抽象的ニ陥リ地方ノ實情家庭ノ實生活ニ適合セザルトノ非難ヲ聞知スルハ實業教育上洵ニ遺憾トスル所デアリマス諸君ハ此ノ點ニ深ク意ヲ須ヒ教職員自ラ民情ヲ研究シ地方ノ産業ニ則シタル教育ヲ行ヒ卒業後其ノ産業

ノ改良進歩ニ貢獻スルノ士ヲ養フコトニ力メラルト共ニ生徒ノ品性ヲ陶冶シ人格ノ完成ヲ圖リ我國固有ノ美風タル實實剛健ノ氣象ヲ涵養スルコトニ留意セラレムコトヲ望ムノデアリマス

近時内地ニ於ケル教職員及學生生徒ニシテ我國體ニ悖リ國情ト相容レザル不健全ナル主義思想ヲ抱キ之ガ實行運動ニ加ハル者スラアルヲ聞クハ國家將來ノ爲洵ニ寒心ニ堪ヘザル所デアリマス職ヲ教育ニ奉ズル諸君ハ最モ健全ナル國民精神ノ保持者トシテ常ニ中正ニシテ堅實ナル思想ヲ把持スルコトニ力ムベキハ勿論デアリマスガ尙本校ノ如キニアリテハ教職員ノ言動ハ社會ノ視聽ヲ惹キ易ク延イテハ學校ノ威信ニモ關係ヲ及ボスモノデアリマスカラ諸君ハ常ニ思フ茲ニ致シ各自戒飭ヲ加ヘラレ教育上遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ希望シテ已マナイ次第デアリマス

南洋廳實業學校規則施行細則は、昭和八年六月二十二日南洋廳訓令第二十三號を以て公布された。其の全文は次の通りである。

南洋廳實業學校規則施行細則

昭和八年六月二十二日  
南洋廳訓令第二十三號

實業學校  
規則施行  
細則

- 第一條 學校長實業學校規則（以下規則ト稱ス）第五條ニ依リ教科用圖書ノ採定又ハ變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ第一號様式ニ依リ申請スヘシ
- 前項申請ノ場合ハ圖書見本一部添付スヘシ
- 第二條 學校長ハ入學シタル生徒ニツキ第二號様式ニ依リ學籍簿ヲ編製スヘシ
- 前項學籍簿記載事項ハ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク訂正スヘシ
- 第三條 規則第三條ニ依リ教授終始ノ時刻ヲ定メタルトキハ學校長ハ遲滞ナク南洋廳長官ニ報告スヘシ
- 第四條 學校長ハ第三號様式ノ成績考査簿ヲ作成シ規則第九條ニ依リ考査シタル成績ヲ記入スヘシ

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

- 第五條 學校長ハ第四號様式ノ生徒性行録ヲ作製シ生徒日常ノ性行ニツキ記録スヘシ
- 第六條 學校長ハ規則第十一條ニ依リ入學試験ヲ行ヒタルトキハ第五號様式ニ依リ南洋廳長官ニ報告スヘシ  
前項ノ報告ニハ試験問題ヲ添付スヘシ
- 第七條 生徒ノ入學、停學、退學、卒業ニ際シ學校長ハ其ノ都度第六號様式ニ依リ南洋廳長官ニ報告スヘシ
- 第八條 學校長ハ規則第十五條及第十六條ニ依ル該當者アリタルトキハ南洋廳長官ニ報告スヘシ
- 第九條 學校長ハ毎學年教授開始後七日以内ニ日課表及學科擔任割表ヲ南洋廳長官ニ提出スヘシ  
學年ノ中途ニ於テ變更シタルトキ亦同シ
- 第十條 學校長ハ第七號様式ニ依リ生徒ノ出席簿ヲ作製シ其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ
- 第十一條 學校長ハ第八號様式ニ依リ生徒ノ出席調査月表ヲ調製シ翌月五日限り南洋廳長官ニ提出スヘシ
- 第十二條 學校長ハ第九號様式ニ依リ生徒ノ出席調査年表ヲ調製シ毎年四月十日限り南洋廳長官ニ提出スヘシ
- 第十三條 前各號ノ外實業學校ニ備フヘキ表簿ノ種類左ノ如シ
  - 一 實業學校ニ關係アル法令
  - 二 學 則
  - 三 職員ノ履歷書、出勤簿
  - 四 入學試験及學年試験ノ問題、答案及成績表
  - 五 卒業者名簿
  - 六 學校沿革誌
  - 七 例規類
  - 八 往復文書
- 第十四條 前各條ニ依ル表簿ハ左ノ區分ニ依リ保存スヘシ

表 簿 名	保存期間	表 簿 名	保存期間
學 籍 簿	永 年	實業學校ニ關係アル法令	永 年
成 績 考 査 簿	五 年	學 則	永 年
生 徒 性 行 錄	永 年	日 課 表	三 年
生 徒 異 動 報 告 簿	永 年	學 科 擔 任 時 間 割 表	三 年
出 席 簿	三 年	職 員 履 歷 書	永 年
生 徒 出 缺 席 調 査 月 表	五 年	出 勤 簿	三 年
生 徒 出 缺 席 調 査 年 表	五 年	入 學 試 驗 學 年 試 驗 ノ 問 題 、 答 案 及 成 績 表	五 年
學 校 沿 革 誌	永 年	卒 業 生 名 簿	永 年
例 規 類	永 年	往 復 文 書	十 年

附 則  
本令ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
(書式省略)

實業學校の發展  
實業學校は順調なる發展を遂げ、昭和九年度には、一學級及び専任教諭一名増加して、二學級、専任教諭三名となり、生徒も年を追ふて増加し、學校の内容も整備するに至つた。各年度の學級、職員、生徒數を示せば次の通りである。



(毎年四月末日現在  
昭和八年六月開校當時)

年度別	學級數	職員數			生徒數	
		教諭	嘱託	兼任嘱託	第一學年	第二學年
昭和八年	一	二	二	五	二〇	一
昭和九年	二	二	二	三	七	一九
昭和十年	二	三	三	二	八	一六
						二三
						三九
						計
						二〇
						四三

群島唯一の官立中等學校のサイパン實業學校も、既述の如く乙種程度の實業學校である爲に、折角向學心に燃え、内地の専門程度の學校に入學する希望があつても、入學資格がない爲に、生徒としても、父兄としても不満を感じる點が多々あつた。そこで創立幾年ならずして、甲種程度の昇格を希望し、父兄及地元有志には、其の筋に事情を具申して昇格を熱望する者が年と共に多くなり、學校當局も之を是として力を盡した結果、遂に當局の容れるところとなり、官制が改正され、昭和十二年四月二十八日に、新に南洋廳實業學校規則を定め(第五章第二節参照)農業科、商業科に分科し、修業年限三年の甲種程度の實業學校となし、専任教諭五名、内校長は奏任とし、書記専任一名を置く事となり、愈々名實共に南洋唯一の官立中等學校として恥しからぬ陣容を整へるに至つた。

昭和十三年二月十六日には文部省令第三號を以て、サイパン實業學校の生徒及卒業者は他の學校へ入學轉學の關係につき、實業學校令に依つて設置した相當の實業學校の生徒、及卒業者と同一の取扱を受くる事を指定された。

(二) 女子教育

私立女學校の設立

南洋群島の小學校以上の女子教育機關として、昭和十一年五月サイパン島に、南洋家政女學校が創立された。サイパン支廳管内は特に邦人の密集地で、其の子女の教育機關の設置は以前より一般の要望する所であつた。そこで在留邦人有志及浄土宗布教所は、其の實現に力め、愛國婦人會も其の意圖に賛意し、愛國婦人會が主體となつて、其の歩を進め、昭和十一年三月十六日其の設置方を支廳經由で本廳に出願した、本廳に於ては支廳長の意見をも徴し、其の主旨を認め同年五月十三日に、南洋家政女學校の設立を認可した。

南洋家政女學校は、家庭の主婦として必要な知識技能を授け、併せて國民道德及婦徳を涵養し、拓殖に適應する内助者の養成を以て目的とし、修業年限は三ヶ年で、其の規則は次の通りである。

南洋家政女學校規則

第一章 總則

南洋家政女學校規則

- 第一條 本校へ家庭ノ主婦トシテ必須ナル知識及技能ヲ授ケ併セテ國民道德ノ養成及婦徳ノ涵養ヲナシ兼テ拓殖ニ適應スル内助者ノ育成ニ力ムヘキモノトス
- 第二條 本校ハ南洋家政女學校ト稱ス
- 第三條 本校ノ修業年限ハ三ヶ年トス
- 第四條 本校ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 校長、幹事一名、教頭、教員若干名、校醫一名、事務員若干名、必要ニ依リ嘱託員及雇員ヲ置クコトヲ得
- 第五條 本校ノ學科目ハ修身、公民科、國語、歴史、地理、數學、理科、家政、裁縫、刺繍、圖畫、英語、音樂、體操、教

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

育トス

別ニ科外講義ヲ設ケ宗教、手藝、華道、茶道ヲ教授ス

第二章 學科課程及每週教授時數

第六條 本校ノ學科課程及每週教授時間割ハ別表ノ如ク定ム

第三章 學年、學期及休業

第七條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

日曜日、大祭日、祝日、地久節、本校創日記念日、本會創立記念日（三月二日）、

南洋廳始政記念日（七月一日）、彩帆神社祭日

第一學期末休業 七月二十五日ヨリ八月三十一日ニ至ル

年未年始休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

學年末休業 三月二十五日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第四章 入學、在學、退學及懲戒

第九條 第一學年（ノ入學ハ學年始メニ於テ之ヲ許可ス

但シ欠員アルトキハ第二學期及第三學期ノ始ヨリ十日以内ニ臨時ニ入學セシムルコトアルヘシ

第十條 入學志願者ハ本校所定ノ入學願書及其ノ他ノ様式ニ依リ所定ノ期間内ニ願ヒ出スヘシ（入學願書々式ハ別紙參照）

第十一條 滿十二歳以上ノ女子ニシテ尋常小學校卒業ノ者ハ入學ヲ許可ス

第十二條 本校ニ欠員アル場合ハ臨時ニ志願者ノ學力ニ應シ適當ノ年級ニ編入スルコトアルヘシ

第十三條 疾病其ノ他止ムヲ得サル事由ニ依リ退學セントスル者ハ保證人ノ連署ヲ以テ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十四條 入學ヲ許可セラレタルモノハ直ニ保證人ヲ定メ誓約書ヲ差出スヘシ

誓約書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ本人ニ於テ一週間以内ニ届出ツヘシ

第十五條 保證人ハ南洋群島サイパン島内ニ居住シ獨立ノ生計ヲ營ミ本人ノ監督ヲ爲シ得ヘキ成年者タルヘシ

第十六條 保證人二週間以上其ノ居住ヲ離レムトスルトキハ相當ノ代理人ヲ立テ連署ヲ以テ届出ツヘシ

第十七條 本人缺席、缺課又ハ早退、遲刻シタルトキハ保證人ニ於テ其ノ事由ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

第十八條 保證人、第十六條ノ資格ヲ喪失シ又ハ當校ニ於テ保證人ヲ不適當ト認メ其ノ旨ヲ通告シタルトキハ本人ハ直チニ新

保證人ヲ定メ誓約書ヲ更ニ改ムヘシ

第十九條 本規則ニ違反シ本校生徒タル體面ヲ汚ス行爲アリト認メタル者ハ其ノ情狀ノ輕重ニ從ツテ懲戒ス

懲戒ハ謹慎、停學及退學ノ三種トス

第二十條 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引續キ一ケ年以上欠席シタル者

四、出席常ナラス又ハ届出ヲナサス又ハ正當ノ事由ナクシテ引續キ三十日以上欠席シタル者

第五章 修業及卒業

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

第二十一條 各學年ノ課程ノ修了及全學年ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ操行及成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十二條 全學年ヲ卒業シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス

第六章 授業料

第二十三條 授業料ヲ定ムルコト左ノ如シ

授業料ハ金三圓トス(毎月、但シ八月ヲ除ク)

第二十四條 授業料ハ指定ノ期日迄ニ所定ノ金額ヲ納付スヘシ

第二十五條 既ニ納付シタル授業料ハ還付セズ

第七章 試験ニ關スル事項

第二十六條 本校ノ試験ハ左ノ如ク定ム

第一學期試験ハ七月十五日ヨリ同月二十日マデ

第二學期試験ハ十二月十五日ヨリ同月二十日マデ

第三學期試験ハ三月五日ヨリ同月十日マデ

以上各學年ニ通スルモノトス

第八章 寄宿舎ニ關スル事項

第二十七條 本校ノ生徒ニシテ入舎希望ノモノハ月影寮規則ニヨルヘシ

第九章 職員ニ關スル事項

第二十八條 本校職員ハ私立學校令第三條、第四條、第五條ニ從ヒ選定スルモノトス

尙本校ノ定ムル學科課程授業時間(別紙參照)ニヨリ各專門ニ従事ス

附則

本則ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(書式省略)

別紙

學科 目	學年	第一學年	第二學年	第三學年	時每週
修身	第一學年	婦德要領	婦德要領	我國道德ノ特質	一
公民	第一學年	一般大意	社會學大意、法制大意	社會學大意、法制大意	一
國語	第一學年	講讀、文法、作文、習字	講讀、文法、作文、習字	講讀、文法、作文、習字	四
歷史	第一學年	日本歷史	外國歷史	日本現代史	二
地理	第一學年	日本地理	外國地理	地理概說	二
數學	第一學年	算術、珠算	算術、珠算	珠算	二
理科	第一學年	植物、動物	礦物、生理衛生	生理衛生	二
家政	第一學年	衣類整理、染物等家政	育兒、養老、看護	家事簿記、農商業簿記	三
英語	第一學年	發音、綴字、讀方譯解、會話、書取、習字	發音、綴字、讀方譯解、會話、書取、習字	發音、綴字、讀方譯解、會話、書取、習字	二
裁縫	第一學年	縫方、裁方、繕方	同上及補綴、ミシン裁縫	同上及補綴、ミシン裁縫	五
割烹	第一學年	料理一般	和洋料理	和洋料理	一
圖畫	第一學年	自由畫	用器畫	應用	一

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

音樂	單音唱歌	一	複音唱歌	一
體操	普通體操及遊戲	二	普通體操及遊戲	二
教育	教育大意	一	教育大意	一
計		二八		二八

科外講義

一、宗教	正シキ宗教ニ對スル認識	一	正シキ宗教ニ對スル認識	一	宗教史	一
二、手藝	各種編物	一	各種編物	一		一
三、華道	流儀花、投入、盛花、茶道大意	一	流儀花、投入、盛花、茶道大意	一		一

南洋家政女學校は創立の第二學期初に新校舎が落成し、續いて寄宿舎月影寮も完備して、形式が整ひ、内容の充實に力めて居る、生徒も開校當時五十名、翌昭和十二年四月未現在七十八名に増加し、更に昭和十二年度より南洋の補助金を受ける事となり、女子教育機關としての地位を確立しつゝある。

(ハ) 幼稚園事業

邦人の増加に伴ひ幼稚園事業も漸次發達して來た。群島に於ける幼稚園は、昭和二年五月ボナベ島コロニーに、在留邦人有志によつてボナベ幼稚園が創立され、次に昭和三年四月にパラオ、コロール島に、大谷派本願寺パラオ布教所の經營でパラオ幼稚園が設立された。(同幼稚園は昭和十二年九月から町營に移管された。)昭和五年五

幼稚園の設立

月には、ヤツプ在住邦人有志によりヤツプ幼稚園が設立され、昭和六年七月には、サイパン在住邦人有志に依りサイパン島カラパン町にサイパン幼稚園が、同年八月には南洋興發株式會社が、チャランカノアに、サイパン製糖所附屬幼稚園を設立した。昭和八年七月には、テニアン島の岩佐昭雄氏がテニアン幼稚園を開設し、昭和十一年五月にはトラツク諸島夏島に、眞宗興正派トラツク布教所がトラツク幼稚園を開設した。此の外に島民を對象とする幼稚園が、コロール島に昭和十年十月大谷派本願寺パラオ布教所に依つて設立された双葉幼稚園があつたが、現在は閉鎖されて居る。

幼稚園の内容

幼稚園教育に對しては、別に定められた規則はないが、内地の幼稚園令第一條の趣旨に依つて保育を行つて居る。保育科目は、大體談話、唱歌、遊戲、及觀察等で、保育時間は一週十八時間、毎日三時間程度で行はれて居る、保育料は一人に付き月一圓乃至二圓を徴收して居るが、サイパン製糖所附屬幼稚園以外のものは、保育料が主な財源である爲に何れも資力乏しく、設備費、保育材料費、儀式、運動會費等に支出すれば剩餘幾何もなく、之を以て保母の給料を支拂ふことは甚だ困難な状態である。故に當局では、サイパン製糖所附屬幼稚園以外の幼稚園には、毎年保母の俸給を限度として補助を爲しつゝある。

補助金下附一覽表

年度別	園名	補助金
昭和二年度	サイパン幼稚園	—
	テニアン幼稚園	—
	サイパン製糖所附屬幼稚園	—
	ヤツプ幼稚園	—
	パラオ幼稚園	—
	トラツク幼稚園	—
	ボナベ幼稚園	—
	計	六〇〇円
		六〇〇円

補助金下附



第二節 邦人に對する教育

昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
1	1	1	1	1	1	1	1
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
600	600	600	600	600	600	600	600
900	950	900	900	900	900	900	900
450	450	450	450	450	450	450	450
770	770	770	770	770	770	770	770
566	566	566	566	566	566	566	566
540	540	540	540	540	540	540	540
760	760	760	760	760	760	760	760
520	520	520	520	520	520	520	520
1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186
394	394	394	394	394	394	394	394
3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400

幼稚園は既述の如く内地幼稚園令に準じて居て、その園則も大同小異であるが、其の一例を掲げて参考とする。

彩帆幼稚園園則

彩帆幼稚園  
園則

- 第一條 本園ハ彩帆幼稚園ト稱シサイパン島「チャランヌエボ」ニ置ク
- 第二條 本園ハサイパン島在住邦人子弟ニシテ滿三歳以上學齡未滿ノ幼兒ヲ保育シ心身ノ健全ナル發達ヲ計リ性情ヲ善良ニ導キ以テ家庭教育ヲ補フモノトス
- 第三條 本園ノ保育課程ハ左ノ通トス

遊戯	課目		要項	要旨
	時數	週數		
三〇分	五	時	自由遊戯(隨意運動) 共同遊戯(歌曲合致運動)	心情ヲ快活ニシ身體ノ健全ヲ計ルヲ以テ要旨トス

唱歌	談話	觀察	手工	藝方	計
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一八
四	三	三	三	三	
平易ナル歌曲	有意義ニシテ興味アル實話、寓話、史誌及天然物、加工物ニ關スル平易ナル説明	自然及人事ニ關スル事項	積木、排へ方、貼リ紙、紙細工、粘土細工、豆細工、麥稈細工、其ノ他自然物ヲ利用ス	他課目ノ保育中隨時隨所ニ於テ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ヲ做ハシメンコトヲ務ム	
聴器、發聲器、呼吸器ヲ練習シ發音ヲ矯正シ言語ヲ明瞭ナラシメントツ期ス	情性ヲ涵養シ觀察、注意、想像、理解、判斷、發表等ノ能力ヲ養ヒ兼テ發音、言語ノ練習ヲナスヲ以テ要旨トス	室内ニ在リテハ繪畫其ノ他器物ニ就キ郊外ニ出テハ一般ノ事物、天然ノ事象ニ就キ平易ナル説明ヲナシ觀察機能ヲ養フ	堪能性ヲ養ヒ技巧心ト審美觀念ヲ指導ス	勇氣、快活、正直、從順、友愛、清潔等ノ習慣ヲ養フ	

第四條 本園ノ保育期ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終リ左ノ三期ニ區分ス

第一期 自四月一日 至 八月三十一日

第二期 自九月一日 至 十二月三十一日

第三期 自一月一日 至 三月三十一日

第五條 本園ノ休園日ハ左ノ通トス

一 日曜日

二 大祭日、祝日

第三章 日本統治以後の教育



第二節 邦人に對する教育

三 南洋廳始政記念日

四 第一期末 自 八月十六日 至 八月三十一日

第二期末 自 十二月十六日 至 翌年一月七日

第三期末 自 三月十六日 至 三月三十一日

第六條 特別ノ事情ニヨリ臨時休園ヲ要スルトキハ園長之ヲ決シ監督官廳ニ届出ツルモノトス

第七條 毎日ノ開園ハ午前八時トシ午前十時閉園トス

第八條 毎日ノ開園時及毎週ノ時數ハ時季又ハ場合ニヨリ變更スルコトアルヘシ

第九條 本園收容定員ハ保育上ノ都合ニ依リ毎年其ノ初期以前ニ之ヲ定ム

第十條 本園ノ入園期ハ毎年四月一日トス但シ定員ニ充タサルトキハ臨時入園セシムルコトアルヘシ

第十一條 入園志願者ハ其ノ保護者ヨリ續柄、氏名、生年月日ヲ具シ毎年開園初期以前ニ出願シ中途退園セレストスルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ

第十二條 在園六ヶ月以上ノ者ニシテ退園ノ際ハ左記様式ノ保育證ヲ授與ス

(書式省略)

第十三條 本園ニ左ノ職員ヲ置ク

園長

保母 若干名

保育委員 若干名

第十四條 保育料ハ園児一人ニ付月貳圓トシ一家二人以上在園スルモノハ一人以外ハ其ノ半額トシ毎月二十五日迄ニ之ヲ納付スヘシ、但シ左ノ場合ハ之ヲ徴收セス

一 園ノ都合ニヨリ休園全月ニ涉ルトキ

二 全月缺席者

三 傳染病等ニテ出園ヲ停止シ缺席全月ニ涉ルモノ

第十五條 第十四條ノ定額ハ場合ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

幼稚園職員園児一覽表

(毎年四月末日現在)

幼稚園職員及園児

年次	總數		支應別		サイパン		ヤップ		バラオ		トラツク		ボナベ		ヤルット	
	園保母	園助手	園児	計	園保母	園児	園保母	園児	園保母	園児	園保母	園児	園保母	園児	園保母	園児
昭和二年	一	一	八	三												
昭和三年	二	三	三	五												
昭和四年	二	四	三	三												
昭和五年	三	五	五	四												
昭和六年	四	七	六	五												
昭和七年	四	八	五	五												
昭和八年	六	一	二	一												
昭和九年	六	一	一	一												
昭和十年	六	一	一	一												

(三) 教科用圖書















第二節 邦人に對する教育

四一四

移住地の環境に適合しない爲に、農業經營は往々に失敗に歸する事が少くなかつた。當局は此處に着眼して、是等の特殊事情、經營の要點、開墾企業の理論及實際を理解し、更に開拓精神を涵養して、堅忍不拔の精神を以て、南洋開拓に従事する人物を養成する爲に、昭和十二年四月より拓殖練習生の制度を設け、南洋廳熱帯産業研究所に於て、その指導を爲すこととした。

拓殖練習生には、一定の期間、熱帯産業研究所に於て、開墾、耕作其の他熱帯地農業の特質を、學理と實地に指導し研究せしめ、其の間は月二十圓以内の手當を支給し、修業を終了すれば、一定の土地を支給又は貸與して、開墾事業に従事せしめるのである。拓殖練習生の資格、入所手續其の他全般に亘つて、左記の規程に依つて明にされて居る。

南洋廳熱帯産業研究所拓殖練習生規程

昭和十二年二月二十三日  
南洋廳告示第一號

拓殖練習生規程

- 第一條 南洋廳熱帯産業研究所ニ拓殖練習生ヲ置ク
- 第二條 練習生ニハ南洋ニ於テ自ら土地ノ開拓ニ従事スルニ必要ナル知識及實務ヲ習得セシム
- 第三條 練習生志願者ハ左ノ資格ヲ有スル者タルコトヲ要ス
  - 一 年齢滿十八歳以上ノ男子ニシテ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認めタル者
  - 二 品行方正思想堅實ニシテ身體健全且勤勞ニ堪ヘ得ル者
  - 三 内地ニ在リテハ道長官、府縣知事、南洋群島ニ在リテハ所轄支廳長ノ推薦シタル者
- 第四條 練習生ノ練習期間ハ一年トシ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス但シ熱帯産業研究所ノ都合ニ依リ之ヲ變更

スルコトアルヘシ

- 第五條 練習生ニハ主トシテ土地開拓上必要ナル作業ノ實習ヲ爲サシメ且熱帯作物、病害蟲、肥料及土壤、畜産林業、農業經營等ノ學科ヲ教授ス
- 第六條 募集スヘキ練習生ノ人員ハ熱帯産業研究所長其ノ都度之ヲ定ム
- 第七條 練習生志願者ハ願書(様式第一號)ニ履歷書(様式第二號)並健康診斷書ヲ添ヘ熱帯産業研究所長ニ願出ツヘシ
- 第八條 練習生トシテ入所ヲ許可シタル者ニハ入所期日ヲ指定シテ之ヲ通知ス
  - 前項指定期日ニ入所スルコト能ハサルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ但シ豫メ熱帯産業研究所長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 練習生トシテ入所セラレタル者ハ身元保證人二名及身元引受人一名ヲ定メ誓約書(様式第三號)及身元引受書(様式第四號)ヲ熱帯産業研究所長ニ差出スヘシ
  - 前項身元保證人中一名ハ父兄又ハ保護者タルコト要シ身元引受人ハ「バラオ」支廳管内在住者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム男子タルコトヲ要ス但シ身元保證人中「バラオ」支廳管内在住者アルトキハ身元引受人ヲ要セス
  - 身元保證人又ハ身元引受人ニ變更ヲ生シタルトキハ新ニ誓約書又ハ身元引受書ヲ差出スヘシ
- 第十條 熱帯産業研究所長ハ身元保證人又ハ身元引受人ニシテ不適當ナリト認めルトキハ之カ變更ヲ命スルコトヲ得
- 第十一條 練習生ニハ練習期間中月手當二十圓以内ヲ支給ス
- 第十二條 練習生ハ練習終了後三年以上南洋ニ於テ開拓ニ従事スルノ義務アルモノトス但シ南洋廳長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十三條 練習生ハ疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ熱帯産業研究所長ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外退所スルコトヲ得
- 第十三條 熱帯産業研究所長ハノ左各號ノ一ニ該當スル者ニ退所ヲ命スルコトヲ得

第三章 日本統治以後の教育

四一五



第二節 邦人に對する教育

- 一 素行修マラサル者
  - 二 正當ノ事由ナクシテ引續キ一月以上缺席シタル者又ハ出席常ナラサル者
  - 三 怠惰其ノ他ノ事由ニ因リ修業ノ見込ナシト認メタル者
- 第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ既ニ支給シタル手當ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ
- 一 第十一條ノ義務ヲ履行セサル者
  - 二 第十二條ニ違反シテ退所シタル者
  - 三 前條ニ依リ退所ヲ命セラレタル者
- 第十五條 入所ヲ許可セラレタル者ハ寄宿舎ニ入舎スルモノトス但シ熱帯産業研究所長ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニアラス
- 第十六條 練習ヲ終了シタル者ニハ修業證書(様式第五號)ヲ授與ス
- (書式省略)

(ロ) 青年學校

青年學校の必要

南洋群島には未だ青年學校令の實施がなく、官設の小學校以上の教育機關としては、サイパン實業學校あるのみで、小學校を卒業した青少年の一般的教育機關がない爲に、群島各地に於て、其の修養上甚だ不便を感じつゝある状態である。

コロール青年校

然るにパラオ支廳管内コロール町に於ては、コロール青年校を設立し、南洋廳の認可を受けて、昭和十二年四月一日に開校した。其の内容は内地の青年學校令、青年學校規程等に準據されて居るが、更に町の環境及び群島の將來を鑑み、一般常識の涵養と、献身的奉公の志操を確立し、特に南進開明の精神を旺盛ならしめん事を標榜して居る。

青年校校則

教室は南洋廳パラオ尋常高等小學校の校舎を使用し、教授科目は修身及公民科、普通科、職業科、體操教練科とし、毎週火曜日、木曜日の午後七時より九時まで授業を爲し、教員はパラオ小學校訓導を講師として委嘱し、經費の一切は設立者たるコロール町が、部落費を以て負擔することゝなつて居る。

コロール青年校校則

- 一、目的
  - 當校ハ男子青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス
- 二、教科ト課程並ニ教授及訓練期間ニ關スル事項
  - イ、教科
    - (一) 修身及公民科
    - (二) 普通學科
    - (三) 職業科
    - (四) 體操教練科
  - ロ、科程
    - (一) 本科
      - 當分ノ間本科ノミヲ置ク
    - ハ、教授及訓練期間
      - (一) 本科
        - 當分ノ間二ヶ年トス



第二節 邦人に對する教育

三、教授及訓練時數(一ヶ年間)

修身及公民科 二〇時

普通學科 四〇時

職業科 一二時

體操教練科 一二時

四、始業ト終業

當校ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終リトス

第一學期 自四月一日 至 八月三十一日

第二學期 自九月一日 至 十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至 三月三十一日

五、教授及訓練ノ時刻

毎週火曜日本曜日午後七時半ヨリ午後九時半迄ヲ三時限トシテ授業ヲ行フ

六、課程ノ修了及卒業ノ認定

イ、課程ノ修了

學校長ハ本科第一學年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ修了證ヲ授與ス

ロ、卒業

學校長ハ本科第二學年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス

ハ、各教授及訓練受講時數ガ當該科ニ於ケル總時數ノ概ネ八割ニ達セザル者ニ對シテハ修了又ハ卒業ヲ認メズ

ニ、中途入學者ニ關シテハ入學シタル時期ヲ基準トシ其ノ以後ニ配當シタル時數ニ前項ヲ適用ス

ホ、病氣其ノ他已ムヲ得ザル事情ニ依リ所定ノ教授及訓練ヲ受クルコト能ハザル者ニ對シテハ適當ナル時期ニ於テ之ヲ補充ス

七、入學資格

尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養ヲ有ル者ニシテ保護者ノ承認ヲ得タル者トス

八、退學及轉入退學

イ、退學

轉居其ノ他已ムヲ得ザル事情ニ依リ退校セントスル時ハ所定ノ手續ヲ了シ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

ロ、轉入學

轉入學ノ場合ハ相當學年ニ編入スル原則トスルモ課程修得ノ程度及年齡等ヲ斟酌シ學校長之ヲ決定ス

ハ、轉退學

前イ項ニ依リ轉退學ヲ志望スル生徒アルトキハ其ノ生徒ノ學籍簿寫ヲ移轉先學校ニ送附ス

九、賞罰及懲戒

イ、賞罰

學業操行ノ特ニ優秀ナル者ニハ優良賞ヲ授クルコトアルベシ

ロ、懲戒

生徒ニシテ其ノ體面ヲ汚スガ如キ行爲アリタル者ニ對シテハ職員會議ノ結果之ヲ停學或ハ退學セシムルコトアルベシ

十、授業料

本校生徒ハ授業料負擔ノ義務ナシ

(ハ) 私設教育事業

邦人の増加と共に、私設の教育塾も漸次開講されつゝある、特にサイパン支廳管内サイパン、テナアン、ロタの



三島を事業地として、製糖業を行つて居る南洋興發株式會社に於ては、各製糖所に於て雇傭して居る青少年の知識向上を圖る爲に、それ〴〵種々の名稱を下に補習教育所を設置して居る。

サイパン製糖所  
屬補習學

サイパン製糖所に於ては、少年従業員の品性並常識の向上に資し、併せて業務に必須なる作業技能を修得せしめ、その將來に光明を與へ、確固たる南興精神を涵養する目的を以て、昭和十年十二月附屬補習學校を開設した。

修業年限を二ケ年とし、教授者は同所社員中官私立大學及專門學校卒業者並特殊技能を有する者を講師として、各専門に依つて之を指導する學科擔任の制度を執つて居る。授業は夜間之を行ひ、製糖期には午後七時に授業を開始し、一時限を四十分とし、非製糖期には午後六時開始して一時限を五十分とし、各毎日三時限程度で、一週間の授業時数は、各學年十七時間である。それ以外に非製糖期に限り第一及第三土曜日午後教練二時間宛行ふことになつて居る。

教科目は修身公民、國語、漢文、習字、數學、英語、歴史、地理、理科、工業大意、商業大意、農業大意、武道及教練とし修身公民、國語漢文、歴史、地理、理科は青年學校教科書本科用を使用し、他の教科目に於ては適宜取材し、實際生活及事務に密接なるものを選定して教授して居る。

テニアン製糖所  
屬專修學

テニアン製糖所に於ては、徳性を涵養し實務の習熟と公民たる知識を習得せしめ、併せて開拓精神を養はしめる目的を以て、附屬專修學校を開設し、同所内社員中官私立大學及專門學校卒業者を講師として、製糖所内柔道場を教室に充て、昭和十一年四月から開講された。

其の内容は、課程を豫科及本科に分ち、本科は更に事務、農務、工務の各科に分たれ、修業年限は豫科二年、本

科三年で、授業時間は午後七時半から午後九時半迄であるが、製糖期には午後七時から、午後九時まで行はれることとなつて居る。學科目は豫科では修身公民、英語、國語漢文、作文、習字、珠算、理科、武道で、本科、農務、工務科では修身及社會常識、實用英語、數學、工業大意、製糖化學、製糖機械、製圖、製造製品である。本科事務科では、修身及社會常識、國語漢文、習字、作文、日本歴史及地理、商業要項及會社事務、法制經濟大意、簿記である。入學資格は製糖所従業員で、常尋小學校の課程終へた満二十歳以下の者を有資格者として收容して居る。

ロタ製糖所  
屬附屬補  
習學校

ロタ製糖所に於ては、日本精神を鼓舞し智徳の向上身體の練磨を圖り、和衷協力以て國家社會に貢獻する素地を確立せしむる目的を以て、昭和十一年三月附屬補習學校を附設し、同製糖所従事員中の青少年を收容して教授して居る。學科目は公民、國語漢文、作文、英語、理科、商業、體育、常識等で、修業年限に就ては別段の定めなく、事務所内會議室を教室に充て、毎日午後八時より約二時間講議をなすこととなつて居て、教授擔當者は同所内社員中の専門學校卒業者が講師として之に當つて居る。

サイパン  
義塾

サイパン義塾は鈴木武六氏の家塾でサイパン島ガラパン町にある。昭和八年二月一日に開塾され、業務を有する在住邦人並に島民の青少年に、中等學校程度の普通學科を教授するを目的とし、住宅内の二室を教育道場として居る。塾生は中學部と小學部に分ち、中學部は、中學程度の修身、國語漢文、英語、數學、地理、歴史、習字を主として、夜間教授して居る、小學部は各程度に應じて國語、算術、習字等を、午後、豫習、復習の指導を行つて居る。特に兩部共島民青少年の入塾する者可成多く、其の修業者中より多くの巡警等を出して居るとのことである。



(三) 青年團其他

南洋群島に於ける邦人青年團は、昭和二年十一月に、サイパン青年團の組織されたのを嚆矢とし、昭和五年にはサイパン第一農場、東村、北村の各青年團が創始され、昭和七年には、テニアン第一農場及第二農場、昭和八年にはチャランカノア、ロタ、及テニアン聯合青年團が組織され、昭和九年にはハゴイ、テニアン町女子、ガルミスカ青年團が、昭和十年にはテニアン町青年團が、昭和十一年にはパラオ、アイライ、ガルドツク、マラカル、コロニー各青年團が組織され、夫々、團員の修養、社會奉仕等の事業を遂行し、邦人青年としての面目を發揮しつつある。各支廳別に其の概況を示せば次の通りである。

サイパン  
支廳管内

サイパン支廳管内に於ては、昭和二年十一月二十二日にサイパン青年團が結成され、團員の修養向上と、親睦を圖り、社會奉仕、體育獎勵を以て目的とし、小學校長及職員有志が其の指導をなし、團員の勞働作業に依つて得たる資力を以て維持費として居る。

チャランカノア青年團は昭和八年十二月二十二日に創成され、團員の修養、社會奉仕及體位向上を圖ることを以て目標とし、小學校職員及邦人有志が之を指導し、會費として年額五十錢を醸出して維持費として居る。

サイパン第一農場青年團は昭和五年十一月二十三日に結成され、團員相互の修養及向上、體育獎勵、社會事業奉仕を以て目的とし、會費年額五十錢宛醸出して維持費とし、アスリート小學校職員有志が其の指導を爲して居る。

東村青年團は、昭和五年十月九日に結成され團員の修養、社會奉仕、體位向上を以て主要事業とし、維持費は東村より補助を受け、チャツチャ小學校長及職員有志が之を指導して居る。

北村青年團は、昭和五年一月三日に創立され、團員相互の親睦を圖り、社會奉仕、體位向上を以てその主要事業とし、マタンシヤ小學校長及び職員有志が其の指導の任に當り、會費月二十錢を醸出して維持費として居る。

テニアン島に於ては、テニアン聯合青年團が、昭和八年十一月三日に結成されて、テニアン全島青年團の融和連絡を圖り、各分會の納金によつて維持費とし、主にテニアン小學校長及職員有志が其の指導をして居る。

テニアン町青年團は昭和十年十二月十四日に組織され、團員の修養、社會奉仕、體位向上を以て目的とし、維持費として年額一圓を醸出して居る、同女子青年團は昭和九年十一月十七日に創成され、婦徳の修養、社會奉仕、保健體育を以て目的とされ、共にテニアン小學校職員有志が其の指導を爲して居る。

テニアン島第一農場青年團は、昭和七年九月二十三日に結成され團員の修養、社會奉仕、體位向上を主眼として、經營費は團員の勞働奉仕に依つて之に充て、居る、同第二農場青年團は、昭和七年九月二十八日に創立され、團員の修養、社會奉仕、體育獎勵を目的とし、維持費として年額五十錢宛醸出して居て、指導には前者と共に、マルボ小學校職員が之に當つて居る。

テニアン島ハゴイ青年團は、昭和九年十一月四日に結成され團員の修養、社會奉仕、體位向上を以て目的とし、經營費は團員の勞働奉仕を以て之に充て、チューロ小學校職員が其の指導に當つて居る。

ロタ島に於ては、昭和八年十月十五日ロタ青年團が創立され、團員の修養、體育會、社會奉仕を以て主要事業とし、團員の勞働奉仕、有志の寄附を以て維持費とし、ロタ小學校職員が之を指導して居る。

其他サイパン支廳管内に於ては、サイパン尙武會が昭和四年六月十五日に結成され、武道練習、定例武道大會



第二節 邦人に對する教育

四二四

を舉行して、身心の鍛鍊、尙武精神の高潮を以て目的とされて居て、其の指導には邦人有志が之に當つて居る。更に昭和十一年二月九日には、チャランカ少年團が結成され、大日本少年團聯盟の教範により訓練し、團員は所定の團服を着用して居る、經費は有志の寄附金を以てし、指導者は邦人有志チャランカノア小學校職員の中から之に當つて居る。

パラオ支  
廳管内

パラオ支廳管内に於ては、パラオ青年團が昭和十一年十一月四日に結成され、團員の修養、英語教授、社會奉仕等を以て主な事業とし、維持費として月額三十錢を醸出し更に篤志家の寄附を仰いで居る、其の指導には邦人有志及支廳が之に當つて居る。

ガルドツク青年團は、昭和九年五月五日に創立され、團員の修養及運動、社會奉仕を以て主な事業とし、邦人有志が其の指導をなし、アイライ青年團は昭和十一年九月一日を以て結成され、團員の修養、社會奉仕を主な目的とし、維持費として月額十錢を醸出し、尙不足は有志の寄附を仰いで居て、其の指導又は邦人有志が行つて居る。

ポナベ支  
廳管内

ポナベ支廳管内に於ては、昭和十一年九月二十六日に、コロニー青年團が創立され、團員の修養、社會奉仕、體

ポナベ支

廳管内

位向上を以て目的とし、支廳長及びポナベ小學校職員の指導を受け、經費は篤志家の寄附によつて之に充てゝ居る。ヤツブ、トラツク、ヤルット支廳管内では在住邦人の人口も割合に少く未だ青年團の組織を見るに至らない。

其の他各學校には、同窓會、保護者會等があつて、學校教育を助勢し、各支廳管内には愛國婦人會支部が設けられ、特にサイパン管内にはサイパン婦人會、サイパン佛教婦人會、球陽婦人會等があつてそれら婦人の修養につとめて居る。

昭和四年以來の青年團員數を各支廳別に示せば次の通りである。

各年度支廳別青年團員數

(毎年四月末日現在)

各年度青年團員數	支廳別		ヤツブ		パラオ		トラツク		ポナベ		ヤルット		總數	
	年	度	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和四年			六〇										六〇	六〇
昭和五年			四〇										四〇	四〇
昭和六年			三九〇										三九〇	三九〇
昭和七年			三六三										三六三	三六三
昭和八年			五八五										五八五	五八五
昭和九年			六四一										七二一	七二一
昭和十年			八二〇										八七八	八七八



### 第三節 社會教育團體

南洋群島に於ける邦人及島民を一視同仁、而して其の教育及文化開發を助長する社會教育團體に、恩賜財團獎學會、南洋群島教育會、南洋群島文化協會がある。恩賜財團獎學會、南洋群島教育會は共に 聖上陛下（皇太子殿下ましませし御時）御成婚記念として設立されたものであつて、恩賜財團獎學會は、恩賜金を基とし 御聖旨を奉戴して、児童教育學藝を獎勵するために、優良児童の表彰、児童文庫の設置等、児童、生徒直接にその恩典に浴せしめ、其の知徳を向上せしむる目的を以て設立された財團法人である。

南洋群島教育會は、群島に於ける教育の改善進歩を圖るために、教育者を主體として、教育に關する研究發表、及び教育學術に關する知識の開發、向上に資することを主な目的とするものである。

南洋群島文化協會は、群島在住民の文化向上を圖り、其の福祉を増進する目的で、専ら南洋群島の文化的方面の開發進展を目標として設立されたものである。

#### 一、恩賜財團獎學會

設立と其の使命

恩賜財團獎學會は、大正十三年一月二十六日 天皇陛下御成婚の佳辰に際して、児童獎學の資として金二千圓を御下賜あられ給ふた。この聖恩を浴し南洋廳長官は、同年一月三十日管内關係部署に對して左の訓令を發した。

#### 訓令

大正十三年一月三十日  
南洋廳訓令第二號

内務部、支廳、小學校、公學校

今般皇太子殿下御結婚ノ禮ヲ行ハセラルルニ當リ児童獎學ノ思召ヲ以テ特ニ内務ノ資二千圓ヲ下賜セラレ聖恩優渥ニ感激ノ至ニ堪ニズ御下賜金ノ運用ニ關シテハ更ニ慎重審議適切ノ方策ヲ講ジ以テ聖旨ノ徹底ヲ期セムトス其ノ局ニ在ル者亦深ク聖旨ノ存スル所ヲ奉體シ益々教育ノ實踐ヲ舉ゲ以テ皇恩ノ萬一ニ奉答セムコトヲ期スベシ

右訓令の趣旨に基き慎重審議を重ね、恩賜財團獎學會寄附行爲を設定し、大正十三年二月二十九日に之が設定に就き監督官廳の認可を得て、同年四月九日に財團法人設立の登記を了つた。

獎學會基  
本金

南洋廳に於ては、この恩賜財團獎學會に對し大正十三年度以降毎年二千圓の補助を爲し、基金の増殖を圖ると共に其の事業の遂行をなさしめつゝある。昭和十年度末基本金現在高は五分利公債額二萬五千五百圓、郵便貯金千百二十五圓六十二錢、其の他未収入金、公債利子、基金現金及預金利息等全部を合計すると二萬三千七百二十六圓七十七錢となつて居る。

獎學會の  
事業

恩賜財團獎學會は、設立さるゝや直に表彰規程を設けて、小學校、公學校優良児童の表彰を行ひ、雜誌「日の光」を刊行し公學校卒業生に無償配布して、其の知徳の啓發に資することゝなし、毎年二回刊行して配布する事を行して居る。大正十四年度より児童文庫費を、小、公學校に配給し児童讀物として適當な圖書を購讀せしめ、毎年



之を續行し、大正十五年度よりは、木工徒弟養成所にも前規程を適用せしめることとした。昭和三年度より島民の内地留學生に對し學費を給與することとし、昭和五年度より私立公學校兒童をも表彰することとし、昭和六年度より島民教育者の修業助成のため學費を給與することとした。

昭和八年度より、實業學校に對して、生徒表彰及び文庫費の配給をなし、更に生徒奨學費として、優良生徒にして、家庭の貧困な者に對し學費を支給することとし、昭和十年度より健康兒童表彰規程を設けて、健康兒童を表彰することとした。昭和十二年度よりは私立家政女學校の優良生徒表彰、文庫費配給及び生徒奨學費を給與することとした。

叙上の事業の経過を創立當初より昭和十年迄の概要を示せば次の通りである。

一、優良兒童（生徒）の表彰

實業學校生徒、小學校、公學校の優良兒童及木工徒弟養成所生徒に對し、毎學年末褒狀及賞品（實業學校、小學校は書籍、公學校は金屬製メタル、木工徒弟養成所は置時計又は木工道具）を授與して之を表彰する。創始以來昭和十年迄の、

表彰人員 四五九名

金額 九六一、八五圓

一、兒童文庫費の配付

毎年度實業學校、小學校、公學校、木工徒弟養成所に經費を配布し、學校長に委嘱して兒童文庫を經營せし

む。創始以來昭和十年迄の配付金額七九七一圓

配給額（昭和十年）小學校一學級六圓 公學校一學級五圓、木工徒弟養成所二十圓、實業學校五十圓

一、雜誌「日の光」の發行

毎年約二回、雜誌「日の光」を發行して公學校卒業生に無償配付せしめて居る。

創始以來昭和十年迄の發行部數及費用

自第一號至第十六號 四八、〇〇〇部

右費用 二三〇九、二〇圓

一、留學生の學費給與

島民の内地留學生で成業の見込確實なる者に對して學費を給與する。

創始以來給與したる者二名（ヤツブ島民）九〇〇圓

一、島民教育者修學助成金給與

島民にして將來教育者たらしとする者に對し、修學期間中生活費の補給として助成金を給與する。

創始以來、給與したる者一名、（ヤツブ島民幼稚園教師）二四〇圓

一、實業學校生徒奨學費

優良生徒にして家庭貧困なる者に對し奨學費を支給して其の勉學を補助する。

自昭和八年至昭和十年の經費 四八〇、八七圓



第三節 社會教育團體

(昭和九年度より五名に限り、一名二十五圓を給與することとせり)  
一、健康優良兒童の表彰

南洋廳管下に於ける尋常科第六學年在籍兒童中操行善良、成績優良なるもの中、身體の發育が均整で健康状態の最も優良なもの男女各一名を表彰する。

昭和十年度、表彰者二名 經費八三圓

恩賜財團獎學會寄附行爲

第一章 名 稱

第一條 本會ハ恩賜財團獎學會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ大正十三年一月二十六日內閣總理大臣ニ賜リタル御沙汰ノ趣旨ヲ奉戴シ兒童ノ教育學藝ヲ獎勵スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、優良兒童ノ表彰
- 二、兒童文庫ノ設置

三、前各號ノ外評議員會ニ於テ議決シタル獎學事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲパラオ諸島コロール島ニ置ク

第四章 資産及會計

恩賜財團  
獎學會寄  
附行爲

第五條 本會ノ資産ハ恩賜金及其ノ利子トス恩賜金ハ之ヲ基金トシ永遠ニ保存スルモノトス

第六條 本會ノ資産ハ郵便官署ニ預入レ又ハ國債證券ヲ買入レ利殖ヲ圖ルモノトス

第七條 本會ノ經費ハ資産ヨリ生スル收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第八條 本會ノ目的ヲ翼賛スル爲寄附スル金員ハ凡テ之ヲ基金ニ編入ス但シ其ノ目的ヲ指定シタルモノハ其ノ用途ニ充ツ

第九條 毎會計年度ノ終ニ於テ剩餘ノ一部ニ限り翌年度ニ繰越スコトヲ得

第十條 本會ノ豫算ハ毎年度評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ認定ニ附スルモノトス

第十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章 會 長

第十二條 本會ニ會長一名ヲ置ク

會長ニハ南洋廳長官ノ職ニ在ルモノヲ推戴ス

會長ハ會務ヲ統理ス

評議員會ノ議決ハ凡テ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

第六章 役 員

第十三條 本會ニ理事監事若干名及評議員二十名以内ヲ置ク

第十四條 理事及監事ハ評議員會ニ於テ推薦シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十五條 理事及監事ノ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會ヲ開キ補缺推薦ヲ行フ

第十六條 評議員ハ理事會ノ決議ニ依リ會長之ヲ委嘱ス

第十七條 役員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ケス

役員ノ補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三章 日本統治以後の教育



第三節 社會教育團體

第十八條 理事及監事任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就職スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第七章 評議員會

第十九條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一 歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
- 二 決算報告ヲ認定スルコト
- 三 資産ノ處分ヲ認定スルコト
- 四 理事及監事ヲ推薦スルコト
- 五 寄附行爲ヲ變更シ及規約ヲ設定スルコト

第二十條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ理事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得、監事又ハ評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求シタルトキハ評議員會ヲ開クヲ要ス

第二十一條 評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ其ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第二十二條 評議員會ハ評議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項ニ付再回招集ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第二十三條 評議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルコトコロニ依ル

第二十四條 評議員會ニ於テ選舉ヲ行フ時ハ其ノ議決ヲ以テ指名選舉ノ法ヲ用フルコトヲ得

第八章 補則

第二十五條 本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 將來此ノ寄附行爲ノ條項ヲ變更セムトスルトキハ評議員三分ノ二以上同意ヲ經主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

附則

第二十七條 第十四條ニ依リ推薦セラレタル理事就任スルニ至ル迄ノ間左記ノ者ヲ以テ理事トス

古	橋	直
只	野	安
		房

恩賜 財團獎學會表彰規程

表彰規程

第一條 南洋廳小、公學校ノ兒童木工徒弟養成所及實業學校私立女學校ノ生徒ニシテ學業操行ヲ通シテ優良ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 前條ニ依リ表彰スヘキ兒童生徒ハ最上學年ニ付毎年小學校ニ在リテハ尋常科高等科各一名公學校ニ在リテハ本科補習科各一名木工徒弟養成所及實業學校女學校ニ在リテハ各一名トス

第三條 表彰兒童生徒ハ各科上學年二年ヲ通シ操行甲ノ者ニシテ成績修身科ハ八點以上其ノ他ノ教科目七點以上平均八點以上ノモノノ中最優良者ヲ選定スルモノトス

前項ノ選定ハ支廳長及學校長ニ委囑シテ之ヲ行フモノトス

第四條 兒童、生徒ノ表彰ハ別紙様式ノ表彰狀ニ左ノ賞品ヲ副ヘ之ヲ授與スルモノトス

- 一 小學校、圖書(尋常科、高等科ニ分ツ)
- 二 公學校、獎學徽章(本科、補習科ニ分ツ)
- 三 木工徒弟養成所、木工道具
- 四 實業學校、圖書
- 五 女學校、圖書

第五條 表彰狀及賞品ハ所轄支廳長ニ委囑シ學年末ニ於ケル證書授與式ノ際之ヲ授與ス

第三章 日本統治以後の教育



第三節 社會教育團體

第六條 獎學徽章ハ本人ニ限リ之ヲ佩用スルモノトス

第七條 獎學徽章ヲ授與シタルモノハ不都合ノ所爲アリ其ノ情狀重シト認メタルトキハ之ヲ返納セシムルコトアルヘシ  
(書式省略)

附記ニ本規定ハ數度ノ改正を爲したものであるが、昭和十二年七月二十八日の評議員會で改正されたものを記載した。

南洋群島健康優良兒童表彰規程

健康優良兒童表彰規程

第一條 恩賜財團獎學會ハ南洋群島在住邦人ノ健康増進運動ノ一トシテ毎年本規程ニヨリ南洋廳小學校兒童中ヨリ最も健康優良ナル者ヲ審査選定シ之ヲ表彰ス

第二條 前條ノ審査ニ當ラシムル爲本會ニ健康優良兒童審査委員ヲ置ク

第三條 審査委員ハ五名以内トシ審査ノ都度南洋廳及所屬官署職員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四條 會長ハ本會審査ノ豫選ヲ行ハシムル爲各支廳長ニ委嘱シテ支廳ニ健康優良兒童地方審査會ヲ設ク地方審査會ハ支廳長ヲ會長トシ其ノ支廳管内ノ小、公學校長、醫院職員其ノ他ヲ以テ組織スヘキモノトス

第五條 審査スヘキ健康優良兒童ノ選出範圍ハ尋常小學校第六學年ニ在セル男女兒童ニシテ審査年度四月ニ於テ滿十一年以上十二年未滿ノ者トス

第六條 本會ハ地方審査會ニ第一號様式ニ依ル調査カードヲ配附シ各小、公學校長ヨリノ申告ヲ取纏メシムルモノトス

第七條 各小、公學校長ハ地方審査會ヨリ配附サレタル調査カードニ依リ在學兒童ニ就キ男女各一名ノ健康優良兒童ヲ選定シ五月十日迄ニ地方審査會ニ申告スルモノトス

第八條 地方審査會ハ其ノ設置セラレタル支廳管内ノ小、公學校長ヨリ申告セル調査カードニ依リ健康優良兒童男女各一名ヲ選出シ選出者各人毎ニ其ノ調査カード及全身寫眞二枚並寫眞原版ヲ添ヘ之ヲ六月一日迄ニ本會ニ報告スルモノトス

第九條 本會ハ南洋一健康優良兒童ニ表彰狀及賞牌ヲ其ノ出身校ニ表彰額ヲ贈呈ス

第十條 地方審査會ニ於テ選出シタル者ノ寫眞費用ハ一枚ニ付參圓ヲ限度トシ本會ノ負擔トス

第十一條 運動能力検査ハ左記ノ各號検査標準並實施方法ニ據ルモノトス

一、走力標準ハ五十米疾走、男子八秒女子八秒五分ノ二トス疾走ノ検査ノトキスパイクヲ用ヒス正確ナルストップウオッチヲ用ヒ走者ハ「位置ニ着イテ」ノ豫令ニテ位置ニ着キ「用意」ノ豫令ニテ用意シ「合圖又ハ號砲」ニテ出發シ、決勝線ノ位置ニアル時計員ハ出發ノ合圖ニ依リストップウオッチヲ動かシ走者ノ決勝線通過ノ時ニ時計ヲ止メ所要時間ヲ測リ試技三回ノ中最良ノモノヲ成績トス

二、跳力標準ハ走幅跳、男子三米六〇、女子三米トス  
普通ノ跳躍場ニテ行ヒ助走ニ制限ナキモ跳躍者踏切盤ノ前方ノ地表ニ觸ルトキハ一回ノ不正、試技トシ踏切盤ノ前端ヨリ身體ノ地面ニ觸レシ最モ近キ點迄跳躍距離ヲ計測シ三回ノ試技中最良ノモノヲ成績トス

三、擲力標準ハ籠球用ボール投、男子一八米、女子一五米トス正規ノ籠球用ボール(大日本籠球協會規定)ヲ遠方ヘ投クル方法ニシ地上若ハ床上ニ直徑二米五〇(八呎二吋)ノ圓ヲ描キ圓内ヨリ片手ニテ投ケタルボールカ地上ニ觸ル迄投者ハ圓外ノ地表ニ觸レサルコト若シ觸レタル場合ハ一回ノ不正試技トシボールノ地上ニ落下セル痕跡ト圓ノ中心ヲ結フ線上ニ於テ最モ近キ痕跡ト圓ノ内側迄ノ距離ヲ投擲距離トシ三回ノ試技中最良ナルモノヲ成績トス

第十二條 報告書添附寫眞(キヤビネ判、内側一四種、横八種八)ハ撮影ニ際シ人物ヲ第二號様式ニヨル計度盤中央ニ密接直立セシメ仕上ニ於テ上ハ計度盤一米七〇ノ線ヨリ一種五、下ハ足先ヨリ一種ノ餘白ヲ存セシムルモノトス  
計度盤ハ實則寸法ニ旅リ黒地ニ白線ヲ用フルモノトス  
(書式省略)

第三章 日本統治以後の教育



## 二、南洋群島教育會

南洋群島教育會は 天皇陛下（皇太子殿下にましまして御時）御成婚記念として大正十三年三月二十四日に設立されたもので、本會を南洋廳内に置き、支會を各支廳に設け、共に群島教育の振興に寄與しようとする會員組織の團體で、會費は月額參拾錢を支會で徴收し、最初其の十分の八を支會の經費に充てることになつて居たが、昭和十年度より其の十分の六を支會費に充つることゝ改正した。

教育會は、南洋群島に於ける教育の改善進歩を圖ることを目的として設立されたもので、其の目的を達成する爲に、

- (一) 教育に關する意見の發表
- (二) 教育及學藝に關する事項の研究及發表
- (三) 教育學術に關する講演會及講習會の開設
- (四) 社會教育に關する施設及島民の生活改善に關する研究並其の指導獎勵

等の事業を行ひ、群島教育の改善向上に助成しつゝある。

即ち昭和二年九月「群島教育研究」創刊號を發行して、教育上の意見發表機關とし、凡そ隔月に其の發行を續け之を支會及各學校に配布して教育上の資料に提供した。併し「群島教育研究」は、主に専門的な教育研究であり、研究發表された事項も其の過半は、公學校の教材に關するものであつた。其の上騰寫版による印刷で當局に於ても相

群島教育  
研究の發  
刊

南洋教育  
の創刊

當に時間と勞力を要したが、昭和九年度まで繼續されて第二十三號を重ねられた。

昭和九年九月二十六日開催の評議員會に於て從來の「群島教育研究」は、教職員の専門的研究の發表で、あまり専門的に偏して居るから、之を一般的な教育雜誌に改め「南洋教育」と改稱して、一年に六回發行し會員全部に頒つことに改めることゝした。而して昭和十年四月に創刊號が發行された。

「南洋教育の」主要な記事は

- (一) 教育に關係ある評論、研究、調査。
- (二) 教育上の計畫・實施、及學校・學級經營。
- (三) 兒童生徒に關する調査研究。
- (四) 教育その他に關する體驗・感想・隨筆。
- (五) 文藝作品
- (六) 注意すべき兒童の作品。
- (七) 教育事報、その他。

等で主に會員の發表機關であるが又學者、名士の論説をも掲載されて知識向上の機關誌でもあり、年を遂ふて健全な發展を遂げつゝある。昭和十一年度より學校教職員で、内地出張の際に、教育に關する事項の調査研究を爲す者に對する補助の途をも開かれた。

又本會の事業の一として、神宮神部署の委嘱を受けて、大正十四年以來、大麻及曆を頒布して、群島各地に在往

大麻及曆  
の頒布



する邦人の敬神思想、修養の一助となしつゝある。大正十四年より昭和十年度までに頒布した数は次の通りである。

- 大大麻 一、二二五體
- 大 麻 四、二〇九體
- 本 曆 一、二八八部
- 略本曆 二、四八六部

記念事業

南洋群島教育史編纂事業は、昭和三年御大典記念事業として企圖せられたもので、公務餘暇を以て其の資料の蒐集に力められたが、文献に乏しいこと、時間の餘裕が少い關係で其の達成を見るに至らなかつたが、南洋廳長官は此の舉に賛同の意を示され、速に之が達成を期せしめんが爲、昭和七年以來毎年六百圓の補助金を下附された。本會の規則は一部分の改正は幾度か行はれた。次に昭和十二年七月二十八日の評議員會に於て一部改正された現行規則を掲げると次の通りである。

南洋群島教育會規則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ南洋群島教育會ト稱シ南洋群島ニ於ケル教育ノ改善進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ洋南廳内ニ置ク
- 第三條 本會ハ各支廳及支廳出張所管内ニ支會ヲ置ク支會ハ更ニ分會ヲ設クルコトヲ得
- 第四條 本會ニ於テ施行スヘキ主要ノ事項左ノ如シ
- 一、教育ニ關スル意見ノ發表

- 二、教育及學藝ニ關スル事項ノ研究並其ノ發表
- 三、教育學術ニ關スル講演會又ハ講習會ノ開設
- 四、社會教育ニ關スル施設及島民ノ生活改善ニ關スル研究並其ノ指導獎勵
- 五、教育關係者共濟ノ施設又ハ其ノ獎勵
- 六、其ノ他本會ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事項
- 第五條 各會ハ本則ニ準シテ其ノ規則ヲ定メ之ヲ本會ニ報告スヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二章 會 員

- 第六條 會員ヲ分チテ左ノ三種トス
- 一、名譽會員 學識徳望アル人ニシテ評議員會ノ決議ニ依リ會長ノ推薦シタル者
- 二、特別會員 本會ノ爲特ニ功勞アル人又ハ多額ノ金品ヲ寄附シタル人ニシテ評議員會ノ決議ニ依リ會長ノ推薦シタル者
- 三、通常會員 會費トシテ月額金參拾錢ヲ納ムル者
- 第七條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚損シタル者アルトキハ評議員會ノ諮問ヲ經テ之ヲ除名ス

第三章 役 員

- 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會 長 一名
- 副會長 一名
- 評議員 二十名以内
- 幹 事 若干名
- 第九條 會長ニハ南洋廳長官ヲ推戴シ副會長ニハ南洋廳内務部長ヲ推ス評議員ハ會長ノ指名シタル者及支會長ヲ以テ之ニ充

第三章 日本統治以後の教育



第三節 社會教育團體

ツ幹事ハ會長之ヲ指名ス

第十條 役員ハ總テ名譽職トス、會長ノ指名シタル評議員及幹事ノ任期ハ三ヶ年トス但シ任期滿了後ト雖後者ノ就任スルマテハ其ノ職ヲ行フモノトス

第十一條 會長ハ本會ヲ代表シ一切ノ事務ヲ總理ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス幹事ハ會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ處理ス評議員ハ評議員會ニ於テ左ノ事項ヲ審議ス

一、本會規則ノ改廢

二、本會豫算ノ議定及決算ノ認定

三、前二號ノ外會長ニ於テ附議シタル事項ノ議定

第十二條 會長ハ會務處理ノ爲ニ必要アルトキハ書記又ハ囑託ヲ置クコトヲ得特別ノ必要アルトキハ會長ハ委員ヲ置キ調査研究ニ當ラシムルコトヲ得書記又ハ囑託ハ有給トナスコトヲ得委員ニハ必要ニ應ジ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第四章 集會及議事

第十三條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ召集ス但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得

第十四條 會長ハ評議員會ヲ召集スル暇ナシト認メタルトキハ書面ニ依リ賛否ヲ問ヒ會議ニ代フルコトヲ得

第十五條 會議ハ特ニ定ムルモノヲ除クノ外出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第十六條 本會規則ノ改正ニ關スル議決ハ評議員會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第五章 會計及事務報告

第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十八條 本會ノ經費ハ會費其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

支會ハ會費ヲ徵收シ其ノ十分ノ四ヲ本會ニ納付シ殘額及其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ支會ノ經費ニ充ツヘシ

前項ニ依リ本會ニ納付スヘキ金額ハ四月ヨリ九月迄ノ分ハ十月二十日迄ニ十月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ四月五日迄ニ電信爲替又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ送附スヘシ

第十九條 本會ハ寄附、剩餘金其ノ他ノ收入ヲ以テ基本財産ヲ設定スルコトヲ得

第二十條 基本財産ハ評議員會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第二十一條 支會及分會ハ毎年五月二十日迄ニ左記ノ事項ヲ本會ニ報告スヘシ但シ年度末現在會員男女別數及後期納附金額ハ電報又ハ其ノ他ニ依リ四月五日迄ニ報告スヘシ

一、前年度收支決算及事業ノ概要

二、當年度收支豫算及事業計劃ノ概要

三、前年度月別月末現在會員男女別數

四、其ノ他重要ナル事項

分會ニ於ケル前項ノ報告ハ支會ヲ經由スヘシ

第二十二條 本會ハ評議員ノ決議事項及事業ノ概要ヲ支會及分會ニ告知ス

教育支會

南洋群島教育支會は、本會の主旨を貫徹する爲に各支廳に設立されたもので、ヤルト支會は大正十三年三月に、ボナベ支會は大正十三年六月三十日に、トラツク支會は大正十五年二月十一日に、パラオ支會は大正十五年五月一日に、ヤツプ支會は大正十五年十一月二十五日に、サイパン支會は稍々後れて昭和七年八月一日にそれ〴〵創立され、昭和十年九月十二日にはテニアン出張所管内にテニアン支會が設立された。

各支會の事業は、本會の趣旨に基いて行はれて居るが、各地によつて多少の相違がある。其の主な事業は、  
(一) 教育に關する研究並に意見の發表



- (一) 教育學術に關する講演會又は講習會
- (二) 青年の指導及社會教育上の施設
- (三) 教育に關する學藝會、展覽會、活動寫眞映寫會
- (四) 會報及文藝、學術研究の發刊
- (五) 教育關係者の意見發表及懇談會
- (六) 各支會の目的を達する爲に必要な事項
- (七) 等である。

尙昭和三年より同十年度までの各支廳別會員數及創立以來の主な設員を示せば次の通りである。

(毎年四月末日現在)

支廳別	總數		サイパン		ヤップ		パラオ		トラツク		ボナベ		ヤルイト	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和三年	二三八	七二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	二五七	二六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和五年	二五五	二六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和六年	二七六	二八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和七年	四〇九	四三二	九一	一〇	八〇	五	七〇	二	九七	二	二四	三	四七	—
昭和八年	四六七	四八七	一六五	一〇	六六	四	八六	二	七五	二	二四	二	五一	—

昭和九年	昭和十年
五八六	四九一
二一	一七
六〇七	五〇六
二四二	六一九
一〇	七
八二	九三
五	四
九〇	九〇
二	二
七四	八五
二	二
二七	二五
一	一
七一	七九
—	—

南洋群島教育會役員

會長	副會長	幹事	氏名	就任	辭任
横田郷助	堀口満貞	澤田鉄治	横田郷助	大正十四年十月三十日	昭和六年十月十一日薨去
堀口満貞	堀口誠三	松田一海	堀口満貞	昭和六年十月十二日	昭和六年十一月二十一日
男爵 松田正之	大磐誠三		男爵 松田正之	昭和六年十一月二十二日	昭和七年二月五日
林壽夫	兒玉魯一		林壽夫	昭和七年二月六日	昭和八年八月四日
北島謙次郎	堂本貞一		北島謙次郎	昭和八年八月五日	昭和十一年九月二十二日
				昭和十一年九月二十二日	
				大正十四年十月三十日	昭和六年十月十二日
				昭和六年十月十三日	昭和八年二月二日
				昭和八年三月十七日	昭和十一年一月十六日
				昭和十一年一月二十四日	
				大正十四年十二月十六日	昭和七年四月三十日
				大正十四年十二月十六日	昭和七年一月二十六日



後藤保彌太	大正十四年十二月十六日	大和十五年二月二十日
立山茂	昭和七年四月三十日	昭和八年十二月二十八日
金井新吉	昭和七年五月六日	昭和十一年二月七日
只野安房	昭和九年一月九日	昭和十年四月十五日
森直太郎	昭和十年四月十五日	昭和十一年一月六日
黒部直太郎	昭和十一年一月十六日	昭和十三年一月二十四日
高橋政吉	昭和十一年二月七日	昭和十三年五月四日
八木俊一	昭和十二年八月二十六日	
麻原三子雄	昭和十三年一月二十四日	
大水精	昭和十三年五月四日	

### 三、南洋群島文化協會

南洋協會

南洋に於ける諸般の事項を講究して、相互の事情を疏通し、共同の福利を増進し、以て平和文明に貢献する目的を以て、大正四年に南洋協會が創設され、臺北、新嘉坡、マニラ、ダバオ、バタビヤ、スマトラ、盤谷、パラオ等に支部を設置して、内、外南洋の調査、紹介及其他の事業が實施され、機關雜誌として月刊「南洋」が發行されることとなつた。

南洋群島

南洋群島支部が設置されたのは、大正十二年五月二十三日で、南洋協會の趣旨を達成する爲に特に南洋群島に於

支 部

ける文化的開發と、其の助勢につとめ、各支應に分會な設けて種々の調査及施設をなし、昭和十年一月より月刊の機關雜誌「南洋群島」を刊行するに至つた。

然るに南洋群島の急激な發展と、其の重要性に鑑み、文化的にも、産業的にも、南洋協會の一支部としてのみでなく、南洋群島独自の立場で研鑽するを生じ、昭和十二年四月南洋群島文化協會、及南洋群島産業協會が創立され、南洋協會南洋群島支部の事務及雜誌「南洋群島」の刊行は南洋群島文化協會が之を取扱ふこととなつた。

南洋群島文化協會

南洋群島文化協會は、南洋群島在住民の文化向上並其の福祉を増進する目的を以て、昭和十二年四月一日創立され、本部をパラオ諸島コロル島南洋廳地方課内に置き、支部をサイパン、ヤツブ、パラオ、トラツク、ボナベ、ヤルートの各支應内、テナアン、ロタ出張所内、及アングウル南拓鑛業所内に置いて居る。

其の主なる事業としては、雜誌「南洋群島」を毎月發行し、小冊子及群島寫真帖等を刊行して會員其他に頒布し、群島繪葉書並地圖等を發行して群島紹介の一助とし、更に展覽會、映畫會、講演會の開催及夜間大學を開講して、其の文化的向上を圖り、社會教育諸團體に對しては補助金を授與し、島民觀光園の事務及横濱埠頭待合所の經營等も行つて居る。

南洋群島文化協會は、設立して日尙淺いが叙上の外、南洋群島に於ける文化的事業一切を逐次遂行する豫定で、其の活動は、群島の産業開發と共に、將來を囑望されてゐる。

#### 南洋群島文化協會規約

第一章 名 稱

第三章 日本統治以後の教育



第三節 社會團體教育

第一條 本會ハ南洋群島文化協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ南洋群島ニ於ケル文化ノ向上並住民ノ福祉ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

一、機關雜誌其ノ他出版物ノ發行

二、内地文化ノ紹介並群島事情ノ紹介

三、巡回映畫會及講演會ノ開催

四、其ノ他本會ノ目的達成上必要ト認ムル事項

第三章 組織

第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

名譽會員

特別會員

通常會員

第四章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲパラオ島ニ置キ必要ノ地ニ支部ヲ置ク

第五章 經費及會計

第五條 本會ノ經費ハ會費、政府補助金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第六條 政府補助金ハ其ノ交付指令ニ定メラレタル使途以外ニ流用スルコトヲ得ス

第七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 本會ノ豫算ハ每會計年度開始前理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後理事會ノ認定ヲ經ルモノトス

第九條 每會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第六章 役員

第十條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ重要ナル會務ヲ諮問ス

顧問ハ役員會ノ同意ヲ得テ會長之ヲ推薦ス

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、副會長 一名

一、理事 若干名

一、評議員 若干名

一、幹事 若干名

第十二條 會長ハ南洋廳長官ヲ推戴ス

會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代理ス

第十三條 副會長及理事ハ會長之ヲ委嘱スルモノトス

第十四條 評議員ハ理事會ノ推薦ニ依リ會長ヲ之ヲ委嘱ス

第十五條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

第十六條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ケス

第十七條 役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就職スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第七章 理事會

第十八條 理事會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長又ハ副會長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

第三章 日本統治以後の教育



理事三分ノ二以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ得

第十九條 理事會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
- 二、決算報告ヲ認定スルコト
- 三、財産ノ處分ヲ認定スルコト
- 四、寄附行爲ヲ變更シ及規則ヲ制定スルコト
- 五、評議員ヲ推薦スルコト
- 六、其ノ他理事ニ於テ必要ト認メタル事項

第八章 評議員會

第二十一條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ受シタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ得

第二十二條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、歳入歳出豫算ニ付諮問ヲ受クルコト
- 二、決算報告ヲ認定スルコト
- 三、財産ノ處分ニ付諮問ヲ受クルコト
- 四、寄附行爲ノ變更及規則ノ制定ニ付諮問ヲ受クルコト
- 五、其ノ他理事及評議員ニ於テ必要ト認メタル事項

〔參考〕

臨時南洋群島防備隊條令

大正三年十二月二十八日  
內令第四百一號

改正 大正四年三月第七十四號、同年十一月第二八七號

第一條 トラツク島ニ臨時南洋群島防備隊ヲ置ク

第二條 臨時南洋群島防備隊ハ南洋ニ於ケル占領地及其ノ附近ノ海岸海面ノ警戒防備並民政ヲ掌リ兼テ軍需品ノ配給ヲナス  
所トス

第三條 臨時南洋群島防備隊ニハ必要ニ應シ驅逐隊艇隊及艦船ヲ附屬セシム

第四條 臨時南洋群島防備隊ニハ必要ニ應シ病室ヲ置キ海軍病院ニ準シ患者ヲ診療セシム

第五條 臨時南洋群島防備隊ニ司令官ヲ置ク司令官ハ

天皇ニ直隸シ麾下艦船部隊及特ニ指定セラレタル諸機關ヲ統率シ民政ヲ統轄ス

司令官ハ軍政及民政ニ關シテハ海軍大臣ノ指揮ヲ受ク

第六條 司令官ハ麾下ノ軍紀及教育訓練ヲ統監ス

第七條 司令官ハ麾下ノ驅逐隊、艇隊又ハ艦船ヲ管轄区域内ニ派遣シ又必要ニ應シ本邦沿岸ニ派遣スルコトヲ得

第八條 司令官ハ艦政ニ關シテハ横須賀鎮守府司令長官ノ區處ヲ受ク

第九條 臨時南洋群島防備隊ニ要スル兵曹長同相當官准士官以下ノ配員及需要器具材料其ノ他物品ノ供給ハ横須賀鎮守府ノ  
所掌トス

第十條 司令官ハ防備隊所在地ノ守備秩序ノ維持及齊一ヲ要スル重大ナル事項ニ關シ同所ニ在ル後任指揮官ノ率キル他所屬

第三章 日本統治以後の教育



艦隊、驅逐隊、艇隊、潜水艇隊及艦船ヲ指揮スルノ權ヲ有ス但シ緊急ノ必要アル場合ヲ除クノ外之カ爲當該諸隊及艦船ノ本務ヲ妨クルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ當該諸隊及艦船ノ本務ヲ妨クルニ至リタルトキハ司令官ハ之ヲ海軍大臣及海軍軍令部長ニ報告シ且當該諸隊及艦船ノ所屬長官ニ通報スヘシ

第十一條 司令官ハ疾病其ノ他緊急ノ場合ニ方リ一時麾下ノ兵員ノ移轉ヲ必要ト認ムル場合ニ於テ海軍大臣ノ承認ヲ經ルノ違ナキトキハ便宜之ヲ處理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事後之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十二條 司令官ハ麾下船艇ニ乗員ヲ要スルトキハ麾下人員ニ臨時乗組ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ將校同等官及候補生ニ付テハ海軍大臣ニ報告シ兵曹長同等官准士官ニ付テハ本人在籍ノ鎮守府司令官ニ通報スヘシ

第十三條 司令官ハ麾下ノ候補生兵曹長同相當官准士官以下ヲ一時麾下艦船其ノ他各部ニ轉勤セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ候補生ニ付テハ海軍大臣ニ報告シ兵曹長同相當官ニ付テハ本人在籍ノ鎮守府司令官ニ通報スヘシ

第十四條 司令官ハ防備隊附將校同相當官兵曹長同相當官准士官下士卒ヲ分隊ニ配員シ將校同相當官ニ付テハ海軍大臣ニ報告シ兵曹長同相當准士官ニ付テハ本人在籍ノ鎮守府司令官ニ通報スヘシ

第十五條 司令官ハ麾下ノ職員缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ將校同相當官及候補生ニ付テハ之ヲ海軍大臣ニ報告シ其ノ他ノ者ニ付テハ本人在籍ノ鎮守府司令官ニ通報スヘシ

第十六條 司令官缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ麾下ノ將校席次ノ順序ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス但シ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ之ヲ海軍大臣及海軍軍令部長ニ報告スヘシ

第十七條 司令官ハ麾下艦船部隊ノ内規(艦船ヲ除ク)日課及週課ヲ制定シ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十八條 司令官ハ軍機保護上必要ト認ムルトキハ檢閲ヲ經スシテ麾下職員一切ノ私信ヲ發送スルコトヲ禁シ又他トノ交通ヲ禁スルコトヲ得

第十九條 司令官ハ事情已ムヲ得スト認ムルトキハ海軍部外ノ者ヲ麾下ノ艦船ニ便乗セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第二十條 司令官ハ海軍大臣ノ承認ヲ經テ民政區ヲ定メ之ニ守備隊ヲ置ク

司令官ハ守備隊長トシテ分隊長ヲ各守備隊ニ配置シ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第二十一條 司令官ハ民政ニ關シ必要ナル命令ヲ發ス

司令官民政ニ關シ重大ナル處理スルトキハ豫メ海軍大臣ノ承認ヲ受クヘシ但シ事急ナルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ在リテハ事後速ニ海軍大臣ニ報告スヘシ

第二十二條 臨時南洋群島防備隊ニ司令官ノ幕僚トシテ左ノ職員ヲ置ク

參謀長 參謀 副官 機關長  
軍醫長 主計長 民政顧問

司令官及幕僚ノ隊務ヲ掌ル所ヲ司令部ト稱ス

第二十三條 臨時南洋群島防備隊ニ分隊長ヲ置ク

前項ノ外必要ニ應シ防備隊付トシテ佐尉官同相當官民政事務官及通譯官ヲ置ク

第二十三條ノ二 參謀長ハ司令官ヲ佐ケ隊務ヲ整理シ幕僚其ノ他隊務ニ參與スル職員ノ職務ヲ監督ス

第二十四條 參謀ハ參謀長ノ命ヲ承ケ作戰軍紀風紀教育訓練通信運輸民政等ニ關スルコトヲ掌ル







第三節 社會團體教育

四五四

看	上等機關兵曹 護師	一人	一、二等主廚	九人
計	將校同相當官、高等文官 兵曹長、准士官	四十六人 八人	卒判下 任文官士	八十一人 二百九十五人
備考	一、民政顧問及民政事務官ハ高等文官又ハ奏任待遇者ヲ以テ之ニ充ツ 二、必要ニ應シ民政事務官、書記十人ヲ増員スルコトヲ得			

南洋應官制

大正十一年三月三十一日  
勅令 第三百七十一號

改正  
大正十三年第四五三號  
昭和二年第二〇〇號、四年第一六二號、五年第一一號、第一九八號、  
六年第一六三號、八年第九四號、九年第一五三號、十年第一四〇號、  
十一年第四四二號、十二年三八七號

第一條	南洋群島ニ南洋廳ヲ置ク	一人	勅任
第二條	南洋廳ニ左ノ職員ヲ置ク	二人	奏任
部長	官	二人	奏任
事務官	長	十四人	奏任
警務	視	一人	奏任

技師	專任	二人	奏任
屬	專任	六十六人	判任
視學	專任	一人	判任
警部	專任	二十一人	判任
警部	專任	二十八人	判任
技手	專任	三人	判任
通譯	專任	二人	判任
燈臺看守	專任	二人	判任

第三條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ政務ヲ管理ス但シ郵便及電信ニ付テハ逕信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコトヲ得

第六條 長官ハ其ノ管轄區域ノ安寧秩序ヲ保持スル爲必要アリト認ムルトキハ鎮守府司令長官又ハ附近ノ海軍主席指揮官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第七條 長官ハ所部ノ職員ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ

第三章 日本統治以後の教育

四五五



第三節 社會團體教育

ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十條 南洋廳ニ長官官房及左ノ二部ヲ置ク

内務部

拓殖部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十一條 南洋廳管内須要ノ地ニ南洋廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十二條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十四條 事務官ハ支廳長タルモノヲ除クノ外上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十五條 支廳長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ職員ノ指揮監督ス

監督ス

第十六條 支廳長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十七條 支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第十八條 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察、衛生及監獄ノ事務ヲ掌リ其ノ執行ニ關シ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十一條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス

第二十二條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察、衛生及監獄ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十二條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十二條ノ二 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス

第二十二條ノ三 燈臺看守ハ上官ノ指揮ヲ承ケ航路標識ノ看守ニ從事ス

第二十三條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察、衛生及監獄ノ事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 氣象ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲南洋廳ニ觀測所ヲ置ク其ノ名稱及位置ハ長官之ヲ定ム

觀測所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第二十五條 南洋廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年勅令第二百六十七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ臨時南洋群島防備隊ニ在勤スル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ海軍書記生ハ南洋廳屬ニ、海軍警部ハ南洋廳警部ニ、海軍技官補ハ南洋廳技手ニ、海軍警部補ハ南洋廳警部補ニ、海軍巡查ハ南洋廳巡查ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス



## 第四章 各學校の沿革及現況

南洋群島が我が國の領有に歸して既に二十有五年（昭和十三年）、民政が實施されて早十七年の歳月を経た今日の南洋群島は既に日本化され、その住民の半數以上が日本人である。

大正八年九月初めて邦人兒童教育機關たる尋常小學校を開設して以來、内地人の移住者の増加と共に學校の數も増加し、現在では須要の地には尋常小學校或は尋常高等小學校が設置され、尋常高等小學校十二校、尋常小學校十二校、總計二十四校に及んで居る。

島民子弟の教育を施す公學校も、特殊子弟の教育から、一般兒童の教育機關と進展し、現在では補習科を併置して居る公學校六、本科のみの公學校二十、合計二十六校設置されて居る、尙島民の木工及建築の技術を傳習せしめる爲に木工徒弟養成所がある。

中等教育機關としては、官立の實業學校が一校と、私立の家政女學校が一校あるに過ぎないが、邦人在住者の激増に隨ひ其の必要に迫られつゝある事は必然の成り行きである。

其他邦人子弟を養育する幼稚園が六校あり、一般島民及其の子弟に宗教教育を施す宗教學校が十三校ある、本章では、各學校及幼稚園の沿革及職員學級兒童數の異動等に就いて各校別に之を明にし、學校、幼稚園の沿革は昭和十三年六月末まで之を記載し、職員學級及、兒童生徒數等は昭和十年四月末日まで之を表示した。

### 第一節 サイパン支廳管内

サイパン支廳は、マリアナ群島一圓を管轄し、主要島はサイパン、テニアン、ロタの三島である。サイパン島は支廳の所在地で、テニアン島には昭和八年五月十日、ロタ島には昭和十二年八月四日それ／＼支廳出張所が設置された。

マリアナ群島は、南洋群島の關門にあたり、其の發見及文化的開發も南洋群島の魁をなし、我が國の領有となつてからも、産業發展、特に製糖業に於て、主要島のサイパン、テニアン、ロタの順序に異常な發展を遂げた。隨つて邦人の移住者も非常に多く、全群島邦人在住者五萬一千八百六十一人の中、サイパン支廳管内在住者が三萬九千七百九十八人である。（昭和十年十月一日第四回島勢調査に據る）之に依つても其の概況を知ることが出来る。島民も稍々文化の程度の高いチャモロ族の約九割はサイパン島に在住し、島民文化に於てもサイパン管内がトツブを切つて居る状態である。

故に教育機關に於ても、サイパン島には官立サイパン實業學校、私立南洋家政女學校をはじめ、尋常高等小學校五、公學校一、宗教學校二、幼稚園二に及び、テニアン島には尋常高等小學校三、尋常小學校一、幼稚園一あり、ロタ島には尋常高等小學校二、尋常小學校一、公學校一、宗教學校一あつて、邦人教育機關の大部分は、此の管内で占めて居る状態である。

### 一 小 學 校



サイパン支廳管内の小學校は、大正八年九月一日南洋群島に初めて尋常小學校が設置されるに當り、サイパン島に南洋群島第二尋常小學校が設置せられ、大正十年六月一日にはタナバコ分教場が設置された。大正七年九月一日南洋群島第二尋常小學校はサイパン尋常小學校と改稱され、大正十三年四月より高等科を併置し、同年四月二十四日にはラウラウ分教場が併置された。

昭和三年九月十五日タナバコ分教場はタナバコ尋常小學校に、ラウラウ分教場はラウラウ尋常小學校に昇格された。昭和四年四月一日にはチャツチャ尋常小學校が新設され、同時にテニアン島にもテニアン尋常小學校が設置され、同校には翌五年四月一日に高等尋を併置し、昭和五年十二月一日にはマルボ、カーヒートの二分教場が設置された。

昭和六年一月二十七日にはラウラウ尋常小學校をアスリートに移轉してアスリート尋常小學校と改稱し、昭和七年四月一日にはサイパン島にチャランカノア尋常小學校が新設され、同八年四月一日にはサイパン尋常高等小學校が尋常科と高等科に分離し、テニアン小學校のマルボ、カーヒートの二分教場が昇格してマルボ尋常小學校、カーヒート尋常小學校となり、ロタ島にロタ尋常小學校が新設された。

昭和九年四月一日にはチャツチャ尋常小學校に高等科を併置され、テニアン島にチュロー尋常小學校が新設された。同十年五月一日にはチャランカノア尋常小學校に高等科が併置され、翌十一年四月一日にはロタ島にタルガ尋常小學校が新設された。

昭和十三年四月一日サイパン島、タナバコ尋常小學校、アスリート尋常小學校、テニアン島カーヒート尋常小學校

チュロー尋常小學校、ロタ島ロタ尋常小學校、タルガ尋常小學校に高等科が併置され、ロタ島シナバルにシナバル尋常小學校が設置され、更に同年六月十二日サイパン高等小學校はサイパン尋常小學校に合併され、タナバコ尋常高等小學校はマタンシヤ尋常高等小學校と改稱された。

(イ) サイパン尋常小學校

サイパン島ボシタムチヨウ

沿革

本校は大正八年七月一日公布された南洋群島尋常小學校規則により、同年九月一日サイパン島ガラパンのサイパン島民學校内に、南洋群島第二尋常小學校として創設された同日開校した。

開校當時は、就學兒童が僅かに十名内外で、島民學校の一部に收容して教授した。然るに許多の島民兒童の壓迫を受くる傾向があり、管理、訓練上にも甚だ遺憾とする點が多々あるので、他に適當な校地を選定して分離することの急務を認められた。

大正八年九月一日本校兒童擁護と、學校教育後援の目的で保護者會が設立された。

大正十年六月一日タナバコ部落にタナバコ分教場が附設された。

大正十一年三月三十一日 南洋廳小學校官制が發布され、同年四月一日南洋廳サイパン尋常小學校と改稱された。

大正十二年三月十二日 教育に關する勅語謄本が下附された。



大正十二年十一月 ガラバン町宇ガロライの地をトし新營校舍を起工し、翌十三年三月一株四室並附屬建物より成る新校舎が竣工し、同年四月二十一日に移轉した。(現 實業學校 校地)

大正十三年四月二十四日 高等科を併置して南洋廳サイパン高等小學校と改稱し、更にトトラム部落にラウラウ分教場が附置された。

大正十五年四月二十八日 軍艦磐手入港、海軍少尉候補生として同艦御乗組の伏見宮博信王殿下には、二十九日御上陸遊ばされ、本校にも御成りあらせられて、校庭に鳳凰樹一株御手植遊ばされた。

昭和三年九月十五日 タナバコ分教場、ラウラウ分教場が、それ〴〵獨立分離して、南洋廳タナバコ尋常小學校、南洋廳ラウラウ尋常小學校となつた。

昭和七年四月一日 本校通學区域内チャランカノアに南洋廳チャランカノア尋常小學校が設置され、本校在籍兒童百六十二名が同校に轉學した。

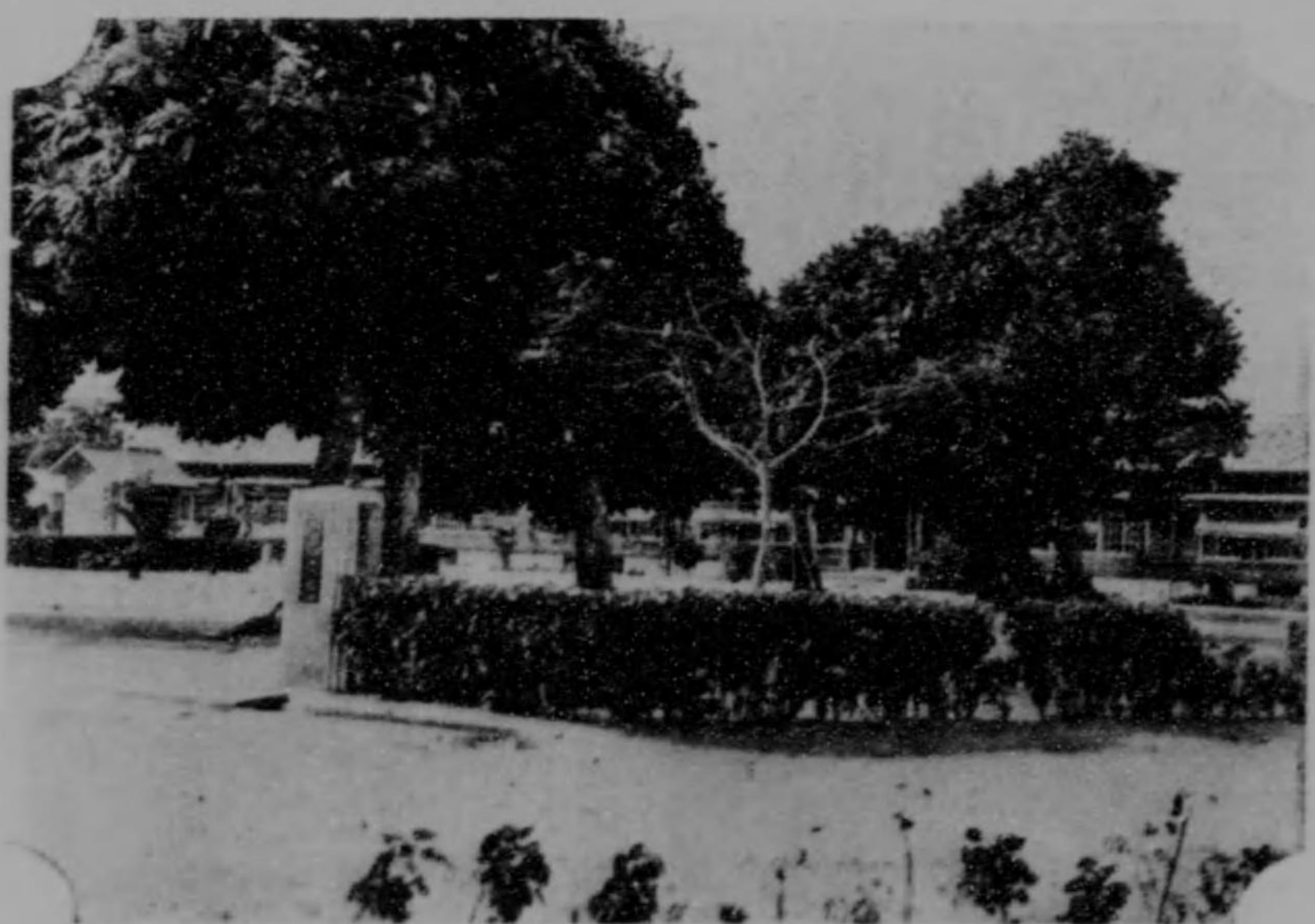
昭和八年四月一日附を以て本校は、サイパン尋常小學校、サイパン高等小學校の二校に分離することゝなつた。而高等科は現在の校舎、尋常科はボンタムチヨウの地をトして校舎を新營することゝなつた。



第六十二圖 サイパン小學校最初の校舎(大正十四年)

昭和九年三月十七日 ボンタムチヨウの現校舎一部完成し、十五學級の中八學級を移轉し、同年十二月十四日増設校舎竣工し、殘留學級全部移轉した。

第六十三圖 御眞影奉安所(昭和十年)



第六十四圖 サイパン尋常小學校(昭和二十年)

昭和十年三月二十五日、御眞影奉安所の新設工事が落成し、同年十二月十日



天皇、皇后兩陛下の御眞影を奉戴した。

昭和十二年十二月一日、兒童保護者會に於て校堂の新營工事に着手し、翌十三年三月二十五日竣工し、四月十二日南洋廳に寄附を申し出た。

昭和十三年六月十二日、サイパン高等小學校を合併して、南洋廳サイパン尋常高等小學校と改稱した。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

(大正十一年度迄年度末現在)  
(大正十一年度以降四月末日現在)

年度別	職員數		學級						兒童數		卒業兒童數				
	訓導主任	兼職	尋常高等	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	計	高一	高二	計	尋常科	高等科
大正八年	1	1	1	3	1	1	1	1	1	6	1	1	6		
大正九年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		
大正十年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		
大正十一年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		
大正十二年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		
大正十三年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		
大正十四年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		
大正十五年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		
昭和元年	1	1	1	2	2	2	2	2	2	10	1	1	10		

年度別	職員數	學級	兒童數	卒業兒童數
昭和二年	1	1	6	
昭和三年	1	1	10	
昭和四年	1	1	10	
昭和五年	1	1	10	
昭和六年	1	1	10	
昭和七年	1	1	10	
昭和八年	1	1	10	
昭和九年	1	1	10	
昭和十年	1	1	10	

(口) 元サイパン高等小學校

沿革

サイパン島ガラパン

大正十三年四月二十四日 南洋廳サイパン尋常小學校に高等科を併置せられ、南洋廳サイパン尋常高等小學校と改稱されたのが、本校の淵源である。

昭和八年四月一日 サイパン尋常高等小學校の尋常科と高等科を分離して、本校は南洋廳サイパン高等小學校と

第四章 各學校の沿革及現況



稱し、高等科のみを收容する學校となつた。

昭和十三年六月十二日 サイパン尋常小學校に合併された。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(各年度四月末日現在)

年度別	職員數		在學児童數											卒業児童數			
	訓導主任	訓導員	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	
大正十三年	一	一															
大正十四年	一	一															
大正十五年	一	一															
昭和元年	一	一															
昭和二年	一	一															
昭和三年	一	一															
昭和四年	一	一															
昭和五年	一	一															
昭和六年	一	一															
昭和七年	一	一															
昭和八年	一	一															
昭和九年	一	一															

昭和十年	三	四	八四四	六六三	一四〇	七九	二九	一四〇	七九	二九	三二	九	四〇
------	---	---	-----	-----	-----	----	----	-----	----	----	----	---	----

(ハ) マタンシヤ尋常小學校

サイパン島マタンシヤ

沿革

大正八年九月一日 サイパン島ガラパンに南洋群島第二尋常小學校が、開設されたがサイパン島北部に位するタナパコ居住の児童は、遠距離且道路不完全のため該校に通學することは困難であつた。

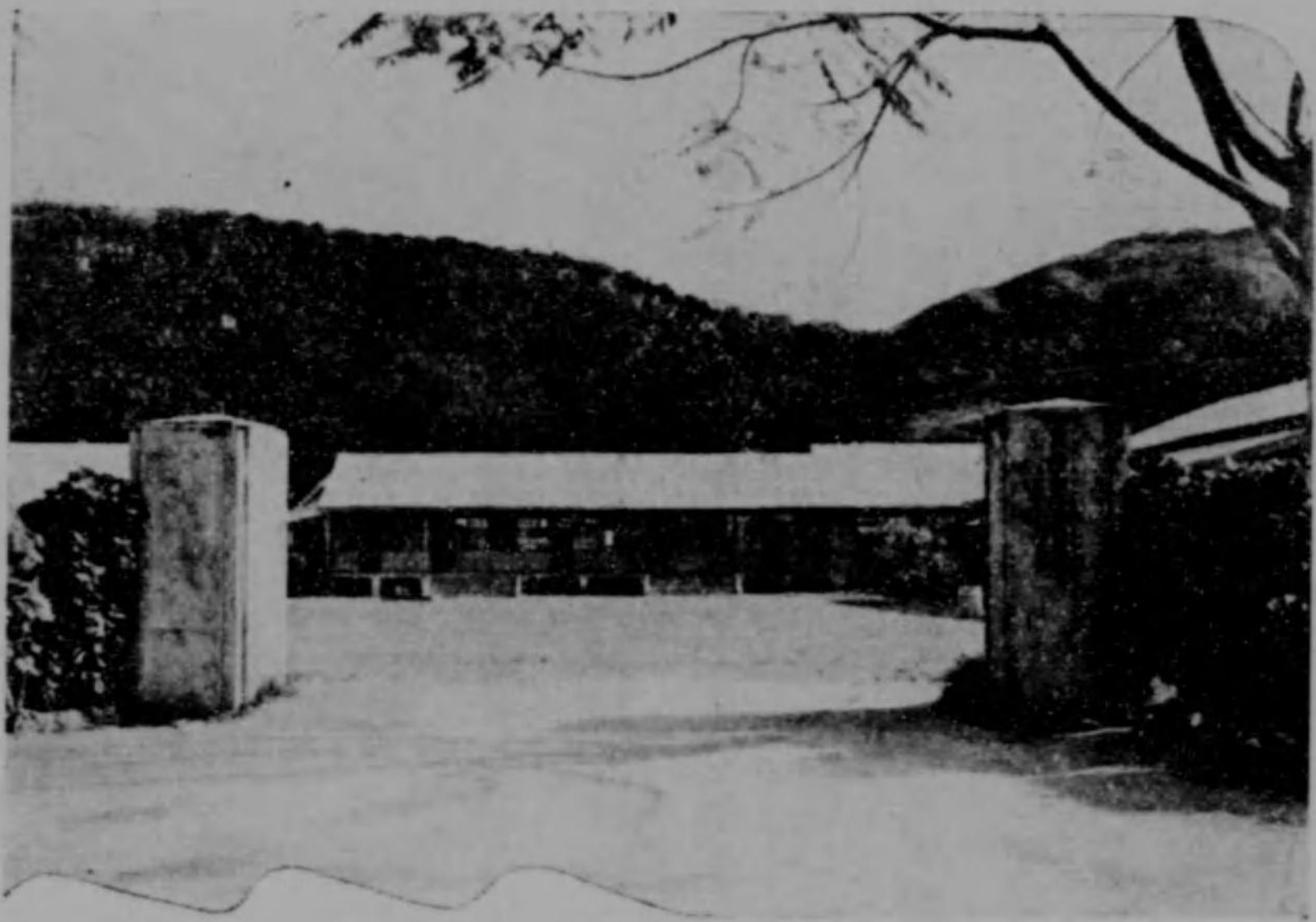
タナパコ方面は大部分製糖業西村殖産會社所屬の農場でその子弟が多かつた。依つて同會社では大正九年六月タナパコ部落の島民家屋を借り受け、私立殖産學校の名稱の下に授業を開始した。

然るに同年十月暴風雨の爲に、校舍倒壊し教授用具類も亦殆んど破損した。依つて一時假校舍を設けて授業を繼續して居たが、歐洲戰亂の財界變動の餘波を被り、小規模の製糖工場は其の維持困難となり、従つて該校舍の復舊は勿論學校の經營上にも困難を來し、茲に官營の小學校設立を要望することの切なるものがあつた。

當局は詮議の結果マタンシヤの地を卜し、大正十年一月十日校舍新營に着手し、五月十五日、校舍一棟並附屬建物(總坪數四七、七五坪)が竣工した。

大正十年六月一日 南洋群島第二尋常小學校タナパコ分教場が設置され、私立殖産小學校児童を收容して、即日





（年二十和昭）校學小常尋コバナタ 圖五十六第

授業を開始した。

大正十一年四月一日 南洋廳サイパン尋常小學校タナバコ分教場、同十三年四月二十四日南洋廳サイパン高等小學校タナバコ分教場と改稱された。

昭和三年九月十五日 南洋廳告示第十五號を以て、既往八ヶ年間分教場であつた本校は獨立して、南洋廳タナバコ尋常小學校と改稱された。

昭和四年一月十八日 教育に關する勅語謄本が下附された。

昭和五年度に校舎増築一棟及移築一棟の工事をなし、昭和六年三月三十一日竣工したのが現校舎である。

昭和十三年四月一日 高等科を併置され、南洋廳タナバコ高等小學校と改稱した。

昭和十三年六月十二日 校名を南洋廳マタンシヤ尋常高等小學校と改稱された。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

（大正十二年度迄學年末）  
（同十三年度以降四月末日現在）

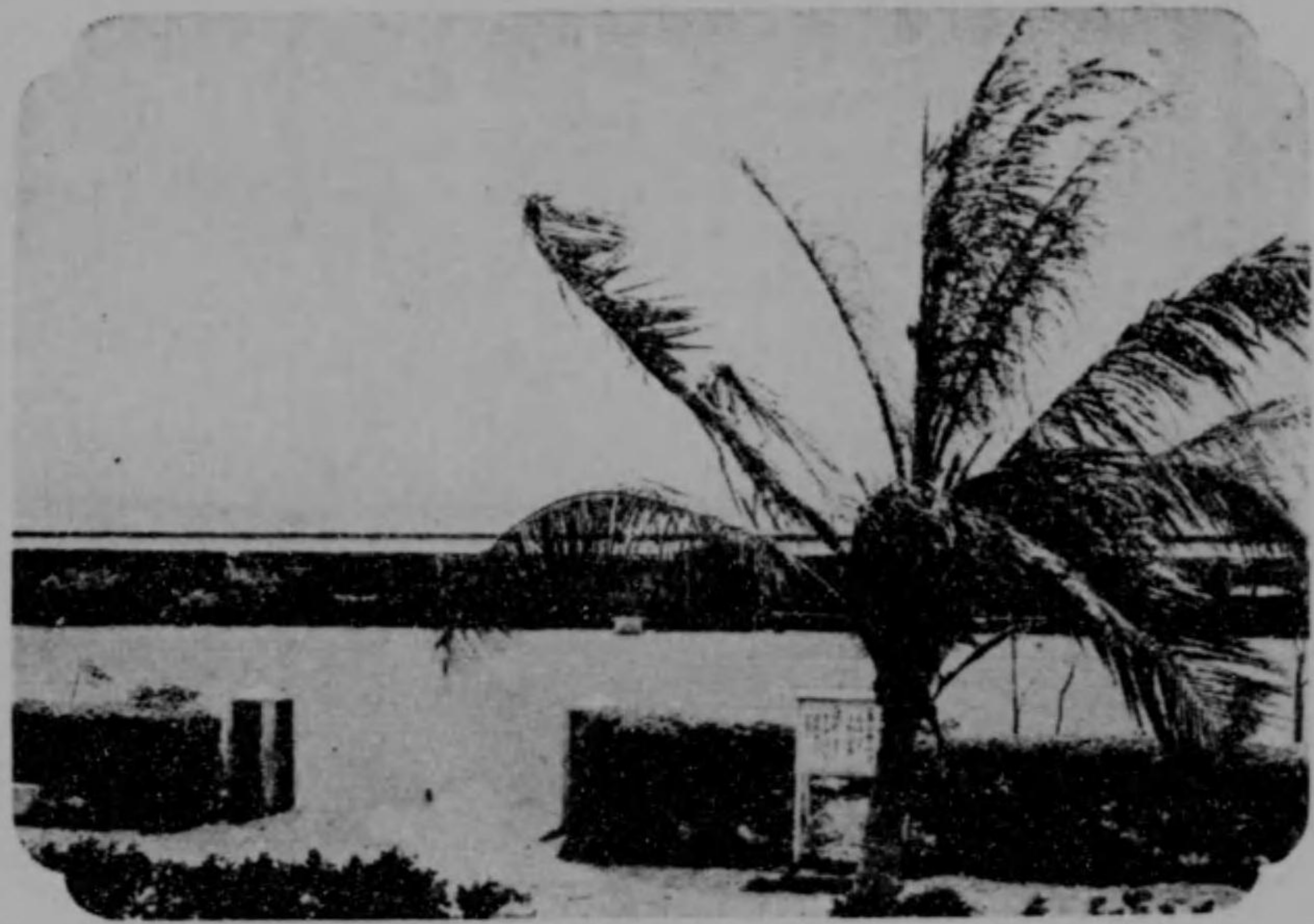
年度別	職員數		在學						児童數			卒業児童數	
	訓導	兼職	尋常	高等	男	女	計	高一	高二	計	尋常科	高等科	
大正十年	一	一	八	五	七	一	五	二	三	五	三	〇	
大正十一年	一	一	九	五	五	三	九	二	三	五	三	〇	
大正十二年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
大正十三年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
大正十四年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
大正十五年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
大正十六年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
大正十七年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
大正十八年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
大正十九年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和元年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和二年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和三年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和四年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和五年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和六年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和七年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	
昭和八年	一	一	四	七	八	五	三	一	〇	二	三	〇	







沿革



(年二十和昭) 校學小常尋トリスア 圖七十六第

南洋興發株式會社の事業發展に伴ひ、同會社の第一、第二農場の小作移住者が激増し、従つて就學兒童數も漸次其の數を増加した。依つて會社は曩にチャランカノアに設立した私立教育所の建造物をトトラムに移轉寄附して、ラウラウ分教場設置の認可を得た。

大正十三年四月二十四日 南洋廳サイパン尋常小學校ラウラウ分教場が設置された。

昭和三年九月十五日 ラウラウ分教場が廢止され、南洋廳告示第十五號を以て、南洋廳ラウラウ尋常小學校が設置され獨立の小學校となつた。

昭和四年十月三日 教育に關する勅語謄本が下附された。昭和五年度にアスリートの地をトし校舎を新築し十二月に竣工した。工事費四千五百八十五圓六十九錢は岩堀淺平外二

百六十名の寄附に依るものである。同月三十日、トトラムよりアスリートの新校舎に移轉し、昭和六年一月二十七日

日南洋廳アスリート尋常小學校と改稱した。

昭和六年九月三十日の夜出火して、校舎全部烏有に歸した。原因は不明である。

昭和七年九月新營校舎の工事が落成して移轉した。

昭和十三年四月一日高等科を併置され、南洋廳アスリート高等尋常高等小學校と改稱した。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數 (各年度四月末日現在)

年度別	職員數		在學						兒童		卒業兒童數	
	訓導主任	導師	尋常科	高等科	男	女	計	男	女	計	尋常科	高等科
大正五年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正六年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正七年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正八年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正九年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正十年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正十一年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正十二年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正十三年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正十四年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
大正十五年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
昭和元年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
昭和二年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
昭和三年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
昭和四年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
昭和五年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
昭和六年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一
昭和七年	一	一	一	一	八〇	七五	一五五	三	三	六	一	一







少くなかつた。會社は必要に迫られて、昭和三年四月二十五日テニアン児童教育所を創立し、海岸地帯にある會社の冷蔵庫跡を教室に充て、児童七十一名を一教室に收容して授業を開始した。

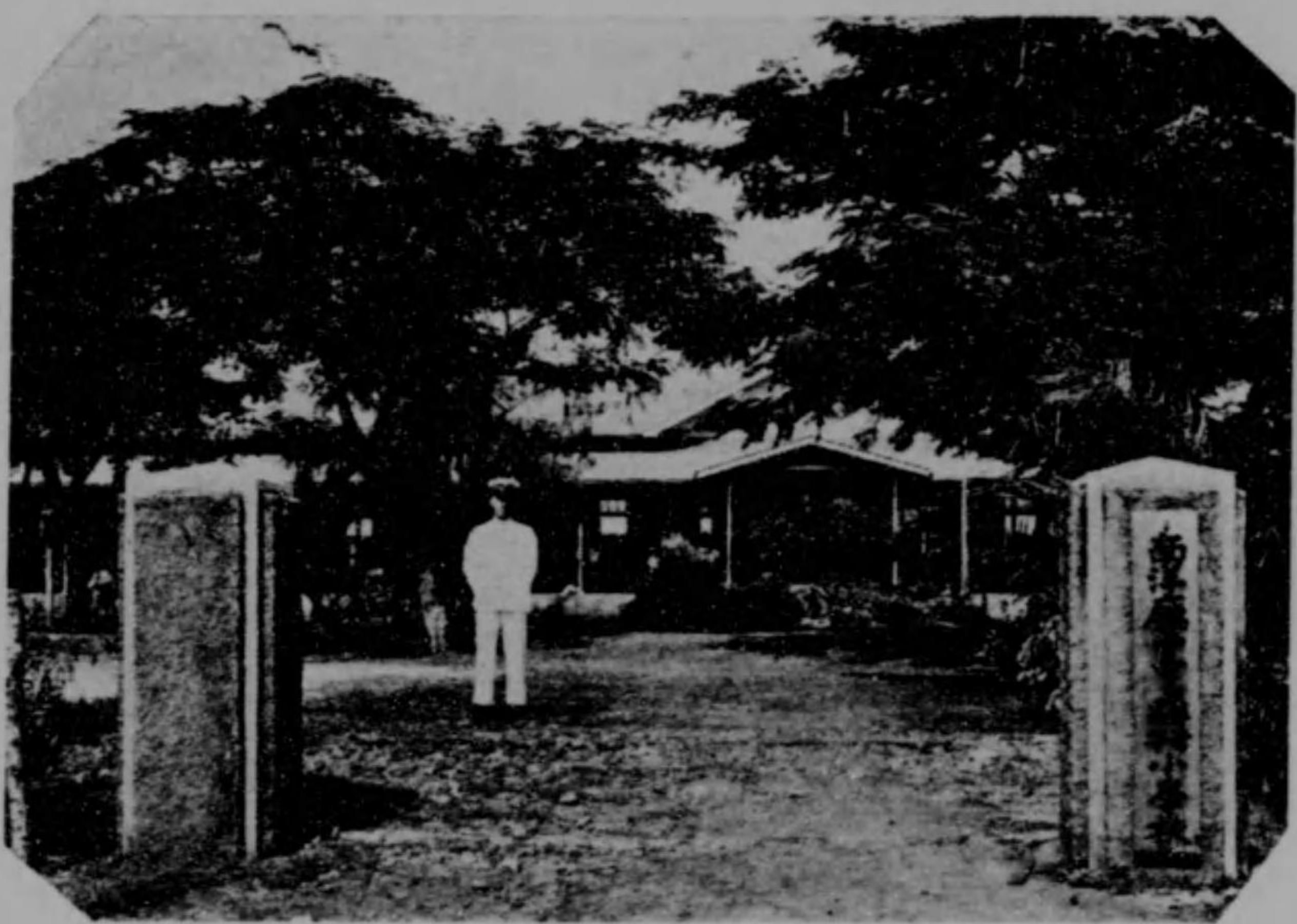
同年九月に至り児童激増して教室の狹隘を來し、市街地の會社倉庫に移轉した。教室の廣さは十五坪であつたが、就學希望者が益々増加し更に十二坪を増築した。當時の收容児童數は約二百名で、之を三學級に編成し、嘗て教育事務に経験のある社員をして教授を擔當せしめた。

昭和四年四月一日、南洋廳テニアン尋常小學校が設置され前記テニアン児童教育所の児童を收容し、同所を假校舍として即日開校した。

昭和四年十月三日 教育に關する勅語謄本が下附された。

昭和五年四月一日 高等科を併置され、南洋廳テニアン尋常高等小學校と改稱した。

昭和五年度にソクソン市街の最高地に校舍を新營して同六年三月七日に竣工し、同月九日新校舍に移轉して翌十日陸軍記念日を卜して授業を開始した。



（年二十和昭）校學小等高等ニアンテ 圖九十六第

該校地は前面に市街地を隔て、大海洋を望見し、他の三方は農場に接して遙に緑丘を眺望し、閑靜にして塵埃少く、風光に富む高燥の境地である。

昭和五年十二月一日 カーヒー及マルポの二分教場が附設された。

昭和八年四月一日カーヒー、マルポの二分教場が分離獨立して、カーヒー尋常小學校、マルポ尋常小學校が設置された。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

（各年度四月末日現在）

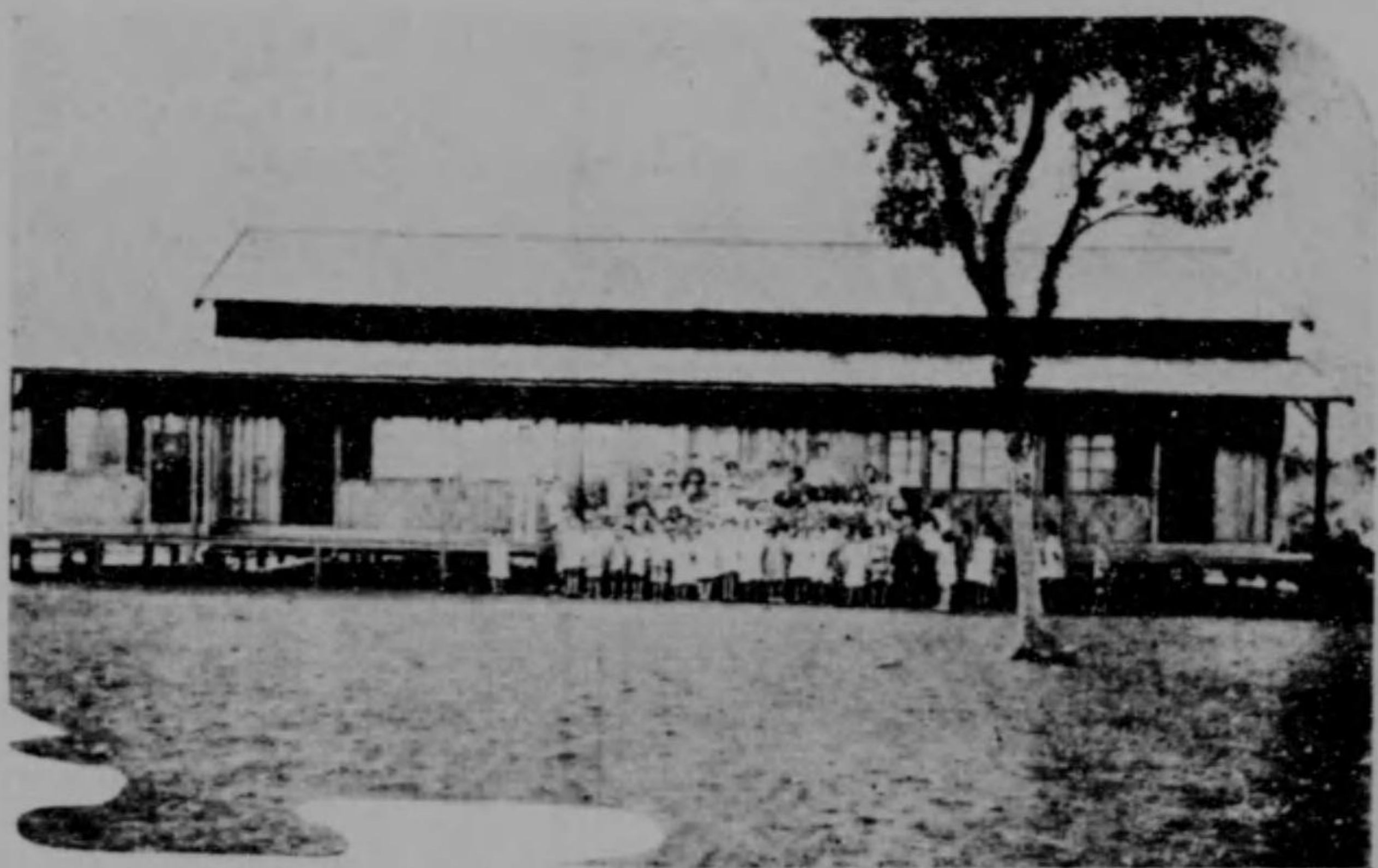
年度別	職員數		學級數		在學児童數										卒業児童數							
	調任	兼職	尋常	高等	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	計	高一	高二	計	總計	尋常科	高等科					
昭和四年	二	二	四	三	二六〇	一八三	一五九	一三六	一一〇	一一九	一〇五	—	—	—	二二九	二三四	一〇二〇	—				
昭和五年	九	一	九	一	一五二	三三四	四〇七	二七二	一一六	一〇〇	一九五	一六二	三五六	六八九	三一一	二二六	二〇〇	一七二	三八二	一九四	二六二	
昭和六年	九	一	九	一	一三二	二五三	三六二	二五三	二四九	一三三	一八一	一四三	二六五	一六〇	五二二	二二二	一六四	一六三	三三二	二〇〇	一一七	八九四
昭和七年	二	一	三	一	一四〇	三七四	四三三	二六二	二四三	一一四	一七一	一七一	三四九	二八二	四四二	二六六	二〇〇	一九七	四一七	一五一	一三三	八五五
昭和八年	七	一	八	一	二二五	四八四	三三三	二四三	二七三	二二〇	二二三	一八六	四〇九	二八二	三七七	三五九	二七九	二二五	五〇三	二五五	一五〇	一〇〇
昭和九年	九	一	一〇	一	二四九	五三三	四九四	三六三	三三一	二六二	二四五	二四一	四八六	三三三	三九〇	五四四	三三五	二九五	六〇一	一九六	三三三	二〇〇
昭和十年	二	一	三	一	七二五	八四四	四五四	四一三	三六三	二五三	二三二	二四五	四七七	五三三	六五二	七二六	三三五	三三〇	六四三	三〇三	五二二	二五五



(チ) カーヒー高等小學校

沿革

テニアン島カーヒー



第七十七圖 開校當時のカーヒー高等小學校(昭和五年)

南洋興發株式會社のテニアン島開拓に着手するや、移民続々入島し、テニアン港を基點として漸次北方へ擴張し、遂に全島に開墾の手を延すに至つた。依つて遠隔地の農耕に従事する者の子弟は、一里内外の草道をテニアン港にある教育所(後テニアン小學校)に通學して居たが、児童数は益々増加し且遠距離の爲遅刻児童が非常に多く、特に雨期には泥濘膝を没する状態で、缺席児童が激増し出席歩合は八〇%を上下する有様であつた。故に學校設置は地元民の懇望する所であつたが、昭和五年末漸く機到りカーヒー分教場が設置されることとなり、カーヒー學區の殆ど中央カーヒー市街地内に、三千三十坪の地を選んで校地と定め、興發會社は校舎の新築に着手し(四七、七五坪)昭和五年九月に竣成して、寄附された。

昭和五年十二月一日、南洋廳テニアン高等小學校カーヒー分教場が設置され、本校から分離して即日開校した。

昭和八年三月三十一日 南洋廳告示第十一號を以てカーヒー分教場を廢止され、同年四月一日南洋廳告示第十二號を以て南洋廳カーヒー尋常小學校が設置された。

昭和八年七月二十五日 教育に關する勅語謄本が下附された。

昭和十三年四月一日 高等科を併置され、南洋廳カーヒー高等小學校と改稱した。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(各年度四月末現在)

年度別	職員數		在學						卒業児童數	
	訓導主任	職員	尋常科	高等科	男	女	計	高等科	高等科	
昭和五年(三月一日)	二	二	九七	九八	五〇	四九	九一	六		
昭和六年	二	二	一九〇	一九一	六三	一三三	六九	一三三	一九一	
昭和七年	三	一	一八三	二〇〇	七三	二五五	七三	一五五	一八七	
昭和八年	三	一	一七三	一六五	八一	二〇二	八一	一〇一	一八二	
昭和九年	四	一	三五五	二六三	一三九	二七九	一三九	一四〇	二七九	
昭和十年	五	一	三七四	四〇三	一九七	三九四	一九七	一九七	三九四	

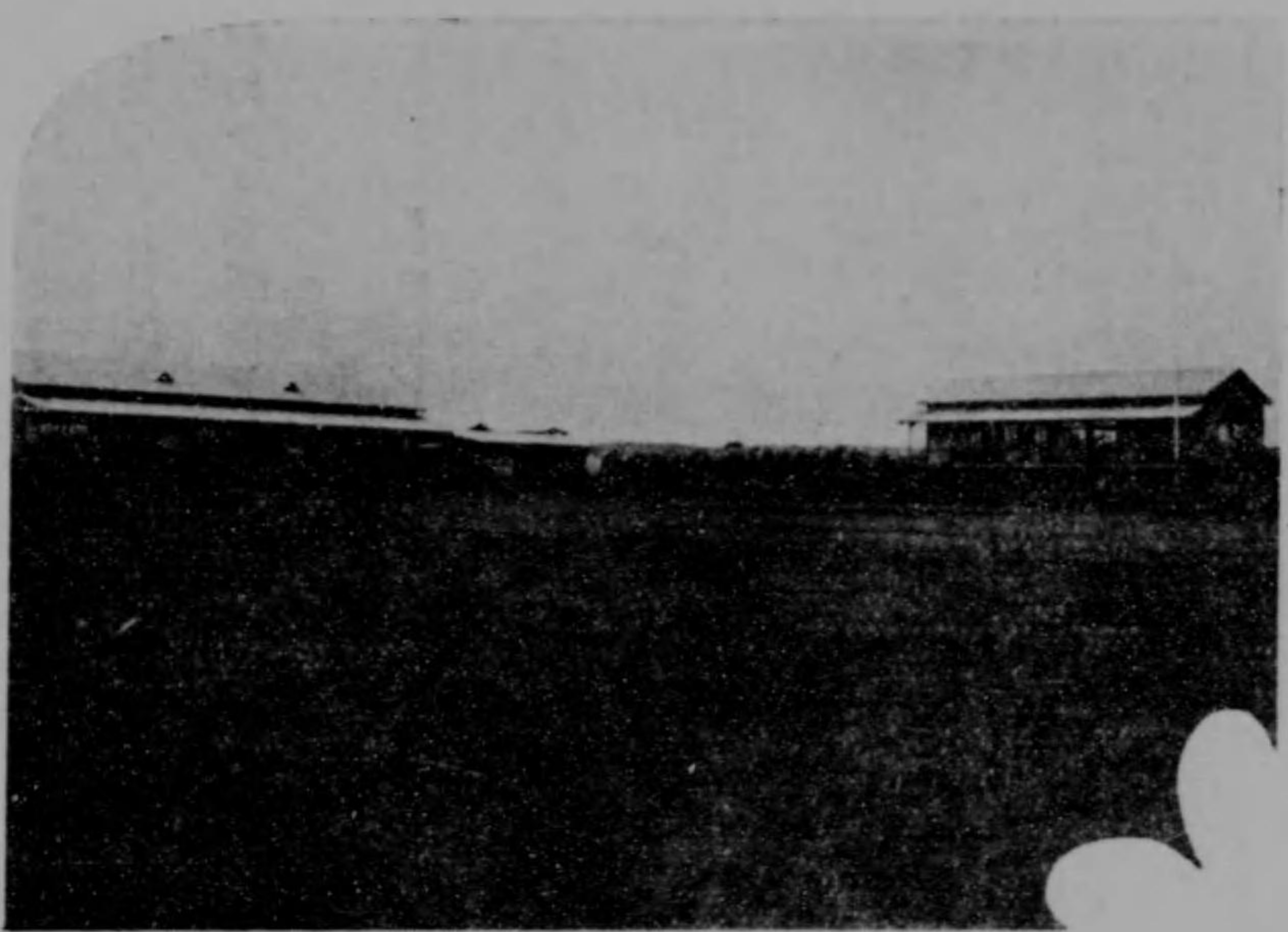
(リ) マルボ尋常小學校

テニアン島マルボ



沿革

南洋興發株式會社の事業發展に伴ひ、全テニアン島が開拓され、マルボ方面の児童はテニアン小學校への通學距



南洋興發株式會社 第一分教場 小尋常小學校 (昭和二十年) 圖一十七第

離二里以上に及ぶ者が少くなかつた。特に雨期には道路泥濘膝を没し、險惡なること言語を絶し、唯一の交通機關たる製糖原料運搬汽車の通行も中絶し、向學に燃えつゝも登校する事が出来ない實狀であつた。故に児童父兄は一日も早く農場方面に學校設置を要望して止まなかつた。當局も之を諒として。依つて南洋興發株式會社は校舍を新築して寄附した。

昭和五年十二月一日 南洋廳テニアン高等小學校マルボ分教場が設置され、即日開校した。

昭和八年三月三十一日 南洋廳告示第十一號を以てマルボ分教場が廢止され、同年四月一日南洋廳告示第十二號を以て南洋廳マルボ尋常小學校が設置された。

昭和八年七月二十五日 教育に關する勅語謄本が下附された。

昭和十年十月二十四日 校舍移轉の件が認可され、同年十一月十二日校舍移轉工事に着手し、同月二十八日農場俱樂部を假校舍として授業を行ふことゝなつた。

昭和十一年一月八日 移轉校舍で授業を開始し、同年二月一日移轉校舍工事が完了した。

昭和十一年十月七日 突風のため校舍のペランダ屋根、支杭全破され、更に同月二十二日暴風雨のため新營校舍倒潰され、僅かに一教室を残すのみとなつた。

昭和十一年十月二十四日 再び農場俱樂部を假校舍として授業を開始した。

昭和十二年一月十一日 改築校舍敷地埋立工事終了し、同年三月一日改築工事に着手し同年七月十日竣工した。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(各年度四月末日現在)

年度別	職員數		學級						在學		児童		卒業児童數	
	訓導主任	専任	尋常	高等	男	女	計	男	女	計	男	女	尋常科	高等科
昭和五年														
昭和六年	二	一	二	二	一四八	一四四	二九二	一〇二	七五	一七七	五九	一一二		
昭和七年	三	一	三	一	一六六	一〇八	二七四	九一	一一一	二〇二	六九	一四四		
昭和八年	三	一	三	一	一〇七	一五五	二六二	一〇五	一〇七	二一七	七四	一四九		
昭和九年	三	一	三	一	二九四	一三〇	四二四	一三七	一八二	五五九	一六	一〇六		
昭和十年	四	一	四	一	二五二	二四二	四九四	二七三	二七五	五四八	一七	二三四		









（年三十和昭）校學小等高常尋タロ 圖三十七第

昭和八年五月二十七日 學校家庭の連絡を密接ならしめ、學校教育の援助並家庭教育の進展を圖る目的で兒童保護者會が創立された。

昭和八年六月七日 教育に關する勅語が下附された。

昭和九年四月一日 新築中の校舎が落成して新校舎に移轉した。

昭和九年十月十五日 農場方面の通學兒童の爲にタルガ臨時教室を設置し、昭和十一年十月十日には南洋興發株式會社の寄附に依る臨時教室が落成した。

昭和十一年五月一日 タルガ臨時教室は廢止されて南洋廳タルガ尋常小學校が設置され、本校より分離した。

昭和十三年四月一日 高等科を併置され、南洋廳ロタ尋常高等小學校と改稱された。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

年度別	職員數		在學						兒童數		卒業兒童數	
	調任	嘱託	尋常	高等	計	男	女	計	男	女	尋常科	高等科
昭和八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(ヲ) タルガ尋常小學校

沿革

ロタ島タルガ

南洋興發株式會社の事業地として、ロタ島の開發に着手されてから移住民は急速に増加し、ソクソンにあるロタ尋常小學校のみでは、兒童の通學距離が非常に遠くなり、兒童教育上不便の點が尠くなかつた爲、昭和九年十月二十五日タルガに臨時教室を設置された。

昭和十一年一月十日 南洋廳興發株式會社の寄附により、臨時教室（二教室）の新築工事が落成したが、尙不足





第七十四圖 タルガ尋常高等小學校(昭和三十一年)

の爲に同年二月十日、小作農場俱樂部をも臨時教室に借用した。昭和十一年四月八日、南洋廳告示第八號を以て南洋廳タルガ尋常小學校が設置され、同年五月一日開校した。開校當時の児童数は男百四十二名、女百十名で、四學級に編制されて居た。

昭和十二年七月一日、シナパール臨時教室が併置された。昭和十三年四月一日、高等科を併置され、南洋廳タルガ尋常小學校を改稱され、同時にシナパール臨時教室が分離して獨立校となつた。

### (7) シナパール尋常小學校

ロタ島シナパール

南洋興發株式會社のロタ島開發以來内地人の來島するもの激増し、シナパール方面の児童はタルガ小學校に通學する事は甚だ困難となつた。依つて昭和十二年七月一日シナパールにタルガ尋常小學校シナパール臨時教室を設置し、農場俱樂部を臨時教室に充て、尋常四年以下の児童を二組に編成して授業を開始した。

昭和十三年四月一日、南洋廳告示第十二號を以て、南洋廳シナパール尋常小學校が設置された。

## 二、公 學 校

サイパン島は獨逸領時代に南洋群島唯一の島民子弟教育機關として、官立の小學校が設置されて居た關係上、一般島民の教育に對する關心も醸成されて居たから、我が國の領有に歸しても逸早く、軍政署の手に依り島民子弟の教育機關が系統的に開始され、大正四年十二月二十七日南洋群島小學校規則の發布と共に、サイパン小學校が設置され、大正六年四月一日には補習科をも併置された。

ロタ島には大正七年九月一日に、サイパン島民學校ロタ分校が設置され、大正十一年四月一日獨立してロタ公學校と改稱された。

### (1) サイパン公學校

#### 沿 革

サイパン島ガラパン

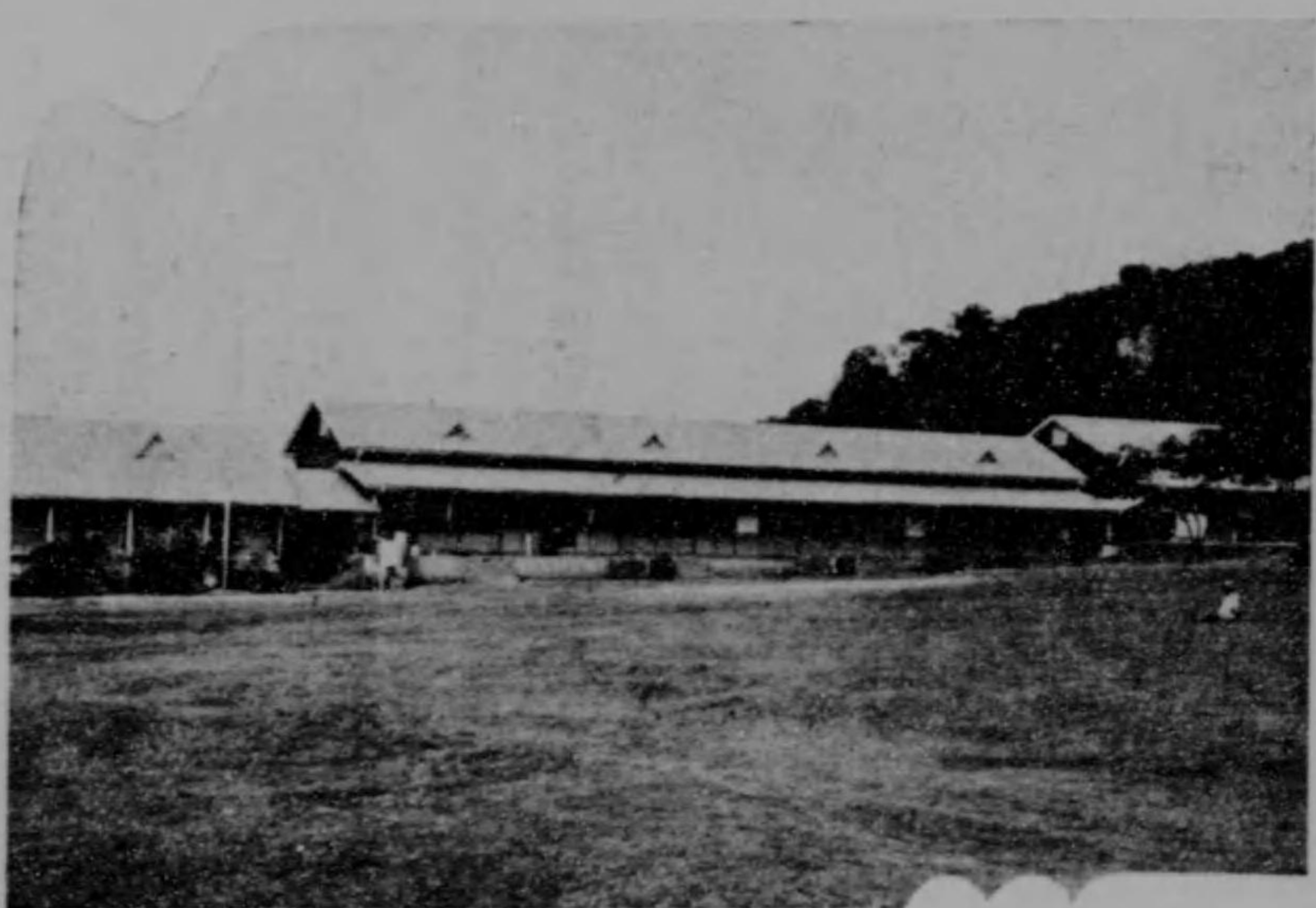
サイパン島は大正三年十月十四日軍艦香取によつて占領され、同年十二月十四日午前八時、獨逸時代の官立小學校生徒を召集し児童名簿を調製して、開校準備に着手して居たが、同日午後颶風の爲に全島の被害甚大で、民家の破損されたものも少くなく、獨逸時代の校舎も亦半壊されたので、止を得ず翌大正四年一月十日開校式を挙げ、十三日から授業を開始した。



校舎は獨逸時代の校舎が使用されなくなり、カトリック教宣教師の宿舍を假校舎とし二ヶ所で授業を行った。教師にはチャモロ語を解する南洋貿易株式會社サイパン支店員菊地大助氏に依頼し、外に獨逸時代の島民教員二名及海軍將兵をして援助せしめ、教科目は修身、國語、算術、唱歌、體操の五科目であつた。



（年六和昭）舎校舊と操體の徒生校學公ンバイサ 圖五十七第



（年二十和昭）校學公ンバイサ 圖六十七第

大正四年十二月二十七日 南洋群島小學校規則が發布され、同日サイパン小學校が設置された。  
大正五年九月二日 現校地の整理に着手し、同年十一月七日新營校舎竣工し、十二月二日新校舎に移轉した。  
大正六年四月一日 補習科を併置された。

大正七年九月一日 南洋群島島民學校規則が實施され、校名をサイパン島民學校と改稱し、同日ロタ島にサイパ

ン島民學校ロタ分校場が設置された。

大正十一年四月一日 南洋廳公學校規則が實施され、校名を南洋廳サイパン公學校と改稱され、同日ロタ分校が獨立校に昇格して本校と分離し南洋廳ロタ公學校となつた。

昭和五年度 校舎模様替修繕工事を行ひ十一月十三日着工し、翌六年二月十三日竣工した。  
昭和十一年度 風害に依り舊校舎破損され校舎の一部の新營工事を行ひ、昭和十二年三月三十一日竣工した。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

（大正十一年度以前年度末現在）  
（大正十一年度以降四月末日現在）

年度別	職員數		在學兒童數										卒業兒童數		備考	
	訓導	補	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
大正四年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		
大正五年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		
大正六年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		
大正七年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		
大正八年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		
大正九年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		
大正十年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		
大正十一年	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	二		



大正十二年	一	一三	二五	六四	二二	八二	五〇	一三	二八	五二	〇	一〇	二二	四三	〇	三	一八	二〇	四八	八一	一五	〇	一三	五	二八	五	二四	一七	四〇	七	八	二〇	二五
大正十三年	三	一	二	三	二	三	四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	
大正十四年	四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
大正十五年	四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和元年	四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和二年	四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和三年	四	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和四年	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和五年	三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和六年	五	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和七年	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和八年	六	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和九年	七	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二
昭和十年	七	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二

(ロ) ロタ公學校

沿革

ロタ島ソソソ

大正五年五月一日 ロタ守衛駐在所の一室で、塚本守衛及榎本南洋貿易會社店員が教師となつて、島民子弟を集めて、授業を開始したが、同年十一月三十日島民の寄附行爲によつて新營された校舎(椰子の葉ぶき)が落成して

其處に移轉した。當時の児童數は七十七名であつた。

大正七年七月六日 暴風のために校舎が倒潰され、一時授業を中止するの止むなきに至つた。

大正七年九月一日 サイパン島民學校ロタ分校設置の旨告示されたが、教員の配置がなくて開校の運びに至らず、大正八年八月二十一日より島民家屋を借り入れ、従前通りの授業を開始し、サイパン民政署より當局に教員配置方を申請すること數回に及んだ。

大正九年十月九日 カトリック教會宣教師住宅を假教室に充て漸く開校の運びとなり、十一月十六日調導着任して正式の授業を開始した。

大正十一年四月一日 南洋廳ロタ公學校に昇格し、獨立校となつた。



第七十七圖 ロタ公學校(昭和三十一年)

大正十一年十一月六日 島民の木材寄附、勞力奉仕により、村落の東端アスターダンの地に新校舎の建築を起工



し、同十四年六月六日に竣工した。該工事に際し、ロタ區長ワンアタリ、同助役ホセイ・タイタノ、同助役アントニオ・ベルナス、大工職ワンミンチオラの四名は衆に先んじて寄附及勞役に服し、其の功績の大なるものがあつた。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(大正十一年度以降四月末日現在)

年度別	職員數		在學				児童數		卒業児童數		備考	
	訓導主任	兼職員	一年	二年	三年	四年	計	補一	補二	計		本科
大正十年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十一年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十二年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十三年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十四年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十五年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十六年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十七年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十八年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正十九年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
大正二十年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
昭和元年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
昭和二年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
昭和三年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
昭和四年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—
昭和五年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—

年度別	訓導主任	兼職員	一年	二年	三年	四年	計	補一	補二	計	本科	補習科	備考
昭和六年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—	—
昭和七年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—	—
昭和八年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—	—
昭和九年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—	—
昭和十年	一	一	二	二	二	二	八	—	—	—	—	—	—

三、中等學校

南洋群島に於て、中等學校が設置されて居るところはサイパン支監管内サイパン島のみで、昭和八年四月一日に南洋廳サイパン實業學校が設置され、昭和十一年五月十三日には私立南洋家政女學校が南洋廳の認可を受けて開校されるに至つた。

(1) サイパン實業學校

サイパン島ガラパン

沿革

昭和八年三月二十七日 勅令第四十號を以て、南洋廳實業學校官制が公布され、同月三十日南洋廳令第三號を以て、南洋廳實業學校規則が公布された。



昭和八年四月一日 南洋廳告示第七號を以て、南洋廳サイパン實業學校が設置され、同年六月一日サイパン支廳第一號官舎を假校舎として授業を開始し、同月十二日開校式を舉げた。

昭和八年六月九日 教育に關する勅語 謄本が下附され、同日奉戴式を舉げた。

昭和八年六月二十三日 南洋廳訓令第二十三號を以て、南洋實業學校規則施行細則が公布された。

昭和九年四月一日 サイパン高等小學校校舎一部を假校舎として移轉した。

昭和十一年九月三十日 本校父兄會は、寄附金を以て生徒寄宿舎を建設し、之を南洋廳に寄附した。

昭和十二年四月十七日 勅令百三十五號を以て、南洋實業學校官制中教諭專任五人（中一人奏任、四人判任、）書記一人（判任）と改正された。



（年二十和昭）舎々校學業實ンバイサ 圖八十七第

昭和十二年四月二十八日 南洋廳令第三號を以て南洋實業學校規則が公布され、同日南洋廳訓令第十五號を以て南洋實業學校學施行細則が公布された。

昭和十二年十二月一日 南洋廳訓令第五十九號を以て實業學校寄宿舎監事務並手當支給規程が公布された。  
 昭和十三年二月一日 本校實習用地として南洋興發株式會社所有地二町一段八畝を向二十箇年使用を契約した。  
 昭和十三年二月十六日 文部省令第三號を以て生徒及卒業生は實業學校令に依つて設置したる相當學校と同一の取扱を受くることゝなつた。

各年度職員・學級・生徒及卒業生徒數

（各年度四月末日現在）

年度別	職員數		學級數		在學生徒數			卒業生徒數	
	教諭	書記	農	商	農	商	總計	農	商
昭和八年	二	七	一	一	二〇	—	二〇	—	—
昭和九年	三	五	二	二	二四	一九	四三	一八	一八
昭和十年	三	四	二	二	一六	二三	三九	二三	四二

(口) 私立南洋家政女學校

沿革

サイパン島ボクタムチヨウ

本校は邦人女子の中等教育機關として設置したもので、年々人口の増加を示す群島内に於ける女子の爲に將來家庭に於ける主婦として、健全なる國民的信念を養ひ、國體觀念を明徴にし、我が國女子の特有なる徳操の陶冶と相



俟つて殖民地女子に必須にして實生活に適する知識技能の練磨、習熟を目的とし、南洋廳の認可指令に基きて設置

し、教育方針の樹立及學校所要の經費並將來に必要な維持費は、愛國婦人會に於て負擔し、之が經營をなすものである。

昭和十一年五月十三日 南洋廳の認可を受け假校舎に於て開校し、同日愛國婦人會長本野女子學校長に就任した。當時校長の外職員七名、生徒五十名であつた。

昭和十一年十月一日 新營校舎並附屬建物の工事が竣工し、同月十七日開校式及校舎落成式を舉行した。校舎建物は凡て南洋興發株式會社社長松江春次氏の寄贈による。

昭和十二年二月一日 松江興發社長の寄附行爲による寄宿舎が落成した。

昭和十二年十一月二十日 南洋廳より補助金參千圓を交付された。



第七十九圖 南洋家女學校(昭和二十年)

#### 四、宗教學校

既述の如くマリアナ群島は、南洋群島中最初に發見された所であり、西班牙領時代にはグアム島中心に、基督教に依つて開發された所である、島民の中でもチャモロ族は特に基督教を深く信仰して居る。其の關係でサイパン島には古くより宗教學校が設立された。サイパン宗教學校は明治十六年に、ロタ宗教學校は明治三十六年に設立され、クセヨデラメルセード分教場(尼僧學校)は昭和三年に創設された。

##### (イ) サイパンカトリック宗教學校

##### 沿革

サイパン島ガラパン

本校は基督教舊教天主教會所屬で、明治十六年(西曆一八八三年)西班牙人、トーマスマエバが始めて私宅に於て七、八歳より十二、三歳迄の子供を集めて、一日二時間宛宗教に關する歴史、西班牙語等の教授を開始した。明治四十年(一九〇七年)西班牙人宣教師が退島して獨逸人宣教師、パウルスキル・ハウセンが來島し教授を繼續し西班牙語に代へるに獨逸語を以てした。

大正六年獨逸宣教師が退島し、島民グレゴリオ・サブランが代つて教授した。

大正十年(一九二一年)西班牙國宣教師デオニレヨ・デ・ラ・フォインテが來島して之を繼續して居たが、大正十一年以降は教會内で月、水、金曜に授業を行ふことゝなつた。

現在は主に公學校兒童を、其の授業終了後集め、信者心得、基督小史、音楽(讚美歌)等を教へ修業年限は五ヶ



年とされて居る。

各年度教員・學級・生徒及卒業生徒數

(各年度四月末日現在)

年 度 別	教 員 數			修業年限	學級數	生 徒 數		新入學	前年度 卒業者	卒業者 累計
	邦 人	外 人	島 民			男	女			
昭和三年	—	—	—	五	—	一四四	八九	六〇	四一	三八七
昭和四年	—	—	—	五	—	一四九	一〇〇	六二	三四	四二一
昭和五年	—	—	—	五	—	一六三	一〇二	六六	三〇	四五一
昭和六年	—	—	—	五	—	一七八	一一四	一一九	五三	五〇四
昭和七年	—	—	—	五	—	一四二	一二九	一一二	六一	五六五
昭和八年	—	—	—	五	—	二九一	二九七	三六五	四八	八六四
昭和九年	—	—	—	—	—	三一二	二八六	六〇	五〇	九一四
昭和十年	—	—	—	—	—	三四八	三二四	三二	二四	九三八

(ロ) クセヨテラメルセード分教場

沿 革

サイパン島ガラパン

本校は昭和三年に設立されたもので、天主教會(舊教)に屬し、西班牙の女子修道會に依つて創始され、西班



圖十八第 (年二十和昭) 場教分ドーセルメラデヨセク

牙の修道士に依つて經營されて居る。  
 現在學級數が三で教科目は算術、地理、圖畫、音樂、裁縫で  
 毎週の授授時數は一、二部が十五時間、三部が九時間である、  
 尙修業年限の規定がなく、入退學隨意に行はれることになつ  
 て居る。

各年度教員・學級・生徒及卒業生徒數

(各年度四月末日現在)

年 度 別	教 員 數			年修業 年限	學級數	生 徒 數		新入學	前年度 卒業者	卒業者 累計
	邦 人	外 人	島 民			男	女			
昭和六年	—	—	—	—	—	一二三	一五六	—	—	—
計	四	—	—	—	—	二七九	—	—	—	—



昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
四	五	五	六
三	三	三	六
一三四	六〇	三七	四四
一八九	三一三	二七七	二七六
三一三	三七三	三一四	三二〇

(ロ) ロタカトリック宗敎學校

ロタ島菅野町

沿革

本校は基督教天主教會、(舊敎)所屬の宗敎學校で、明治三十六年(一九〇三年)獨逸宣敎師コロビニアン・マアヅウレが來島し島民家屋及土地を買入れ、満七歳より十二、三歳迄の兒童に宗敎に關する歴史、聖書、チャモロ語獨逸語等を敎授した。

大正二年(一九一三年)暴風のため校舎が破壊され中止して居たが、大正三年一月敎會堂の一部を校舎に充て授業を開始し大正八年四月迄繼續された。

大正十年三月二十一日 西班牙國宣敎師が來島し、爾來敎會堂若くは宣敎師住宅で、授業を行はれて居る。現在敎科目は信者心得、基督小史、音楽(讚美歌)で修業年限は三ケ年で、一週間に數回生徒を集めて敎育して居る。

各年度敎員・學級・生徒及卒業生徒數

(各年度四月末日現在)

年度別	敎員數			年修業年限	學級數	生徒數			新入學	前年度卒業者	卒業者累計
	邦人	外人	島民			男	女	計			
昭和三年	—	—	—	三	—	三七	二八	六五	一八	—	—
昭和四年	—	—	—	三	—	二九	二〇	四九	—	—	—
昭和五年	—	—	—	三	—	二三	一四	三七	—	—	—
昭和六年	—	—	—	三	—	二三	一五	三八	—	—	—
昭和七年	—	—	—	三	—	二七	一七	四四	—	—	—
昭和八年	—	—	—	三	—	三二	三五	六七	—	—	—
昭和九年	—	—	—	—	—	三六	三四	七〇	—	—	—
昭和十年	—	—	—	—	—	三七	三二	六九	—	—	—

五、幼稚園

サイパン支廳管内は、再三述べた通り南洋群島に於ける最も内地人が密集して居て、邦人敎育機關の設備の大部分はこの管内にある、斯る状態であるから幼稚園事業も夙に經營され、昭和六年七月にサイパン島ガラハンに彩帆幼稚園が設立され、同年八月にはチャランカノアにサイパン製糖所附屬幼稚園、昭和八年七月にはテニアン島ソン





（年二十和昭）園稚幼帆彩 圖一十八第

ソんにテニアン幼稚園が設立された。

(イ) 彩帆幼稚園

サイパン島ガラパン

沿革

サイパン島の發展と、邦人の増加に伴ひ、幼稚園事業の必要が痛感され彩帆婦人會が主體となつて、幼稚園を開設し昭和六年四月十五日開園式を行ひ、婦人會長が園長に就任し、同年七月十日南洋廳の認可があつた。

昭和六年度より、特に南洋廳から保母の俸給を限度として補助金を支給されることゝなつた。

昭和七年四月一日 ガラパン町總代が園長に就任した。

(各年度四月末日現在)

年度別	保母・組數及園兒數		園兒數		新入園	前年度滿期者	滿期者累計
	保母	組數	男	女			
昭和七年	二	一	一四	二一	三五	二〇	二四
							二四

年度別	保母・組數及園兒數		園兒數		新入園	前年度滿期者	滿期者累計
	保母	組數	男	女			
昭和八年	一	一	二二	二七	五〇	三八	二四
昭和九年	一	一	三〇	三九	六一	四九	二七
昭和十年	一	一	三六	六六	四八	二二	九八

(ロ) サイパン製糖所附屬幼稚園

サイパン島チャランカノア

沿革

南洋興發株式會社は事業の發展に伴ひ、サイパン製糖所従業員の数も益々増員するに至つた。依つて小學校入學以前の兒童の保育所として、昭和六年八月幼稚園を設立し、サイパン製糖所に附屬せしめて、其の従業員子弟を入園せしめて、養育することゝした。



（年二十和昭）園稚幼屬所糖製ンバイサ 圖二十八第







ヤツブ支廳管内には小學校が僅かに一校で、大正十四年九月一日邦人兒童教育の爲に、ヤツブ公學校に特別學級を附置し、翌大正十五年四月一日にヤツブ尋常小學校が設置されて今日に及んで居る。

(イ) ヤツブ尋常小學校

ヤツブ島コロニー町

ヤツブ島在留邦人子弟の就學希望者が七、八名あつたが、經費の都合上小學校設置の應急施設として、大正十四年九月一日ヤツブ公學校に特別學級を設け、教室は現ヤツブ俱樂部南東側二室を之に充て、授業を開始した。

大正十五年四月二十六日 南洋廳告示第四號を以て南洋廳ヤツブ尋常小學校が設置された。

昭和二年五月二十四日 教育に関する勅語謄本が御下賜された。



（年二十和昭）校學小常尋ブツヤ 圖三十八第

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

（各年度四月末日現在）

年度別	職員數		在學						兒童數		卒業兒童數	
	訓導主任	兼職	尋常科	高等科	男子	女子	男子	女子	計	計	尋常科	高等科
大正十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

二、公 學 校

ヤツブ島は大正三年十月七日、第二南遣支隊（薩摩、矢矧、平戸）によつて占領された、占領當時は島民の人心が安定せず、獨逸宣教師經營の宗教學校も閉鎖の儘になつて居たが、漸くにして人心が平靜に歸したので、軍政廳

第四章 各學校の沿革及現況



は差當り従前の宗教學校を開校せしめ、大正三年十二月二十四日よりコロニー、カニフ、ノミキリの三校が授業を開始し、獨逸宣教師をして教授せしめた。

大正四年九月十日に之等の宗教學校を廢止し、同日軍政廳は島民子弟教育の小學校を開設した。之がヤツブに於ける島民子弟教育學校の創始である。

大正四年十二月二十七日南洋群島小學校規則の發布と共にヤツブ小學校が設置され、大正八年二月十四日にはヤツブ島民學校ニフ分校が設置され、大正十一年四月一日に至り昇格して獨立校となり、大正十五年五月十日にマキ公學校が設置された。現在ヤツブ、ニフ、マキの三公學校がある。

### (イ) ヤツブ公學校

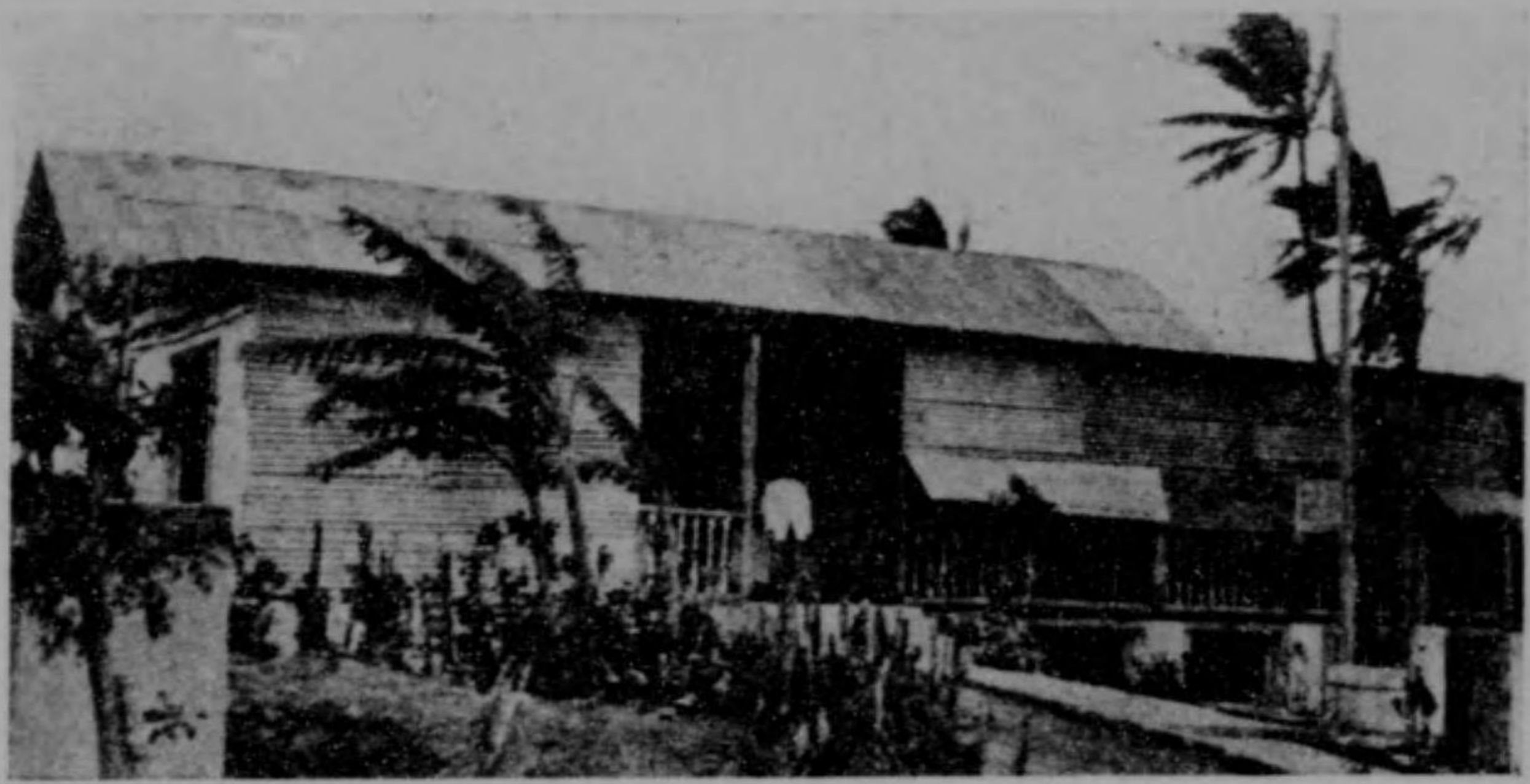
#### 沿革

#### ヤツブ島コロニー町

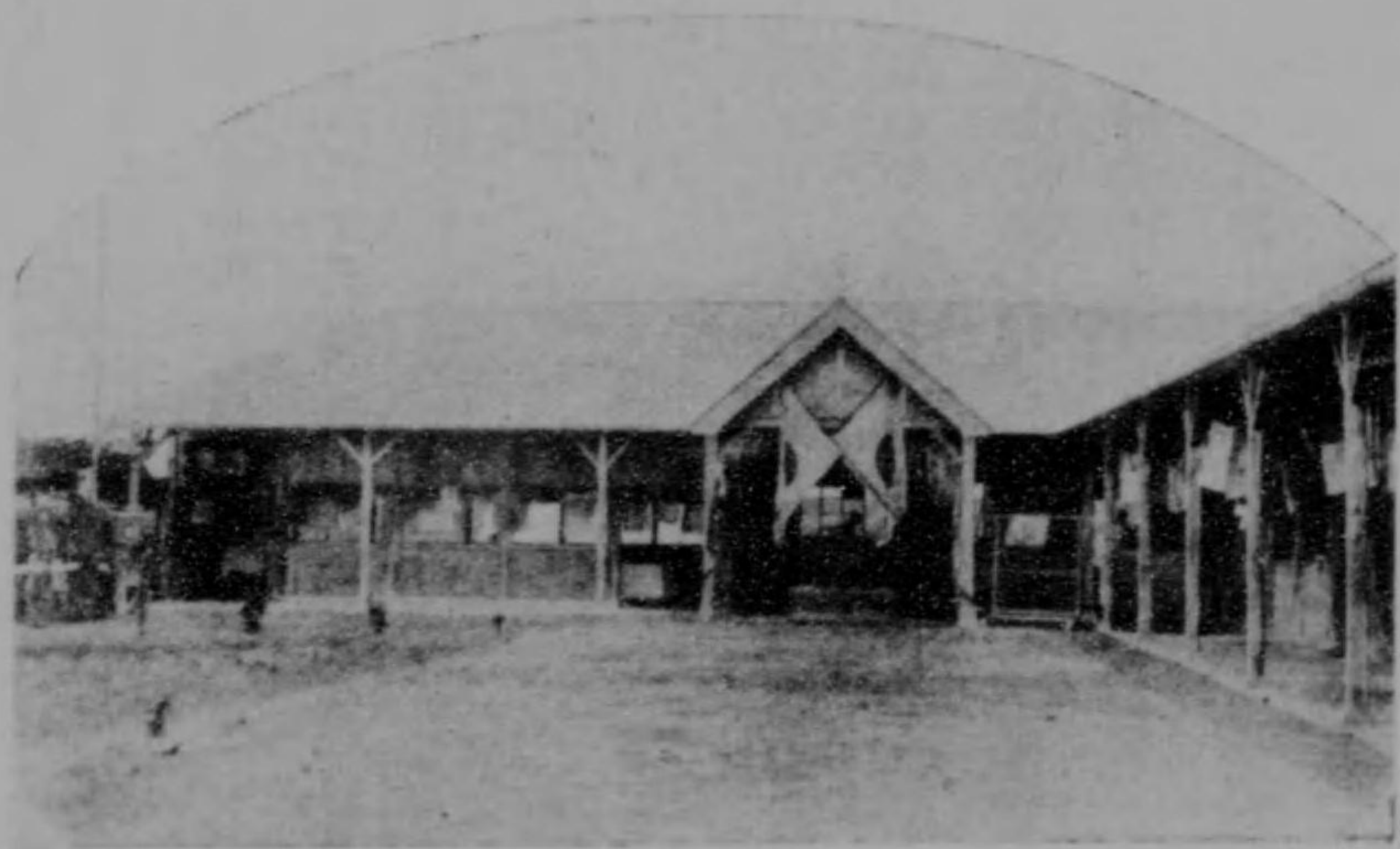
大正四年九月十日 獨逸宣教師の經營にかゝる宗教學校を全部廢止し、同日軍政廳の手に依つて小學校を開始した。之がヤツブ島民學校の前身である。

當時チャモロ族の兒童は元宗教學校の校舍に收容し通譯八田新一郎(元南洋貿易會社店員)が、獨逸語を使用して日本語を教授した。カナカ族兒童は、兵舍前の倉庫を改造して之に收容し、通譯酒井藤松(當時南貿店員)が土語を以て日本語を教授した。

其の後文部省督學官石黒英彦氏が、群島に於ける小學校施設に關する囑託を受け本島實地視察の際、暫く兒童の授業を試みられた結果、同氏の意見に依り、宗教學校々舍使用を廢し、倉庫改造校舍に隣接して校舍を新營し、チ



第 四 十 八 圖 ヤ ツ ブ 島 民 學 校 (大 正 九 年)



第 五 十 八 圖 ヤ ツ ブ 公 學 校 (大 正 三 十 年)

ヤモロ、カナカの兒童全部を收容した。

第四章 關各學校の沿革及現況



大正四年十二月二十七日 南洋群島小學校規則が發布せられ、従来の學校を南洋群島ヤツプ小學校と改稱して、即日開校した。

大正七年九月一日 南洋群島民學校規則が發布され、校名をヤツプ島民學校と改稱した。

大正八年一月十五日 補習科併置を認可され、同月十六日より授業を開始した。

大正八年五月二日 ツルガンにヤツプ島民學校ツルガン分校を附置した。

大正九年十二月十六日 大暴風雨襲來し校舎、寄宿舎全部倒潰し、校具其の他の物品も殆ど全部流失し、爲に授業も一時中止するの止むなきに至つたが、漸くにして翌十年一月十八日元獨逸知事官舎を假校舎に充て、授業を開始した。

大正十一年四月一日 南洋廳設置と同時に、南洋廳ヤツプ公學校と改稱し、ニフ分校（元ツルガン分校）は昇格して獨立校となつた。

大正十一年度 現校舎敷地に校舎を新營し、大正十二年五月竣工して移轉した。



（年七和昭）校學公ブツヤ 圖六十八第

大正十四年九月一日 邦人兒童教育のためにヤツプ公學校に特別教室が附置され、翌十五年四月二十六日獨立してヤツプ尋常小學校となつた。

大正十四年十二月十五日 大暴風雨並海嘯襲來し校舎、寄宿舎全部倒潰し、校具其の他多大の損害を被つた。校舎を新營して未だ三年を経ずして再び此の災害に遭遇し連然たるものがあり、爲に第二學期末及第三學期初に通じ約二旬の臨時休業を行ひ、一月中旬校庭に假校舎を建て、授業を開始した。

昭和二年二月現校舎の新營工事に着手したが、今回は過去の風害を鑑みて、鐵筋コンクリート平家建とし、同年十月三十一日に竣工し、翌十一月一日移轉式を舉行し即日授業を開始した。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

（大正十一年度以前學年末現在、大正十一年度以降四月末日現在）

年度別	職員數		學級數		在學兒童數				卒業兒童數		備考	
	訓導	補助	男	女	計	補一	補二	計	總計	本科		補習科
大正四年	1	1	1	1	389	47	—	436	389	—	—	通譯邦人
大正五年	1	1	2	2	1739	100	—	1839	100	—	—	同
大正六年	1	1	2	2	1566	—	—	1566	1566	—	—	同
大正七年	1	1	3	3	1963	—	—	1963	1963	—	—	同
大正八年	1	1	3	3	1733	—	—	1733	1733	—	—	同







大正十一年四月一日 南洋廳設置と同時に昇格獨立して、南洋廳ニフ公學校と改稱された。  
 大正十二年六月二日 大暴風の爲校舎及教員官舎共に全潰された。依つてニフ管區ニフ村島民集會所を假校舎として授業を繼續した。

大正十三年度 災害費四千三百圓及島民兒童父兄の勞力奉仕により、舊校舎の大修繕をなし、大正十三年七月一日竣工して移轉した。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

(大正十一年度以前學年末現在)  
 (大正十一年度以降四月末日現在)

年度別	職員數		在學兒童數										卒業兒童數		備考		
	訓導主任	兼職員	一年	二年	三年	四年	計	補一	補二	計	總計	本科	補習科				
大正八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	分校時代
大正九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右
大正十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右
大正十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右
大正十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右
大正十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右
大正十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右
大正十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右
昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同右

年度別	職員數	在學兒童數	卒業兒童數
昭和二年	—	—	—
昭和三年	—	—	—
昭和四年	—	—	—
昭和五年	—	—	—
昭和六年	—	—	—
昭和七年	—	—	—
昭和八年	—	—	—
昭和九年	—	—	—
昭和十年	—	—	—

(ハ) マキ公學校

ヤップ島ウギリ管區マキ村

沿革

ツルガン分校が設置さるゝや、トミル、ウギリ兩管區の島民は學校設立の熱望止み難く、トミル總村長トモゲンウギリ總村長トニフェルは率先して各部落の島民を出動せしめ、トミル管區ソロール村に校地、校舎及通學道路の

第四章 各學校の沿革及現況





(年二和昭) 式成落校學公キマ 圖八十八第



(年二十和昭) 校學公キマ 圖九十八第

訓導が指導の爲め出張した。當時の児童数は男五、女十七、計二十二名であつた。

大正十五年五月十二日 南洋廳告示第五號を以て五月十日よりマキ公學校設置の旨告示された。よつてトミル村長に命じ、前記島民學校所在地に島民式校舎を建築せしめ、五月三十一日より授業を開始した。

建築工事をなし、私立トミル島民學校として大正十年八月十五日開校した。  
由來トミル酋長は酋長中最も有力な地位を占めたもので、今尙酋長中第一位に在り、ツルガン分校と對比して自己の管内に學校のないのを遺憾として、この舉に出でたものであらう。學校は一名の島民教師が一年から三年までを一學級に編制し、教科書、學用品等は全部之をヤップ島民學校より配給を受け、尙同校より毎月一、二回

一方新校舍敷地をウギリ管區マキ村に選定し、大正十五年七月より工事に着手し、關係職員の奮勵と、島民の努力により、昭和二年二月十九日新校舍が竣工し同日移轉し、翌二十日より授業を開始した。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(各年度四月末日現在)

年度別	職員數		學級數		在學兒童數		卒業兒童數	
	訓導	兼職	本數	補習科	男	女	計	本數
大正十五年	一	一	一	一	五	十七	二十二	—
昭和元年	一	一	一	一	七	十四	二十一	—
昭和二年	一	一	一	一	七	十五	二十二	—
昭和三年	一	一	一	一	七	十五	二十二	—
昭和四年	一	一	一	一	八	十五	二十三	—
昭和五年	一	一	一	一	十	十六	二十六	—
昭和六年	一	一	一	一	九	十六	二十五	—
昭和七年	一	一	一	一	九	十六	二十五	—
昭和八年	一	一	一	一	十	十六	二十六	—
昭和九年	一	一	一	一	十	十六	二十六	—
昭和十年	一	一	一	一	十	十六	二十六	—



三、幼稚園

(イ) ヤップ幼稚園

ヤップ島コロニー

沿革

ヤップ在住邦人中、學齡未滿の幼児が二十數名あり、幼稚園設置の必要を痛感して、有志者が相圖り、本園の設立認可を申請し、昭和五年四月十四日に認可され同年五月一日開園した。

昭和六年度より、保母の俸給額を限度として南洋廳より補助金を下附されることゝなつた。

各年度保母・組數及園兒數

(各年度四月末日現在)

年度別	保母數		組數	園兒數		計	新入園	前年度滿期者	滿期者累計
	保母	助手		男	女				
昭和七年	一	一	一	七	七	一四	七	七	一三
昭和六年	一	一	一	一〇	八	一八	一	六	六
昭和五年	一	一	一	三	一一	一四	一	一	一

年度別	保母數		組數	園兒數		計	新入園	前年度滿期者	滿期者累計
	保母	助手		男	女				
昭和八年	一	一	一	一〇	六	一六	八	八	二三
昭和九年	一	一	一	一	六	一七	二	六	二九
昭和十年	一	一	一	七	四	一一	四	七	三六

第三節 パラオ支廳管内

パラオ支廳は、東經百三十七度以來の「カロリン」群島一圓を管轄し、主要島はコロール、パベルダオブ、ベリリュウ、アンガウルの四島である。パベルダオブ島は、ボナベ島に次ぐ大島で、近來著しく産業的開發に拍車をかけ、コロール島は、南洋廳及パラオ支廳の所在地で政治、産業、學術上諸種の施設が行はれ、ベリリュウ、アンガウル二島は隣鑛採掘を以て發展して居る。

パラオ諸島は元來文化の恩澤に浴する機會が少く、随つて文化の進展に取残された觀があつたが、南洋廳設置と共に政治の中心地となり、近來産業的開發も著しく發展し、内地人の在住者も日毎に増加し、將に文化の中心地を建設せんとして居る。

コロール島はパラオ支廳の政治、文化の中心地で尋常高等小學校、公學校及木工徒弟養成所であり、幼稚園も設立されて居る、パベルダオブ島は、近來産業開拓が著しく發展し、尋常小學校三、公學校二あり、ベリリュウ島、アンガウル島には尋常小學校及公學校各一校宛設置されて居る。



### 一、小 學 校

パラオ支廳管内の小學校は、現パラオ小學校が、大正十年八月二十九日、南洋群島第三尋常小學校として設置され、昭和三年四月には高等科を併置した。大正十四年九月一日にアンガウル公學校に、邦人兒童の爲に特別學級が附置され、昭和十一年四月に獨立して、アンガウル尋常小學校が設置された。

近來バベルダオブ島の農業開拓の發展に伴ひ、農業移民が著しく増加し、就學兒童も激増して、大正十一年四月にはカインヤル村ガルドツク殖民地にガルドツク尋常小學校が設置され、翌十二年四月にはアイライ村及アルモノダイ村ガルミスカン殖民地にそれ／＼アイライ尋常小學校、ガルミスカン尋常小學校が設置され、昭和十三年四月にはベリリユウ島にベリリユウ尋常小學校が設置された。

#### (イ) パラオ 尋常 小學校

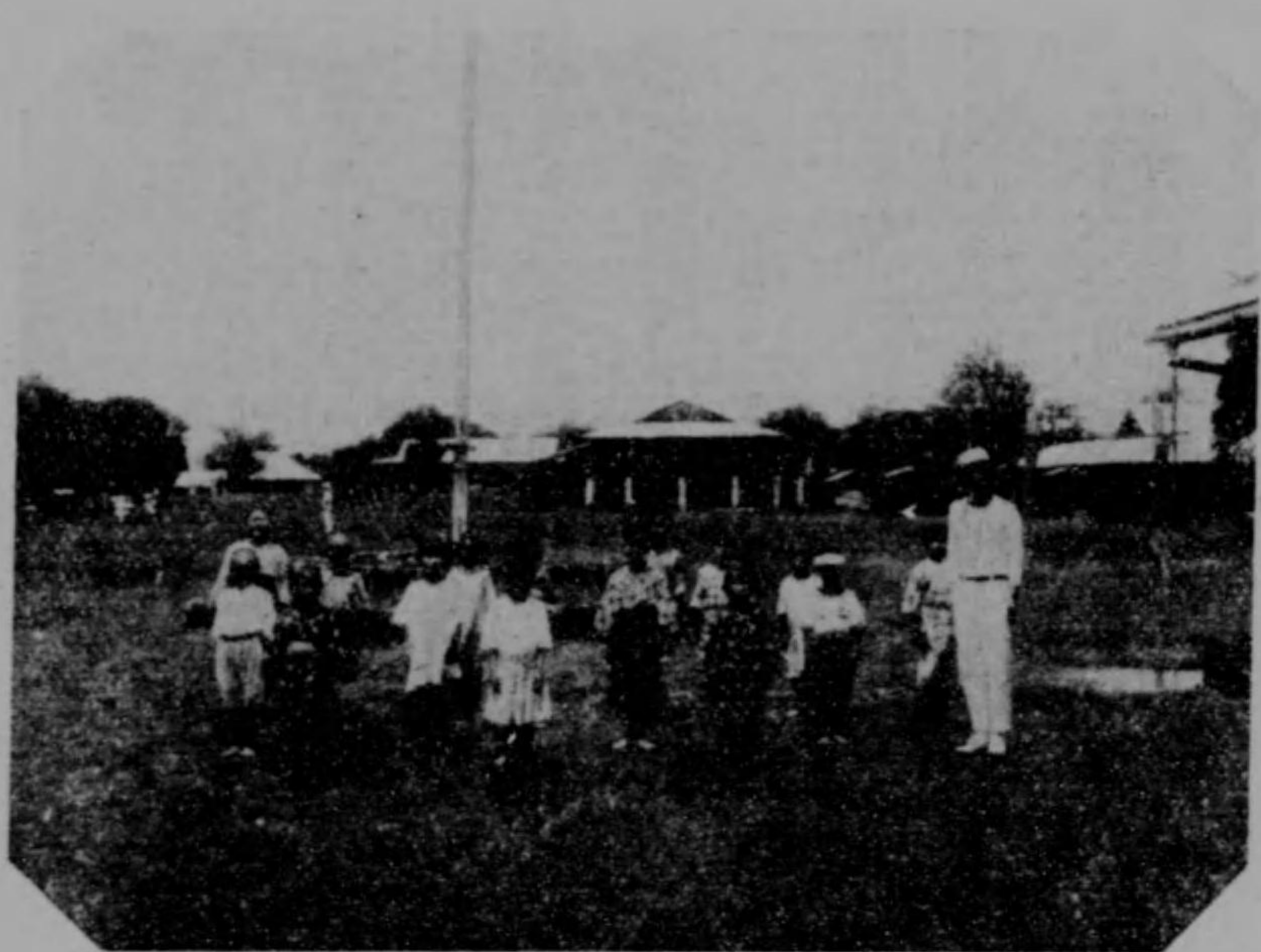
コロール島コロール町

#### 沿 革

大正十年七月 民政部を司令部と分離してコロール島に移された、依つて従來の在住者の上に、新任の諸官署職員の赴任者もあつて、邦人子弟教育機關設置の必要に迫られて、其の創設を見ることゝなつた。

大正十年八月二十九日 南洋群島第三尋常小學校をパラオ諸島コロール島に設置され、パラオ第一島民學校の一教室を假教室に充て、同年九月一日授業を開始した。

大正十一年四月一日 南洋廳の設置と共に、南洋廳パラオ尋常小學校と改稱された。



（年二十正大） 童兒校學小オラバ 圖十九第



（年三十和昭） 校學小等高常尋オラバ 圖一十九第







昭和九年	六	一	五	一	三	三	二	二	四	〇	二	一	五	三	二	一	一	二	七	一	三	二	五	九	一	七	四	九	一	六	五	一	四	六	一	四	八	二	九	四	一	五	一	二	五	四	九	四	〇																		
昭和十年	六	一	三	五	一	四	一	四	一	三	六	三	三	二	七	三	〇	二	五	三	〇	一	五	三	一	六	四	一	六	〇	一	七	〇	三	三	〇	〇	二	一	三	八	二	三	〇	四	三	一	八	三	一	九	〇	三	七	三	一	五	二	四	一	五	四	一	二	六	五	八



（年二十和昭）校學小常尋クツドルガ 圖二十九第

(口) 清水尋常小學校

バベルダオブ島清水村

ガルドツク殖民地は昭和四年に區劃され、昭和八年三月に第一回の移住者を見たが直に必要なのは児童の教育機関であつた。併し生活は安定せず、當局に小學校設置を申請したが實現に至らず、無教育状態が一年有半續いて、止むなく私設の教育所の建設に決定し、昭和九年七月一日、ガルドツク相愛教育所を開所して小學校教育を施した。

教育擔當を中村甚右衛門に依頼し、報酬は各児童の持寄りとしたが、同年九月より中村氏南洋廳より教育事務囑託を命ぜられ、其の事が止むことゝなつた。開所當時の児童数は四十六名であつた。

昭和十一年四月八日 南洋廳告示第八號を以て、南群廳ガルドツク尋常小學校を設置され、同月三十日私立教育所児童を收容し、同所を假校舎として開校し即日授業を開始した。單級編成で、男兒三十二名、女兒二十六名、計五十八名であつた。

昭和十二年二月二十五日 新營中の校舎竣工し、假校舎より移轉して、翌三月十三日落度式並祝賀會を舉行了た。

昭和十三年八月十日 南群廳告示第五十八號を以て校名を南洋廳清水尋常小學校と改稱した。

(ハ) 瑞穂尋常小學校

バベルダオブ島瑞穂村

沿革

アイライ殖民地の開墾に着手されたのは、昭和二、三年頃で、當時僅か四、五名で所謂未踏の密林を伐採したのが其の始である。然るに年を追ふて家族同伴の開拓者が増加し、學齡児童を持つ父兄もあり、それ等の者は止む得ず渡船でバラオ小學校に通學せしめて居たが、毎日通學せしむるのは容易でなく、コロール島に寄宿舎建設の議も再三持上つたが、種々の事情で實現するに至らなかつた。

昭和八年九月一日 殖民地自治會は一切の費用を負擔して、私立瑞穂尋常高等小學校を創設し十四名の児童を收容した翌九年八月校名を瑞穂教育所と改稱し、同年九月より南洋廳は教員を教育事務囑託として、其の給料を官費で仕拂ふことゝなつたが、小部落で學校を經營することは一方ならぬ困難で、再三官設小學校の設置を申請した。











大正十一年四月一日 南洋廳設置と共に、島民學校は公學校と改稱され、各分校も昇格して、獨立の公學校となつた。

(イ) コロール公學校

コロール島コロール町

沿革

南洋群島が我が國の領有となるや、バラオ守備隊長萬代納次郎氏は一般島民に日本語を教授することは將來に於て有利で而も必要な事を認めて日本學校を開設し、大正四年三月十日より授業を開始した。之が本校創設の起源である。

當時の校舎は、守備隊構内の「アバイ」(島民集會所で現在のマダライクランドの西隅にあつた)を之に充てたが



校學民島一第オラバ 圖四十九第  
(年八正大) 舍宿寄子女

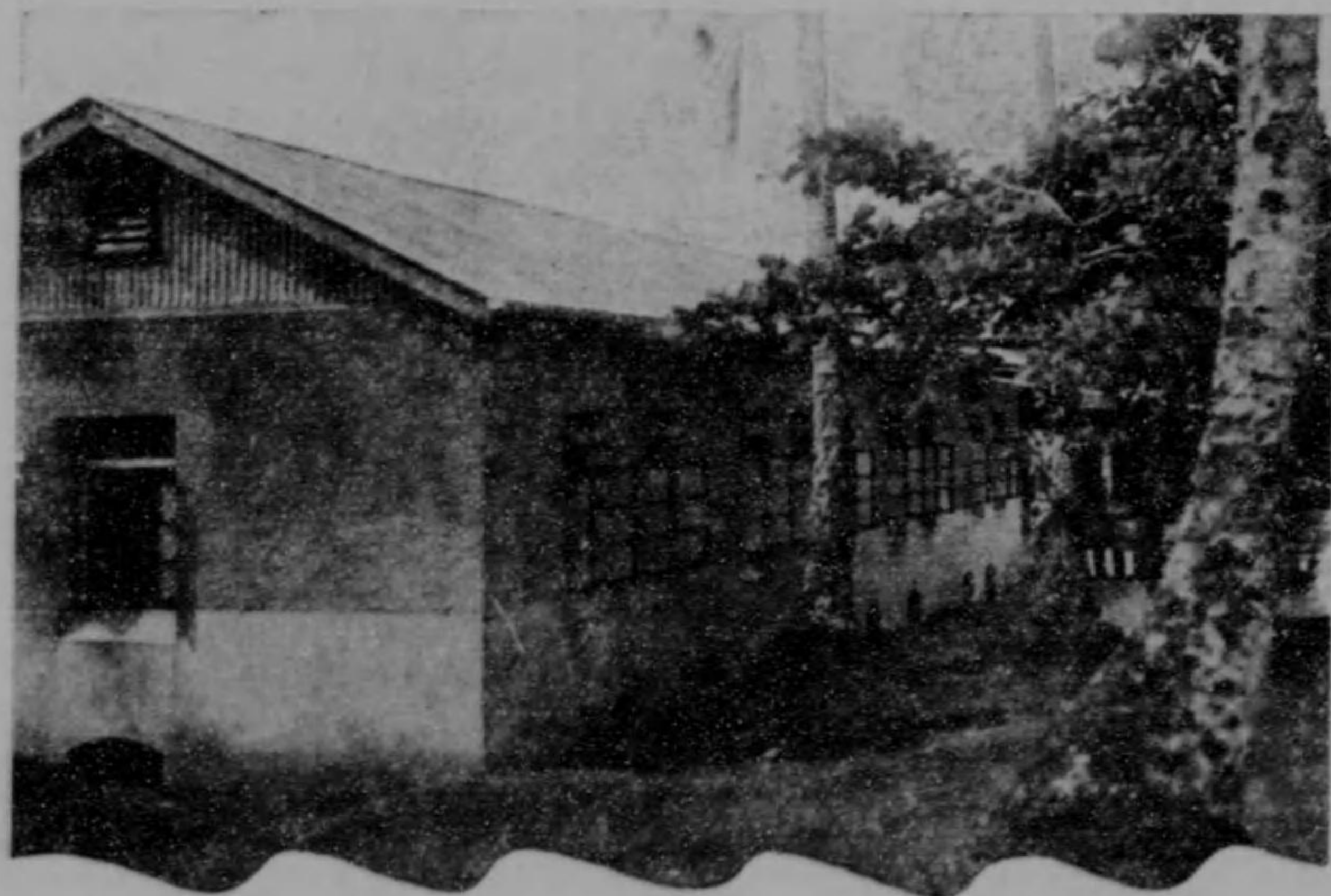


(年八正大) 校學民島一第オラバ 圖三十九第

學校の設備としては、僅かに教授用黑板が一枚あるのみで、机、腰掛もなく座して授業を受けた。教師は中本善助(海軍省通譯)を主任とし、守備隊兵員中普通學に素養のある下士に補助せしめた。児童はコロール島を主とし、



(年七和昭) 校學公ルーロコ 圖五十九第



(月四年三十和昭) 舍宿寄校學公ルーロコ 圖六十九第

他村落よりは指定選抜せしめて八十六名を收容した。



大正四年十月八日 獨逸宣教師經營の學校を廢止すると共に、其の校舍を守備隊構内に移轉した。

大正四年十二月二十七日 南洋群島小學校規則が發布され、バラオ小學校が設置された。

大正五年三月二十八日 校舍の南端にアイライ村にあつた村有校舍を移轉した。

大正五年七月十五日 男子寄宿舎をコロール村島民集會所に設け男兒六十名を收容し、同年十月五日女子寄宿舎をコロール村島民住宅に設けて女兒十九名を收容した。

大正七年九月一日 學制改革に依り、バラオ第一島民學校と改稱し、同時にペリリュウ、アングウルの二分校が附置された。

大正七年十月三十日 校舍新營に着手し、間口十八間、奥行四間の校舍が、翌八年三月三十一日竣工して移轉した。

大正八年十二月二十二日 補習科第一學年を公認設置され、大正九年度より授業を開始し、翌九年十月廿一日補習科第二學年延長の件が公認された。

大正十一年四月一日 南洋廳設置と共に、南洋廳コロール公學校と改稱し、同時にペリリュウ、アングウルの二分校は分離昇格して獨立の公學校となつた。

大正十二年三月三日 伏見宮博義王殿下御來校遊ばされ、全校兒童の遊戯を台覽あらせられた。

大正十三年度コロール村守アラカマイスの地を卜し、校舍新營に着手し、翌十四年五月二十四日竣工、落成式を舉行して、同月二十六日より新校舍に於て授業を開始した。

大正十五年五月二十九日 南洋廳告示第六號を以て、當校に木工徒弟養成所が附置された。

昭和二年五月二十八日 暴風雨の爲め男女兩寄宿舎倒潰され、新築中の寄宿舎も半倒した。翌三年三月三十一日半倒した新築寄宿舎を修築して舎生を收容した。

昭和三年九月二十三日 高松宮殿下練習艦隊にて御來島、午後當校に御來校遊ばされ、話方教授、合同體操、兒童成績品を台覽あらせられた。

昭和八年七月二十四日 高松宮殿下聯合艦隊にて御寄港、當校に御成り遊ばされ、讀方教授を台覽あらせられた。

昭和十一年四月十一日 新營工事中の寄宿舎竣工して移轉した。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

(各年度四月末日現在)

年度別	職員數		學級數		在學		兒童		總數		卒業兒童數		備考
	訓導主任	兼職	本	補	男	女	計	男	女	計	本	補	
大正四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—







語の教授を行はしめた。

大正五年一月十二日 コロール小學校マルキヨク分校を設置され、第二學年迄收容することとなり、同年七月二十日昇格して、マルキヨク小學校と改稱され、修業年限四年となつた。

大正五年十一月、吉田校長より校舎新築寄附に關し、總村長村長等の意向を具して軍政廳長に上申したが、村民の希望に任すとの指示があつた。依つて現在の校地をトシ大正六年二月一日より工事に着手し、加藤囑託を棟梁とし、島民大工及器用な者を以て工事を進め、三月二十四日竣工し、四月十三日落成式を舉行した。本工事は學區五ヶ村民の獨力で完成したものである。

大正七年九月一日 學制改革により、パラオ第二島民學校と改稱され、ガラルド分校が附置された。

大正八年三月 マルキヨク村アラカングル、アルコムル、アコイ三人の所有であつた校舎敷地を官有地に寄附し、更にアバラオ、アコイは校庭の西に連る丘陵二千七百二十四歩を校有地に寄附した。

大正十一年四月一日 南洋廳設置と共に、南洋廳告示第一號を以て、南洋廳マルキヨク公學校と改稱され、同時にガラルド分校は昇格して獨立校となつた。

大正十一年四月十六日 夜半東北よりの颶風に襲はれ全校舎倒潰の悲運に遭遇した。依つて倒潰校舎の殘材で設校舎を建造し、翌月一日より授業を開始した。

大正十二年度 校舎新營に着手し、十三年三月事務室以北を完成し、翌十四年九月事務室南二教室の造營を終了した。本校舎の新築経費は前記假校舎修繕費を流用したもので、其の額極めて僅少であつたが、不足額は全部校下

各村民の勞力奉仕に依つて完成した。

昭和九年十一月十二日 校舎新營工事に着手し、翌十年二月二十六日竣工し直に移轉して新校舎で授業を開始した。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(大正十一年度以前學年末現在)  
(大正十一年度以降四月末日現在)

年度別	職員數		在學				児童		總數		卒業児童數		備考
	訓導主任	囑託	一年	二年	三年	四年	計	男	女	計	本科	補習科	
大正五年	一	一	一	一	一	一	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇			
大正六年	一	一	一	一	一	一	八九	八九	一六三	一六三			
大正七年	一	一	一	一	一	一	一〇九	一〇九	一六三	一六三			
大正八年	一	一	一	一	一	一	八九	八九	一五二	一五二			七月卒業 十二月卒業
大正九年	一	一	一	一	一	一	八二	八二	一五二	一五二			
大正十年	一	一	一	一	一	一	九六	九六	一七〇	一七〇			
大正十一年	一	一	一	一	一	一	六五	六五	一七〇	一七〇			
大正十二年	一	一	一	一	一	一	五九	五九	一一一	一一一			
大正十三年	一	一	一	一	一	一	五九	五九	一一一	一一一			
大正十四年	一	一	一	一	一	一	五八	五八	一一一	一一一			



大正十四年	ニ	一	一九	九	一	八	一	八	一	五	六	四	五	一	〇	一	七	一	八	三	九	〇
大正十五年	ニ	一	九	一	〇	三	三	一	五	一	五	七	七	一	四	一	五	一	四	一	九	〇
昭和元年	ニ	一	六	一	四	一	〇	一	九	一	四	三	五	一	四	一	四	一	四	一	四	一
昭和二年	ニ	一	六	一	四	一	〇	一	九	一	四	三	五	一	四	一	四	一	四	一	四	一
昭和三年	ニ	一	四	一	八	一	四	三	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和四年	ニ	一	一	五	九	一	二	七	一	四	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五年	ニ	一	一	五	一	六	一	五	一	〇	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和六年	ニ	一	一	五	一	五	一	五	一	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和七年	ニ	一	一	五	一	七	一	五	一	四	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和八年	ニ	一	一	六	一	二	一	六	一	二	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和九年	ニ	一	一	三	一	四	一	三	一	六	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和十年	ニ	一	一	五	一	八	一	九	一	二	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(ハ) ガラルド公學校

沿革

大育四年十二月 マルキヨクに學校が設置され、島民は漸次學校教育の眞價を解し、益々兒童の就學が増加して來たが、ガラルド村以北の父兄はマルキヨクに寄宿する子弟の爲に糧食其の他の運搬で一方ならぬ不便を感じ、該

パベルグオブ島カラルド村

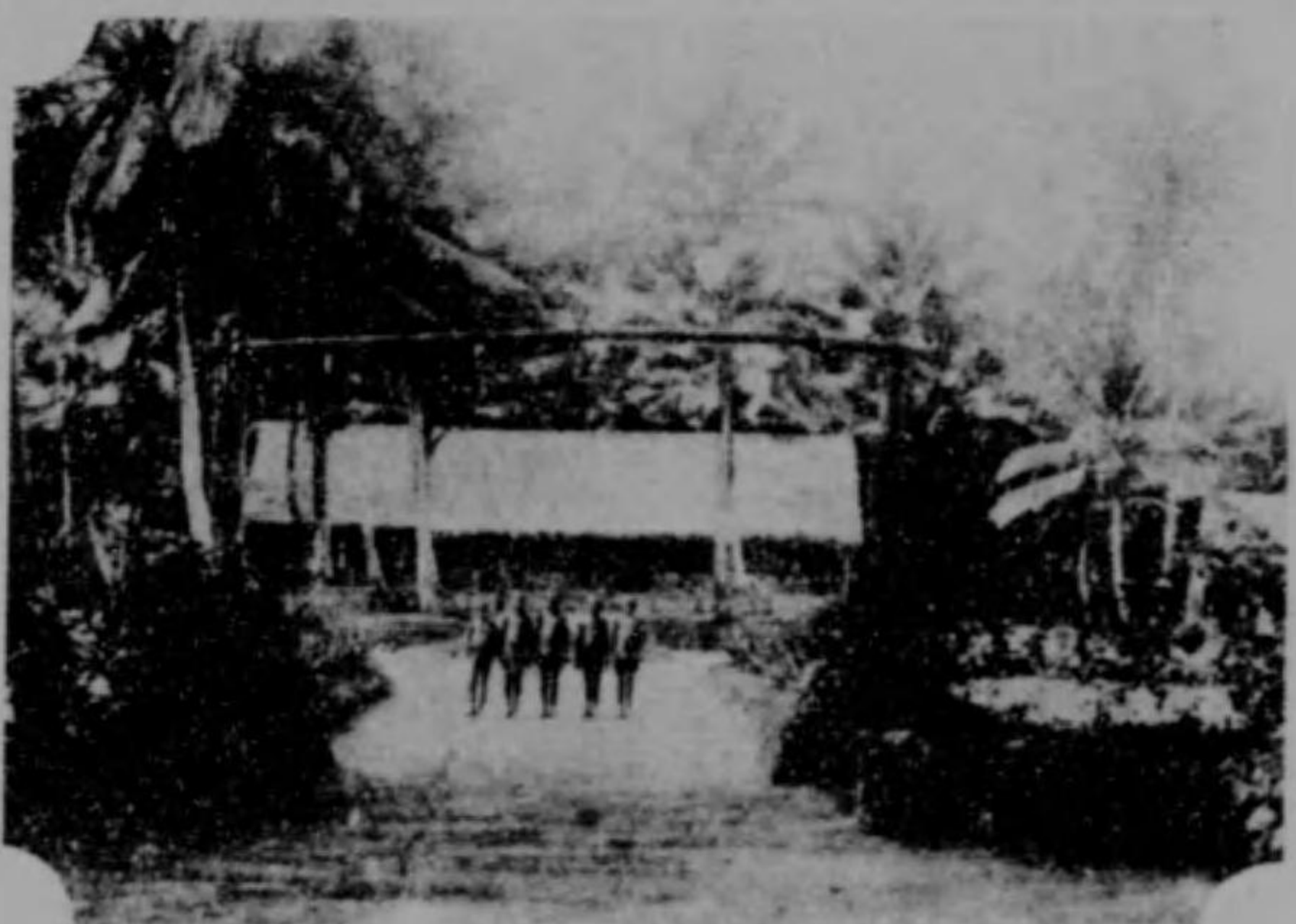
地方民相議して本島北部の中心地のガラルドに學校の新設を要望した、依つてマルキヨク小學校長及マルキヨク警

吏は之を諒とし、事情を具して軍政廳長に上申した。

大正七年九月一日 パラオ第二島民學校、ガラルド分校が設置され、アルコロ、ガラスマオ、ガラルドの三村を通學區域と定められた。

大正七年十一月 初旬マルキヨク校下五ヶ村民の勞力奉仕により、加藤末吉氏棟梁となり、校舎建築に着手し、翌八年一月下旬校舎

第九十九圖 ガラルド公學校 (大正十二年)



第一百圖 ガラドル公學校 (昭和三十一年)



並官舎竣工し、同年二月五日落成式及開校式を舉行した。

大正九年三月十日より職員缺員となり補充なき爲臨時閉校となり、兒童はパラオ第二島民學校に收容され、以降



第三節 パラオ支庁管内

五四〇

大正十二年三月末まで繼續した。  
 大正十一年四月一日 南洋廳設置と共に閉校の儘獨立校に昇格し、南洋廳告示第一號を以て、南洋廳ガラルド公學校と改稱された。

大正十二年四月二日 獨立學校として始めて授業を開始した。  
 大正十二年九月十二日 午後三時二十分校舎一棟焼失した。原因は校舎裏枯草より飛火したものと推定された。  
 大正十三年三月學區三ヶ村の勞力奉仕に依り、板床、トヤカル葺校舎が竣工した。  
 昭和八年五月二十一日 校舎新營に着手し、同年十二月二日竣工して、落成式を舉行し、移轉して授業を開始した。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(各年度四月末日現在)

年度別	職員數		學級				在學		兒童		總計		卒業児童數		備考
	訓導	補助	一年	二年	三年	四年	計	男	女	計	男	女	本科	補習科	
大正七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同前
大正八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

年度別	職員數		學級				在學		兒童		總計		卒業児童數		備考
	訓導	補助	一年	二年	三年	四年	計	男	女	計	男	女	本科	補習科	
大正七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同前
大正八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(二) ベリリュウ公學校

沿革

第四章 各學校の沿革及現況

ベリリュウ島

五四一



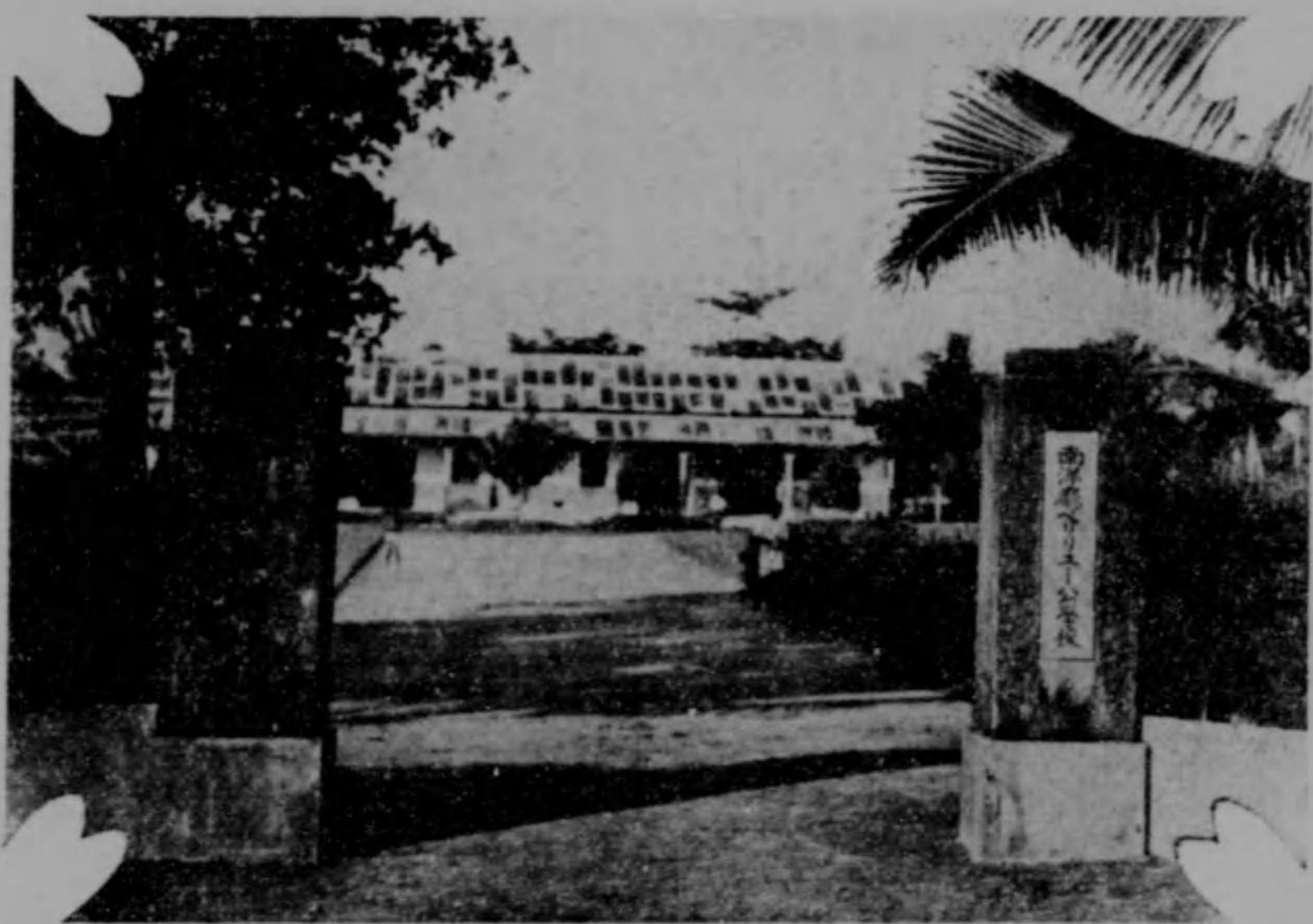
本島児童はコロール小學校及アンガウル小學校に、約半数宛修學せしめて居たが、他島に児童を寄宿せしめるこ

とは、食糧の運搬其の他一方ならぬ不便があつた。

大正六年海軍警吏小柴重内が當ベリリュウ警吏として着任するや、島民の實狀を洞察して鋭意盡力の結果、學校建設の運びとなり、經費、材料及勞力全部島民父兄の奉仕により、大正四年四月一日タコの葉葺校舎一棟落成したが、教員の配置なく警吏自ら本務の傍教育事務を擔當する事一年有半に及んだ、其の効績は多大なものがある。

大正七年九月一日 南洋群島島民學校規則實施と共に、パラオ第一島民學校ベリリュウ分校を設置され、大正八年六月初めて教員の配置があつた。

大正九年十二月十八日 大暴風雨のため校舎全部倒潰され、一時宇アシヤスの島民集會所を假校舎として授業を行つた。



(昭和二十年) 校學公ウユリリベ 圖一百零

大正十年六月三十日 新營中の校舎竣工し假校舎より移轉した。再築の校舎は島材、タコの葉葺で一部官費を支給されたが、過半は島民の寄附及勞力奉仕に依つて完成した。

大正十一年四月一日 南洋廳設置と共に、昇格獨立して、南洋廳ベリリュウ公學校と改稱された。

昭和二年五月二十八日 大暴風雨の災に再會し、校舎及教員官舎全部倒潰した。依つて假校舎を校庭の一隅に建設して教授を續行した。

昭和三年四月三十日 リーフ積コンクリート造の堅固な校舎の新營工事が竣工し、同年六月一日假校舎より移轉した。

各年度職員・學級・児童及卒業児童數

(大正十一年度以前學年末現在  
大正十一年度以降四月末日現在)

年度別	職員數		學級數		在學児童數				卒業児童數		備考
	訓導主任	兼職	本教員	補員	男	女	計	男	女	計	
大正七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大正十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	



昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正五年	大正四年
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八
三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇

(ホ) アンガウル公學校

沿革

アンガウル島

群島が我が國の領有に歸して、間もなく本島にはバラオ守備隊アンガウル分遣隊が派遣された。同隊では島民寄附の掘立家屋を校舎とし、島民兒童三十餘名を收容して、アンガウル小學校と稱して、分遣隊兵員により日本語、

算術、體操、軍歌等を教授した。

大正五年三月三十一日 アンガウル分遣隊が引上げとなり、同時に小學校も閉校の悲運に遭遇したが、當時の分



第百二圖 アンガウル分校(大正九年)



第百三圖 アンガウル公學校(昭和十年)

遺隊指揮官海軍中尉横山茂は、アンガウル無線電信所長に任ぜられ、小學校閉鎖の不可を主張し、自ら進んで教育



事業を引受け、校舎を東海岸電信所附近に移し、私費を投じて電信所兵員と共に授業を繼續した。  
 大正五年六月 防備隊司令官來島の際、當島の教育事業を、採鑛所長に委託した、依て學校を再び舊位置に復して、採鑛所員をして教授を擔當せしめた。

大正七年九月一日 南洋群島島民學校規則實施に際し、パラオ第一島民學校アンガウル分校が設置された。  
 大正十一年四月一日 南洋廳の新設と共に昇格して獨立校となり、南洋廳アンガウル公學校と改稱された。  
 大正十二年十二月 間口十間、奥行五間の校舎を島民の寄附行爲により新築落成し、後官廳に寄附受入を了した。

大正十四年九月一日 特別學級を附置され、邦人兒童の教育を開始した。  
 昭和十年四月一日 特別學級は分離して、アンガウル尋常小學校となつた。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

(各年度四月末日現在)

年度別	職員數		在學兒童數						卒業兒童數		備考		
	訓導主任	兼職員	一年	二年	三年	四年	計	補一	補二	計		總計	本科
大正七年	一	一	八	八	〇	九	八	六	二	六	二	三	三
大正八年	一	一	一四	一六	九	四	—	—	—	—	—	—	—
大正九年	一	一	一八	二六	四	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十年	一	一	二一	二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十一年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十二年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十三年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十四年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十五年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十六年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十七年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十八年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十九年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正二十年	一	一	二二	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年度別	職員數		在學兒童數						卒業兒童數		備考		
	訓導主任	兼職員	一年	二年	三年	四年	計	補一	補二	計		總計	本科
大正十年	一	一	七	二	一	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十一年	一	一	一八	一五	一六	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十二年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十三年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十四年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十五年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十六年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十七年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十八年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十九年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正二十年	一	一	二二	一六	一五	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和元年	一	一	一〇	七	六	七	三	五	—	—	—	—	—
昭和二年	一	一	八	五	〇	四	七	五	—	—	—	—	—
昭和三年	一	一	四	一〇	八	四	九	五	—	—	—	—	—
昭和四年	一	一	八	五	六	九	九	三	—	—	—	—	—
昭和五年	一	一	一六	一八	六	七	八	一	—	—	—	—	—
昭和六年	一	一	一六	一八	六	七	八	一	—	—	—	—	—
昭和七年	一	一	七	六	一	五	八	三	—	—	—	—	—
昭和八年	一	一	四	四	七	五	二	七	—	—	—	—	—
昭和九年	一	一	五	九	五	四	六	五	—	—	—	—	—
昭和十年	一	一	五	九	五	四	六	五	—	—	—	—	—

(ハ) 木工徒弟養成所

第四章 各學校の沿革及現況

コロール島コロール町



沿革

島民の生活改善並職業指導の目的で、軍政時代より各地に於て各種の講習會が開催されて居た。南洋廳設置以後

も各支廳に於て屢々施行された木工、建築等の講習をなし一層教育的に効果あらしむる爲に本所を創設することゝなつた。

大正十五年五月四日 コロール公學校長は本所創立事務を依頼され、同月十五日生徒六名着島して假入學を許可し、翌十六日よりコロール公學校職員によつて修身、算術、國語、體操、圖畫の授業を開始された。

大正十五年五月二十六日 南洋廳令第一號を以て木工徒弟養成所規則が發布され、同月二十九日南洋廳告示第六號を以て、コロール公學校に本所附置の件が公布された。

昭和三年度、校舍及作業場を新營し、實習作業場は生徒實習にて建築して昭和三年六月二十五日に竣工し、校舍は同年七月十九日竣工した。

昭和四年度末、生徒寄宿舎を生徒の實習にて、新營して竣工した。



第四百四圖 木工徒弟養成所(昭和七年)

た。

昭和八年七月二十四日 高松宮殿下聯合艦隊にて御來島の際、コロール公學校々庭に於て本所生徒の建前作業を台覽の光榮に浴した。

各年度職員・學級・生徒及卒業生徒數

(各年度四月末現在)

年度別	職員數			學級數	在籍生徒數			卒業生徒數		
	専任講師	助手	兼任講師		本 一 年	本 二 年	研究生	計	卒業生	累 計
大正十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—







もので、昭和二年五月廿四日に設立認可を受け、翌三年四月五日に開園した。  
昭和三年度より、保母の俸給を限度とする補助を南洋廳より受けることゝなつた。  
昭和十二年九月一日コロール町營に移管された。

各年度保母・組數及園兒數

(各年度四月末日現在)

年度別	保母數		組數	園兒數		新入園	前年度滿期者	滿期者累計
	保母	助手		男	女			
昭和三年	一	一	二	一六	一五	三一	三一	一
昭和四年	一	一	二	一八	二一	三九	一六	九
昭和五年	一	一	二	一九	二三	四二	一三	一一
昭和六年	一	一	二	一一	一四	二五	八	九
昭和七年	一	一	二	一七	二〇	三七	二六	八
昭和八年	三	一	二	三四	四四	七八	六四	一五
昭和九年	二	一	三	三八	四四	八二	四四	二二
昭和十年	一	二	三	五一	四三	九四	三一	二〇

#### 第四節 トラツク支廳管内

トラツク支廳は、東經百五十四度以東の東カロリン群島一圓を管轄し春島、夏島、秋島、各島、月曜島、水曜島、金曜島が主要島であるが何れも狭小である。トラツク諸島は、大正三年十月十二日第一南遣支隊により占領され、同年十二月二十八日臨時南洋群島防備隊條令發布と共に、夏島に司令部を置いて全群島を統轄して居た。而大正十一年三月三十一日臨時南洋群島防備隊條令が廢止される迄は、群島政治の中心地であつた。

南洋廳がパラオ諸島コロール島に移され、夏島に支廳が設置されてから、稍々等閑にされた状態で邦人居住者も漸次減少したが、近來水産業の發展するに伴ひ、邦人居住者も漸次増加するに至つた。

夏島は支廳の所在地で小學校、公學校及幼稚園があり、春島、冬島、秋島、水曜島、月曜島及モートロツク島にはそれ〴〵公學校が設置されて居る。

#### 一、小 學 校

トラツク支廳管内の小學校は僅か一校に過ぎないが、其の設置は群島最初の南洋群島小學校規則の實施された大正八年八月一日である。尙昭和十二年十二月一日には水曜島に同校の臨時教室が設置された。

#### (イ) トラツク尋常小學校



沿革

南洋群島占領直後の軍政時代には邦人の家族を同伴するものは稀であつたが、民政部の設置と共に、其の職員で家族を随伴するものが漸次増加し、且民間邦人の渡來する者もあつて、其の子弟の學齡兒童が數名あつたが、修學機關がない爲に、一時島民學校に聽講生として收容して居た。



(年六和昭) 校學小常尋クツラト 圖六百第



(年二十和昭) 校學小常尋クツラト 圖七百第

大正八年八月一日 民政部告示第一號を以て、南洋群島第一尋常小學校をトラック諸島夏島に創設され、島民學校の一部を改造して教室に充て、同年九月一日兒童八名を收容して授業を開始し、同月二十五日開校式を舉行了。

大正十一年四月一日 南洋廳設置と共に、南洋廳トラック尋常小學校と改稱された。

大正十二年三月十二日 教育に關する勅語謄本を下附された。

大正十五年十二月 夏島公學校々舎が二ヶ所にあつたものを、小學校、公學校と現在の如く分割した。

昭和三年九月十五日 軍艦八雲御乗組として御來航の 高松宮殿下には、本校を會場とせる教育成績品並博物展覽會に御臨席の爲御來校あらせられ、且トラック支廳管内小・公學校に對し、教育獎勵の思召を以て御下賜金を賜り本校にも頒賜された。

昭和七年七月十七日 久邇宮朝融王殿下が御成り遊ばされた。

昭和九年三月二十九日 新設校舎が竣工し、て之に移轉した。

昭和十年七月八日 伏見宮博英王殿下、朝香宮正彦王殿下が御成り遊ばされた。

昭和十二年十二月一日 水曜島にトラック尋常小學校水曜島臨時教室が附置された。

各年度職員・學級・兒童及卒業兒童數

(大正十一年度以前學年末現在  
大正十一年度以降四月末日現在)

年度別	職員數		學級												卒業兒童數		
	訓導	兼任	尋常	高等	第一	第二	第三	第四	第五	第六	計	男	女	計	男	女	